

令和3年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

令和3年 3月2日 開会

令和3年 3月16日 散会

大多喜町議会

令和三年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和3年第1回大多喜町議会定例会3月議会会議録目次

第1号（3月2日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	7
一般質問	8
山田久子君	8
吉野 惇一君	27
根本年生君	33
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
同意第3号～同意第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	57
同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
散会の宣告	87

第2号（3月3日）

出席議員	89
------	----

欠席議員	89
地方自治法第121条の規定による出席説明者	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
議事日程	90
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
議案第23号～議案第29号の一括上程、説明	138
散会の宣告	171

第 3 号 (3月16日)

出席議員	173
欠席議員	173
地方自治法第121条の規定による出席説明者	173
本会議に職務のため出席した者の職氏名	173
議事日程	174
開議の宣告	175
行政報告	175

諸般の報告	176
議事日程の報告	176
議案第23号の質疑、討論、採決	177
議案第24号の質疑、討論、採決	184
議案第25号の質疑、討論、採決	185
議案第26号の質疑、討論、採決	185
議案第27号の質疑、討論、採決	186
議案第28号の質疑、討論、採決	187
議案第29号の質疑、討論、採決	188
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
日程の追加	192
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
日程の追加	197
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
日程の追加	203
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	203
休会について	205
散会の宣告	205
署名議員	207

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和3年3月2日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君		

欠席議員(1名)

12番 麻生勇君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 同意第 2号 大多喜町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて
- 日程第 4 同意第 3号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 5号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 6号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 7号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 8号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 9号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第10号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第11号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第12号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第13号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第 3号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第16 議案第 4号 大多喜町障がい者施策推進計画の策定について
- 日程第17 議案第 5号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について
- 日程第18 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 7号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 8号 高速バス運行基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第21 議案第 9号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○副議長（末吉昭男君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、麻生議長におかれましては、体調不良のため欠席でございます。したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、末吉がその職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日は、令和3年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

なお、本日、滝口代表監査委員から、所用のため欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから、令和3年第1回大多喜町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○副議長（末吉昭男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和3年第1回議会定例会3月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回議会定例会3月会議を開催させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと存じます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国から緊急事態宣言が3月7日まで延長されているところでございますが、町といたしましては、ワクチン接種に向けた準備体制を整えるとともに、今後も新型コロナウイルス感染症対策事業を進めてまいりますので、町民の皆様には、引き続き感染予防にご協力をお願い申し上げます。

さて、本日から始まる第1回議会定例会3月会議でございますが、令和3年度の各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干説明をさせていた

できます。

内閣府の政府経済見通しによりますと、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、各種政策の効果もあって持ち直しの動きがある一方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばであるとしております。

今後については、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善により、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による影響が経済を下振れさせるリスクに十分留意する必要があるとしております。

こうした政府の経済見通しや新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、本町の令和3年度予算の歳入では、税収及び交付金等を堅実に算定し、歳出は第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の計画初年度であることから、各計画との整合性を図り、重点事業等を着実に推進すること、また、全ての事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討することを予算編成の基本方針といたしました。

令和3年度の歳入における自主財源については、寄附金、ふるさと納税の数年の実績を踏まえ、33パーセントの増を見込みましたが、町税、分担金及び負担金、またふるさと納税事業への充当財源としての繰入金の減により、自主財源の総額は前年度より3.5パーセント減の19億1,084万円となりました。

依存財源については、交付金は地方財政計画を基に算定をし、地方消費税交付金の増及び地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増を見込みましたが、土木施設災害復旧の完了に伴う国庫支出金の減、町債においても災害復旧事業債等の減により、総額は前年度より6.6パーセント減の29億9,815万円となりました。

一方、歳出において、総務費は、衆議院議員選挙、大多喜町長選挙、ふるさと納税における返礼品等経費、ふるさと基金積立て、そして新たに定住・移住対策事業として、集落支援員を設置するための経費等を計上しました。

民生費は、高齢者及び障害者福祉費、新たに入学祝い金を加えた少子化対策事業費、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園運営費、児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への繰出し等を計上しました。

衛生費は、がん検診、住民健診、乳幼児健診、予防接種事業、産後ケア事業、子育て応援ヘルパー派遣事業、子育てタクシー委託事業、合併処理浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助、斎場運営事業等を計上しました。

農林水産業費は、有害鳥獣対策として、猿、鹿、猪、キョン等の駆除や有害獣関連各種補助金事業、集落の農地維持活動を支援する多面的機能支払交付金事業、間伐等森林保全のための森林環境譲与税事業等を計上しました。

商工費は、面白峡遊歩道整備事業、商い資料館管理運営事業、空き家を利用した起業支援事業、そして新たに中瀬遊歩道等の整備費として、観光施設整備事業等を計上しました。

土木費は、橋梁長寿命化事業及び会所弓木線、船子東前線などの町道改良事業等を計上しました。

消防費は、広域常備消防負担金、消防団運営事業、小型動力ポンプ付積載車の更新、固定系防災行政無線機器の更新、地域防災計画の修正などを計上しました。

教育費は、学校施設管理、小中学校の送迎バス運行費、学校給食費補助金、中央公民館管理運営事業、海洋センター管理運営事業等を計上しました。

一般会計の予算総額は、前年度より5.4パーセント減の49億900万円となりました。

特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施しました。

令和3年度の予算の一般会計と特別会計の合計額は、前年度より0.1パーセント減の77億9,507万円となりました。

以上、令和3年度当初予算編成の方針について申し上げさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染もいまだに収まらず、ワクチン接種に向けた準備も進めておりますが、今後の経済に及ぼす影響も不透明なところであり、状況により必要な予算を措置するなどの対応をしてみたいと存じますので、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告に代えさせていただきます。

○副議長（末吉昭男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○副議長（末吉昭男君） 次に、諸般の報告であります。令和3年第1回議会定例会2月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2月19日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、11番吉野一男君から報告願います。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、令和3年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が、2月19日10時に広域事務所において招集され、麻生勇議長、野村賢一議員、私と3人

で出席しましたので、ご報告させていただきます。

副議長の選挙におきましては、指名推選により、いすみ市議会の横山正樹議員が選出されました。

続いて、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これは、消防本部において常時50人以上の職員を使用する所属所が生じる見込みであることから、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任するため、非常勤の特別職に新たに産業医を追加し、その報酬の額を月額2万円に定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億320万円としました。

内容は、東京オリンピック大会のサーフィン競技の開催延期に伴い、消防救急体制整備に関する応援協定に基づく警戒配備等に係る事業費の減額並びに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消防職員への感染防止の強化と消防救急業務の安全性の確保を図るため、各消防署内における感染予防対策として、オゾン除菌機器など感染防止用機器を購入するものです。

続きまして、議案第4号 令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでございますが、予算規模は20億4,107万7,000円で、対前年度比7,585万1,000円、3.6パーセントの減額となりました。

重点施策の概要については、第1には、大原消防署配置の水槽付消防ポンプ車を災害対応特殊化学消防ポンプ車に更新、整備するとともに、現場での活用の効率化を図るため、必要な資機材の整備を図り、救急救命及び防災体制の充実強化に努める。また、救急救命士の養成をはじめ、消防救急活動の質を向上させるため、消防職員の研修にも力を入れる。

第2には、地域医療体制の充実であります。二次救急医療体制等を維持することは、地域住民にとって必要不可欠なものでありますので、病院群輪番制、在宅当番医制を引き続き実施するとともに、医師や専門スタッフは、24時間電話で健康、医療、介護、育児などに関す

る相談にアドバイスをする電話相談事業を継続して実施いたします。

議案は、全議案とも全員賛成で可決されました。

以上で、簡単でございますが、令和3年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

次に、2月22日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

この件につきましては麻生議長から報告いたすところでございますが、本日欠席のため、お手元に配付の議案、資料のとおりですので、ご確認いただきたいと思います。

なお、今回提出された議案につきましては、全て可決されていることを確認しております。

次に、監査委員から、12月以降に実施いたしました例月出納検査及び11月5日、6日に実施しました定例監査の結果の報告がなされております。これにつきましては、後ほど報告書を皆様に配付させていただきたいと思っております。

次に、本3月会議の審議期間ですが、本日から3月16日までとします。本会議の審議は本日と明日3日、そして16日とし、この間、9日と10日に総務文教、福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。9日は総務文教常任委員会所管事務、10日は福祉経済常任委員会所管事務について、新年度予算の内容説明を受けることとしております。

執行部の皆様にはよろしく願いいたします。

議員の皆様申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（末吉昭男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 野村賢一君

5番 根本年生君

を指名します。

◎一般質問

○副議長（末吉昭男君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、本日3名を予定しています。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○副議長（末吉昭男君） 初めに、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さきの議会議員選挙で女性が1人となってしまいました。女性目線で小さな声を町政へ届けさせていただきたいと思っております。町長をはじめ執行部の皆様には大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は大綱3点にわたり質問させていただきます。

初めに、学校における道徳教育、がん教育についてお伺いをいたします。

小中学校の学習指導要領の一部改定により、平成30年4月より小学校で、平成31年4月より中学校で、特別の教科道徳が全面実施されております。そこで、本町では道徳の教科化にどのように取り組み、進めてきていただいているのかお伺いをいたします。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、山田議員からの一般質問について教育課からお答えさせていただきます。

山田議員がおっしゃるとおり、道徳につきましては、平成30年度から小学校で、また平成31年度から中学校で、特別の教科道徳として授業を実施しております。各小中学校では、県の学校教育指導の指針に基づき、次の4つの項目で道徳教育の充実に努めております。

1つ目は、校長の方針の下、道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校全体で進める道徳教育の一層の充実に努める。

2つ目は、ほかの学校の公開授業研究会への参加や、校内における相互の授業の参観などを通して、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法や評価の工夫、改善を図る。

3つ目は、全内容項目を計画的、発展的に指導する中で、県で作成した道徳教育映像教材を活用し、道徳科を一層充実させる。

4つ目は、道徳科の授業公開等により、家庭、地域と連携した道徳教育を推進する。

このように、特別の教科道徳の授業だけでなく、各教科や特別活動などの各領域において、学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達の段階に応じて行っております。

なお、千葉県道徳教育の指針では、千葉県における道徳教育の主題として、児童・生徒が、「人と人、人と社会、人と自然などの豊かなふれあいの中で、自分と自分を取り巻くものとの関わりやつながりを深く意識し、自他の生命を尊重し、自らの人生（「いのち」）をよりよく生きていけるように、学習指導要領等を踏まえて重点的な指導を行うこと」とし、「『いのち』のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～」を千葉県における道徳教育の主題として掲げ、全ての学校種で、児童・生徒の発達の段階に応じた取組を推進すると示されております。

これを受けて、各学校では道徳教育全体計画を作成し、学校教育目標や地域の実態を考慮に入れた学校における道徳教育の目標を設定し、道徳教育の充実に努めているところです。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。私どもの時代の、道路は手を挙げて渡りましようみたいな道徳から考えますと、大きく本当に深く変わってきているなというところを改めて感じたところでございます。

次にお伺いしたいところは、この道徳教育におきまして、各教科の授業の中や、今般のコロナ禍等などの社会状況の下におきまして、どのようにこの道徳教育が生かされているのか、その点をお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問について、教育課からお答えさせていただきます。

学校における道徳教育については、特別の教科道徳の授業だけでなく、各教科や特別活動などの各領域において、学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達の段階に応じて行っています。

全国学力・学習状況調査、生活に係る意識調査におきまして、本町の小学生の道徳の教科化前の平成29年度と、道徳教科化後の平成31年度の意識調査の結果を比較しますと、「自分

にはよいところがあると思う」という自己肯定感が67.8パーセントから79パーセント、続きまして「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある」という共感的な人間関係の意識が83パーセントから87.1パーセント、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という自己決定意識が94.9パーセントから96.8パーセント、この数字が表すように、特別な教科道徳の実践の一つが成果として出ているのではないかと考えています。また、この意識調査の結果から、このコロナ禍の状況下でも道徳教育は生かされていると思っています。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今のお話を伺いまして、目に見えない学力の向上が図られているのかなと思いました。大変喜ばしいことではないかなと感じております。この道徳教育を通して、今、課長からお話がありましたように、人の痛みや苦しみに寄り添う共感力、また確かな情報と正確な知識に基づいた創造力、そして多様な考えや生き方に理解が求められる時代を生き抜く心の力などを、これまで以上に身につけていただくことができたところだと思います。これからも学校におきますご指導のほどを、よろしく願いしたいと思います。

次に、学習指導要領にがん教育が位置づけられ、令和3年度から中学校で開始されると伺っております。がん教育の目的の一つは、がんという身近で命に関わる病気を題材にして学ぶことで、健康な生活やがんに対する正しい知識、そして命の大切さに気づくことと言われております。そこで、本町では、がん教育をどのように進めていく考えでいるのか、既に実施をしていただいている部分もあるかと思われませんが、お伺いをいたします。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問について、教育課からお答えさせていただきます。

国におけるがん教育については、がん対策基本法の下、第3期がん対策推進基本計画に基づいて実施されております。国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるとされております。

文部科学省では、次の3点を実施することとなっております。1つ目は、新学習指導要領に「がん教育」を明記し、中学校は令和3年度から全面実施する。2つ目は、がん教育推進のための教材等の作成、周知に努める。3つ目は、地域の実情に応じたがん教育の取組を支

援するとなっております。

これまで学校は、健康教育の一環としてがん教育に取り組んできたところですが、学校において、がん教育を実施する際の参考となるよう、また効率的な指導が行えるように、文部科学省や県教育委員会で教材を作成しております。

中学の新しい学習指導要領において、がん教育は、中学2年生の保健体育の保健の分野で取り扱うこととされております。項目としては、健康の保持増進、生活習慣病に関わる項目で、適切な運動、食事、睡眠の大切さを認識するとともに、疾病への正しい理解の中で、地域の実情に応じたがん教育の実施の取組が望ましいと考えています。

町教育委員会としては、学校に対し、これら教材等の積極的な活用を図り、学校におけるがん教育の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、本年度は、大多喜中学校の2年、3年の保健体育で、がんの学習が実践されております。授業において、生徒たちには、がんで亡くなった身近な人などを思い起こさせたり、自らの生活習慣を見直すなど、がんについて正しく理解し、身近な病であることを感じ取ってもらうことができたようです。

現在、医療の進歩により、がん患者の生存率は飛躍的に向上しています。しかし、それは早期発見、早期治療があつての生存率だと思われれます。がんに対する正しい知識を若年層の段階から身につけ、子供たちが定期的に予防、診断を受け、がんと向き合った人生を送れるよう、がん教育に関して取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、学校におきましてのがん教育というのは、これは男女一緒にされておられるのか、また特別この間に対しての指導をしているとか、そういったものがあるのかどうか、その辺が分かりましたら教えていただければと思います。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問ですが、特に今のところ、男女別という授業は行ってはおりません。それと、特別にこの間ということを経って、授業をやっていることということも今のところはありません。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

がん教育は、一説によりますと、受けた子供さんから、ご家庭でそういう話が出て、親御さんや周りの方が自分の健康に気をつけていたりという、そういった状況もあるというように伺っております。やはり子供に影響されるというのは、親は本当に大きいところもございますので、子供さんの教育を通しまして、ご家庭または町民の皆様のがん教育というところに、つながっていってくれることができればと思ったりもするところでございます。

次に、がんの種類の中に、子宮頸がんがあると思います。国内の子宮頸がんの患者は、年間1万1,000人程度、2017年の報告では、このように言われておるところでございます。最近では、特に若い年齢層、20歳から30歳で患者さんが増えており、年代別に見た患者数は、20代後半から増えていき、40代でピークを迎えていると言われております。

国では、予防接種法に基づく子宮頸がんの予防ワクチン接種を行っておりますが、これは強制ではございません。一方、特に20から30歳代で発症する子宮頸がんを予防するためには、ワクチンの効果が期待されると言われているところでございます。また、この年代では、女性の場合は、出産をするという大事な時期もあると思うところでございます。

この子宮頸がんの予防ワクチン接種を無料で受けられる対象者が、中学1年生から高校1年生までとなっております。子宮頸がんや予防ワクチンに関する情報や接種に必要な情報の提供はどのように行っているのかお伺いをいたします。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

子宮頸がんは、ヒトパピローマというウイルスの感染が原因で起こると言われております。子宮頸がんワクチンは、このヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンであり、直接、子宮頸がんそのものを予防する効果はまだ証明されていませんが、一定の効果が期待されています。

日本では、ヒトパピローマ感染症予防ワクチンとして、平成25年4月より予防接種法に基づく定期接種となり、2種類のワクチン接種が行われています。しかし、ワクチン接種後に、持続的な痛みなどの特異的な副反応が現れる場合があり、平成25年6月、厚生労働省から、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な勧奨を控えるよう勧告がありました。そのため、現在、大多喜町でも、対象者へ予診票の送付など個別通知は行わず、町ホームページで周知を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 私も今課長のご答弁いただいたところに関しましては、認識をいたしておるところでございます。

その中で、先ほど教育課長からもお話がありましたけれども、この点において、外部講師の方を活用するなどして、子宮頸がんに対する知識、情報というものを、生徒さんに得ていただくことができないものかというところも感じているところでございます。

文部科学省が、全国の国公私立の小中高校など約3万7,200校に、がん教育の実施状況を伺ったそうでございますが、2018年度では、61.9パーセントのところでは実施をしていたということでございます。その反面、外部講師の活用は8.1パーセントにとどまっていたということだそうでございますが、外部講師がいないため、がん教育を実施しなかった学校もあると伺っております。お医者様や看護師さんなどの外部講師にご協力をしていただくことで、より一層がん教育をしていくという考え方もあるのかなと思うところでございます。

その中におきまして、この子宮頸がんというのは、なかなか素人の私どもが考えても難しい部分があるのかなというように感じております。私が耳にするところでは、近隣でも、この子宮頸がんに対して、積極的に情報提供などをされている先生もおられるようでございますので、受ける、受けないではなくて、そういった基礎的な知識のようなものを、この外部講師の方をお願いをしながら、勉強会を開いていただく、学校教育の場で学んでいただくということができないかと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 今、山田議員の言ったがん教育の関係なんですけれども、県のほうから、外部講師につきまして通知が来ています。通常のがん教育につきましては、こちら東上総地区については、山武医療センターが行うと。先ほど言った子宮頸がんの予防のみということは、夷隅医師会を通じてお願いするよというふうな通知が来ております。こちらにつきましても、今後教育課のほうとしては、各学校につきまして、前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願いたします。予算もあることかと思っておりますけれども、町長、何とぞ便宜を図っていただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

次に、この予防接種ワクチンを接種することで被るかもしれないリスク、先ほど副反応の

お話もございましたけれども、接種をすることで被るかもしれないリスク、また接種をしなかったことで将来受けるかもしれないリスクが考えられるところだと思います。子供さんが自分で判断するのは大変難しいのではないかと考えます。また、ご両親におかれても同じではないかと思えます。できれば時間をかけてご家族で話し合い、接種をするかしないかの判断をしていただく機会が設けられるとよいのではないかと考えております。子供たちが自分の体を大切に思い、健康を守っていく機会とワクチンの効果について、正しい情報の周知と拡充ができればと考えるところでございます。

そこで、この対象年齢になられました生徒さんもしくはご家族に案内文など、また各厚生労働省や病院などが作成したリーフなども活用しながら、個別に通知をしていただいで検討していただく、話し合っただく機会と捉えていただくことができると思いますが、この個別通知についてどのようにお考えになりますか、町の見解をお伺いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

積極的な勧奨とは、市町村が対象者やその保護者に対して、接種を促すはがきなどを個別に通知して、積極的に勧める取組を指しています。今回の積極的な勧奨の差し控えは、これから積極的に予防接種を勧めないことでありますが、このワクチンが定期接種の対象であることは変わりませんので、今後、対象者やそのご家族が、おのおの接種について判断できるような情報提供を行う効果的な通知や周知方法について考えていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

せんだってテレビでやっていたんですけれども、接種をしなかったことで、年頃になりまして出産の時期を迎えて、がんにかかり出産をすることができなくなったという女性のお話が載っておりました。また、若いうちに接種したことで副反応に苦しんでいるという、そういったお話のテレビもございました。やはりどちらにしましても、知らなかったということではなくて、知っていた上で判断をするということが大事ではないかなと、このように思っております。ですので、またこういった機会を町としても進めていただくことができると思えます。

現代はがんとの共生が当たり前となった時代と言えます。だからこそ正しい知識を持ち、若いうちから早期に発見し、治療することの大切さを知ってもらうことは重要ではないかと

思います。また、周りのがんの患者さんへの理解などにもつながり、がん教育の意義は大変大きいと感じております。町としても、がん教育の充実に向けた環境づくりなどの後押しをお願い申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

次に、大綱2、ごみのポイ捨て条例（マナー条例）の策定の進捗状況と、一般廃棄物の持込処理手数料、事業者さん以外の手数料引下げについてお伺いをいたします。

ごみのポイ捨てが町のあちらこちらで目につくようになってきたように感じております。平成30年12月の議会定例会にて、大多喜町ポイ捨て行為の防止に関する条例（マナー条例）の制定について一般質問をさせていただきました。町はその後、策定に向け取り組んでいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

ポイ捨て条例（マナー条例）につきましては、現在の進捗状況としましては、既存の条例や規則、あと他自治体の条例を参考にし、実効性のあるものを目指しているところであります。内容につきましては、ポイ捨てのみだけではなく、空き缶や吸い殻の散乱、あと飼い犬のふん害等、また空き地の繁茂している雑草の指導など、そういったものを含めまして、地域の生活環境美化などに対応した条例として準備を進めているところであります。その中で、条例の運用方法、あと違反した者への対応方法など、庁内で協議を進めているところでありますが、新型コロナウイルスの関係等がございまして、なかなか進んでいないというところでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今、課長のほうからお話をいただきまして、内容を検討していただいている中で、近隣でも同じようなものを策定しているところがあるわけですが、その中で、雑草の指導という部分では、ここは大多喜町としての着眼点としては、新しいものが入っているのかなと、ちょっとそのような感じを受けました。

また、課長のお話にございましたように、平成30年12月以降、今回のコロナもございまして、その前の年は台風による大きな災害がありまして、水道課さん、環境さん、また全庁を挙げての対応ということで、この事業がなかなか進んでいないということは、私も非常に理解できるところではございますが、一方、このところ、やっぱりどうしても何か、以前は

ある程度一部の地域に、山間部などの一部の地域に捨てられていたものが、今は町なか全体に、このポイ捨てが広がって見えているような状況があります。

そういう意味では、どういうことなのかなと考えてしまう部分があるんですけども、先ほど課長が運用という問題で、罰則などもあるということでございましたけれども、この方法、これをつくっていただいたから必ずしもごみが減るということではないとは思いますが、意識の変化、そういったもので、まず町民の皆様からしていただく、またこれを設けることによって、外部の方にも意識を持ってもらうという、これはちょっと大切な状況になってきているのかなと、そういうふうなところで思っております。

その中で、運用の一つの考え方としましては、大多喜町には不法投棄の監視員さんが、もうその制度が設置させていただいておりますので、こういった方たちから、ご意見の参考などももしかしたらいただくと、すばらしい意見をお持ちになっている方もいらっしゃるのではないかなという気もいたしております。また、町民の皆様の中には、ごみゼロの日以外にも、日常的に町の美化活動に取り組んでくださっている方々が各地域におられるように思っております。その方々に、環境美化推進員などになっていただくなどの位置づけをしたりして、ごみ袋の提供や収集ごみの回収を実施するなどして、地域美化の啓発につなげていただくような、そういった身近なことからも、やっていただいてもいいのかなと思っております。

また、罰金制度ということで、私はよくちょっと分からないんですけども、罰金には過料、軽い刑事罰というものと、もう一つの過料、軽い行政罰という、何か2つぐらいあるようなので、いきなり重いものというのもどうなのかなと思いますので、そんなに負担のない中で、また町として、この罰金制度を設けた後、運用しやすいようなものも検討していくというのもどうなのかなと思ったりするんですが、この辺、課長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の言われるとおり、今現在、不法投棄監視員さんがおりますし、あと毎週木曜日なんですけれども、町内を回ってもらって、ごみの回収を行っている方もいらっしゃいますので、そういった方々の意見などを踏まえまして、条例のほうに取り込めるところがあれば取り込んで、対応していきたいというふうに考えております。やはり条例をつくったからということではなくて、地域の方々の意識づけをさせるという意味合いも含めまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

本当に今課長がおっしゃられましたように、条例をつくったから必ずしもゼロになるわけではなくて、地域の皆さんの意識づけ、そこからが大事かなと思うんですけども、やはり最近、町民の皆様からでは、この大多喜町にポイ捨てごみが増えることによって、自然環境の破壊や、町民の快適な生活環境の保全がどんどん壊れているんじゃないのかというような、ちょっとそんな思いも伺っているところでございます。大変お忙しい中とは存じますけれども、課長、これはいつ頃までに策定をお考えいただいているのか、現在のお考えなどがありましたら、お伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 今現在、大まかな数字といいますか、条例のほうはあるんですけども、あとは関係するところと協議のほうをしなきゃいけない部分とかがありますので、来年度の早いうちには制定したいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、一般廃棄物の持込処理手数料について、事業所と、事業者さんも含めてですけども、事業者以外、私ども一般の町民が同じ手数料になっております。1キロ当たり20円ということでございますけれども、この事業者以外の手数料、要するに一般の町民の方が持ち込むごみの手数料について、値下げをする考えがないかということについて、お伺いをさせていただきます。

初めに、現在のこの手数料改正が実施された前と後で、それぞれごみの持込搬入量の推移はどのようになっているのかお伺いします。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

持込手数料につきましては、平成28年4月1日から、現在の1キロ当たり20円ということで、改定前は一般の方が3円、事業所が6円ということで、町民の方にご負担いただいているところであります。改定前につきましては、平成27年度1,267トン、改定後につきましては

は、平成28年度1,009トン、平成29年度は982トン、平成30年度は991トン、令和元年度は1,023トンとなっています。ごみの搬入量については、その年その年で増減がありますけれども、改定前を下回っている状況であります。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。この現行の料金に改定したときから、少し状況が変わってきているのかなという、上限はありますけれども、あるのかなという気がいたしております。

今回お話をいただいた中では、最近は自然災害の発生なども多くなってきていることから、未然に防ぐという観点で、庭木の剪定などに取り組むご家庭が増えてきていると、そのごみの持込みをすると非常に高額になってくると、あつという間にお金がかかるんだと。また、あの黄色い袋に入れて出すといっても限りがあるということの中で、ごみの値段を再度見直してもらえないかというお声をいただいております。そのほかにも、やはり最近は家財を片づけるご家庭も徐々に増えてきているという中で、やはりこのところが、どうして事業者と一般が同じ値段なのかと、こういったご指摘をいただいているところでございます。

私の認識が異なっているのかも分かりませんが、前回の改定のときに私は、搬入量が増えてきたために、少し町民の皆様にもご負担をしていただきたいということで、増額が行われたというふうに感じております。その中で、少しながらも下がってきている、また昨今のこのような状況を考えたときに、町民の皆様にも、自ら進んで様々な環境の改善、またごみの処理、そういったものを考えていったときに、ここの部分の一般家庭の値段を下げるということで、再度ご検討をしていただくことができないものかと思うんですけれども、この辺は、町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 持込手数料につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、平成28年4月1日から、現在の1キロ20円ということにさせていただいております。そのときの改定の理由としましては、今現在いすみ市のほうへごみの処理をお願いしているわけなんですけれども、ごみの減量化ということの一つとして、いすみ市と大多喜町で、同時に料金を改定したところであります。

大多喜町の可燃物の処理については、先ほど申しましたが、いすみクリーンセンターへ搬入し、いすみ市へ負担金を支出してお願いしているというところであります。あと、ほかに

不燃物の持ち込まれたものについては、業者のほうに処分を委託しているような形になっておりまして、いずれにしても、どうしてもごみに係る経費がかなり莫大になってきておりますので、一緒にクリーンセンターのほうも併せまして、手数料の改定については今のところ考えておりません。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に、そういった経費という部分でも非常に理解はするところなんでございますけれども、このごみの減量のためにお金を上げて、それがポイ捨てにつながっているとは言い難いんですけれども、その辺がどうなのかなという、それであれば下げて、きちっと収めるところに収めてもらったほうがいいのかと、ちょっとそんなふうにも感じるところでございます。

その中で、今日の新聞に、勝浦市さんで、ごみ袋の価格が何かどうも高いようで、近隣と同じ程度に下げのために、来年度予算で事業費を設けるみたいなことがちょっと載ってありました。今朝の新聞なので、細かいことがちょっと分かっていなくて、あれなんですけれども、やはりこのごみのお金に対する負担というのは、ほかの市町でも同じような状況があるのかなとちょっと思ったところでございます。

その中で、例えば庭木の剪定というのは、やっぱりかさばるんですね。重さというよりも、かさばると言ったほうがいいのかも分かりませんが、やはりここは、本当に今、最近取り組んでいただいているご家庭を目にするようになりました。山間部は、こういう言い方はどうなのかわかりませんが、自分の家のちょっとその辺に捨てるというのもできるんですけれども、町なかの方は、どうしてもそれを集めて持っていかなければいけないという状況があるようでございます。

この庭木の剪定などで出た枝木の持込みについて、価格を別に設定するというような、こういった考え方というのはできないものかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 庭木の剪定分だけ料金を別にということなんですけれども、種類ごとに分けましても、いずれにしてもごみ処理に係る経費は同じでありますし、持ち込まれた場合に、事務のほうもちょっと煩雑になるおそれがありますので、種類ごとに分けるというのは考えておりません。

ほかの市原市とか、そういったところでも、一般事業者等も同じような値段で対応してお

りますので、料金改定については現状のままで考えています。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

先ほどのいすみ市さんには、私どもはお世話になっているので、そこでの費用もかかっているということでございますので、今後のごみの焼却施設という部分を考えていただく中でも、もしかしたら、いろいろな形で検討していただく場合も出てくるのかなと、ちょっとそんなことも考えながら、お話をお伺いさせていただきました。ただ、本当に町の事情、またいろんなものを理解はさせていただきますけれども、町民の皆様から、ごみの持込手数料を少しでも下げていただくことができればありがたいというお声があるということをお伝えさせていただきます。この項目を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、大綱3、上水道の耐震管、老朽管、漏水管対策及び水道未普及地域等における今後の考え方についてお伺いをいたします。

去る2月13日に発生しました宮城県、福島県の地震による被災に対し、改めて心よりお見舞いを申し上げます。震度6強というものでございました。断水が発生した地域もあったようでございます。

基幹的な水道管のうち、その場所で想定される最大規模の地震に耐えられる割合を示す耐震化率について、国は、国土強靱化計画で、2022年度末までに適合率を50パーセントとする目標を掲げております。そこで、本町の水道管の総延長距離と耐震適合率及び老朽管の距離と漏水管を含む今後の対策計画は、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

本町の水道管の総延長は、約133キロメートルです。このうち耐震管と耐震適合管というのがございまして、耐震管につきましては約319メートル、耐震適合管は約48.2キロメートルで、両方を合わせますと48.5キロメートルで、耐震化率としては36.4パーセントとなっております。

次に、老朽管ということですが、水道管の耐用年数が40年とされていますので、耐用年数を経過した配水管ということでお答えさせていただきます。耐用年数が経過した管につきましては約32キロメートルで、水道管総延長の約24パーセントを占めております。また、漏水

管につきましては、漏水調査員により発見したもの、町民の方から通報があったものについては、調査の上、すぐに修繕工事を行っている状況です。

山田議員ご指摘のとおり、国の国土強靱化計画2019において、耐震化適合率を2017年の39パーセントから、2022年度末までに50パーセントとする目標を掲げているところです。

今後につきましては、先ほど答弁いたしました、本町は老朽管の占める割合が24パーセントと多く、その中でも石綿管や鉛管の給水管なども多いため、このような水道管の更新に併せて進めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、対策計画はどのようになっておられますでしょうか。策定をされているのかどうかというところ。ちょっとこの計画と、あれなのか分かりませんが、総務省が上下水道などを運営する全国の公営企業に対し、20年度までに経営戦略を策定するように求めていると思うんですけれども、そういった部分では、この計画というのは、どのように対策をつくっているのかお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

平成23年3月に、大多喜町水道ビジョンというものを作成しました。実は今年度、今現在、見直しを図っているところでございます。その中で、基本理念としまして「町民から信頼され、いつまでも安心・安全な水道」ということで、安全、維持、強靱の3分野に分類しまして、その中で具体的な政策を取り組んでいくということになっております。

この中の強靱の分野で、老朽管の更新と、あと耐震化計画についてはつくっていくというふうに示されておりますので、それに基づきまして取り組んでいくということになります。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今ちょっとよく分からなかったのは、町の水道ビジョンの見直しをしているということで、その中で取り組んでいくということでもございましたけれども、この見直しの計画というのは、いつ頃までにつくって進めていく予定なのか、ちょっとその辺がよく分からなかったんですけれども、再度伺えればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 水道ビジョンにつきましては、今年度見直しをしまして、来

年の4月1日から、その水道ビジョンに基づきましてやっていくという形になっております。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。計画は見直しをして、歯切れが悪いということは、計画がきちっとできていないのかなど、ごめんなさいね、臆測で物を言っちゃうんですけども、ちょっとそんなふうな感じもしたんですけども、取り組んでいただける方向性ではあるというところであるかと思えます。

ただ、やはりこの取組の遅れというのは、今後予期せぬ大規模修繕による財政支出の増大や利用料金の値上げなど、住民サービスの悪化ということにもつながりかねないという懸念などもあるのではないかと思います。

その中で、国では老朽インフラ管理支援として、公共施設の管理計画見直しや経営戦略策定支援に、助言役の経営アドバイザー派遣を500市町村に、自治体側の負担なしで考えていけるような制度を、町が申請をすることで対応していくというようなことが新聞の記事にちょっと出ていたんですけども、町の負担がなくて、こういったところを国の力で借りられて進めていくことができるというのは、ある意味ありがたいことではないか、採択されるかどうかというのはちょっと、500なので難しいところはあるかとは思うんですけども、こういった制度を町で活用していく、申請をしていくという考え方というのは、町はお持ちでしょうか。それとも、町独自で計画策定をして、修繕を進めていくという考え方でいるのか、その辺をどのようにお考えになっているのかお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） そちらにつきましては、今現在、水道のほうなんですけど、統合のほうも今現在進めているところでありますので、その辺については、単独でやるよりも統合を見据えた中で、計画のほうは進めていったほうが効率的だと思いますので、今現在はそういうことで考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。じゃ、水道の広域化という部分ですよ、統合というのは。そちらのほうで対応しているというお考えだそうでございますので、できるだけ計画の早期策定と推進をお願いしたいと思います。

次に、町長の布設した配水管から分岐して設けられた給水管、引込管と言わせていただきますけれども、ここの漏水修繕に係る費用に助成金を出していただくことはできないかとい

うことについてお伺いをしたいと思います。

昔に布設したものののでしょうか、本町では引込管が長いご家庭があるようでございます。この引込管で漏水が発生した場合、水道使用者が費用負担をしなければならないことになっておりますが、しかしながら、費用面などから修理が難しいというお声もいただいております。漏水をそのままにしておきますと、有収率などにも関係し、水が大変もったいない状況になるかとも思います。そこで、引込管の長さが一定以上あるご家庭において、漏水による修繕が発生した場合、町で助成金を出し、対策を実施していただいております。町の考えをお伺いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 給水管につきましては、水道加入者の負担で引込工事を行っております。給水装置につきましては水道加入者の財産となります。しかしながら、配水管から給水管を布設する上で、その管が町道や赤道の公共用地だった場合には、維持管理の都合上、布設後、町へ無償譲渡していただき、町で管理しています。しかしながら、それ以外の場合については個人の管理となります。給水管については、埋設状況も個人で異なりますし、給水装置についての管理は、あくまでも使用者の責任で行っていただくものですので、漏水修繕に係る費用の助成をする考えはありません。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に私はこの引込管というのは、そんなに長い距離というのはないんだとずっと思っていたんです。町道、県道、国道から自宅のところに引き込んで、自宅のできるだけ近いところに水道メーターをつけるという考え方だったものですから、一般的には、そんなような感じかなと思っておりましてところが、本当に田んぼの中をずっと通ってくるとか、多分、昔そういうような布設方法を取られたのかなと。要するにお金が、逆に言うと町道を切ったりとか、県道を切ったりするよりは、田んぼの中を通したほうが安いよねみたいな、ちょっとそんなような感じで布設をされたようなご家庭があったりとか、いや、ここって、何でこんなに僕のうちはメーター器がこっちのほうにあるのみたいなうちがあって、漏水が発生して、これは町が持ってくれるんじゃないのみたいなところのご意見を何件かいただいたところでございます。私も全くそこら辺の認識がなかったもので、ああ、そうなのかと思ったんですが、中には、本当に長い距離の方においては、ちょっと自分でも直せない、もうそのままにしているんですよというお宅もございました。

そういう中で、町の条例の中で、町の水道条例の第20条の2項において、修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とするという、確かにここにきちっと、そのようにうたわれております。ただ、これが難しい場合には、町長が判断したときには、それ以外も考えられますよというお声をいただいているところでございます。

ゼロか100ではなくて、その間、少しでも助成をしていただくことができればありがたいのではないかな、また、そうすることによって、せっかく大切な水をずっとこのまま放出するということではなくて、止めてもらうことができるという部分もあるのかなというふうな感じをしております。

その中で、じゃ、何メートル以上だという話になるかと思うんですけども、一般的には道路幅であるとか、そこから一般的にメーター器までの設置の距離、プラスアルファ以上、本当に明らかに長いよねというようなところにおいて、その長い部分の本当に一部でもいいと思うんですけども、町として助成をしてあげていただくことができればと思うんですけども、再度お伺いいたします。課長、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の言われた給水条例なんですけれども、確かに第20条の第2項なんですけれども、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができるというふうに書かれておりますが、こちらのただし書については、今現在あるパターンとしては止水栓です。メーターのそばについている一番最初の止水栓、それが壊れた場合は、敷地の中なんですけれども町のほうで修繕して、町の負担で行うということで、今現在はやっているというふうなところでございます。

長い経路で漏水した場合、当然水はもったいないということもあるんですけども、当初の入れ方があまりよろしくないということで、そういったところに対して補助金を出すというのはなかなか考えづらいところではありますので、今後につきましても補助金のほうは交付すると、そういう制度をつくるということは考えておりません。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。補助金という分では難しいということでございますけれども、そういったケース、できましたら何かの形で、直接補助金でなくてもいいとは思いますが、ぜひご相談に乗ってあげていただいて、少しでも改善ができるような形に

なるとよろしいかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

お時間の関係もありますので、次に移らせていただきます。

次に、水道未普及地域等において、町が家庭用飲用井戸等整備事業補助金制度の創設をしてくださったことに、大変感謝の言葉をいただいております。本当にありがとうございました。

一方、水道未普及地域等において、環境の変化による井戸水の水質悪化や、水源の枯渇の心配をされているお声も複数いただいているところでございます。水道施設は、公衆衛生と生活環境の改善を図るため整備されていると思いますが、この地域の水の確保について、町はどのように考えているのか、また今後どのように考えていくのかお伺いをいたします。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

山田議員が言われるとおり、家庭用飲用井戸等整備事業補助金制度、こちらを創設しまして、今現在、未普及地域を対象に助成を図っているところであります。制度開始から1年を経過しまして、以前の補助金の申請につきましては、補助申請が一度限りということでしたが、昨年12月に要綱を改正しまして、一度補助金を活用しても、同じ箇所の場合、10年経過後であれば再度補助金を利用できること、あと修繕箇所も、前回補助を受けた箇所と異なる箇所であれば補助金の対象となること、あと災害等の被災復旧については、前回の補助にかかわらず補助対象とし、補助金を活用しやすく改正いたしました。今後につきましては、未普及地域の方については、補助金を活用していただくことで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。大きく補助金の制度の内容がよくなったというふうに感じました。本当にこの辺も、一回きりじゃという不安のお声もいただいておりますので、本当にありがたく思います。できましたら、この要綱改正、町民の皆様知っていただけるように、さらなる周知をしていただけるとよろしいかなと、このように思います。

また、これは再質問という形になりますけれども、この水道を引いたとき、または引かなかったとき、各家庭の中での世代が替わり、今は水道を布設したいんだと考えられるご家庭

もあるようでございます。水道布設工事では、道路の舗装の工事費が大きく関わるのではないかと考えます。そこまで本管が来ているんだよねと、あとちょっと延ばしていただくと、うちも引けるよねという、これは逆に言うと、いつも引かかる端っこの3軒とか5軒とか、この辺の問題になってくるのかとは思いますが、やはり水道というのは、日々の生活の中でとても大切なものではないかと思っております。

そういった中で、国道や県道、町道の道路舗装工事の整備時のときにでも、水道管の布設を検討していただけないかとのお声もございますが、この点について、町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 山田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

昭和40年代に水道事業が始まりまして、50年以上が経過しております。当初は加入促進ということで拡張を進めてまいりましたが、年々、施設等の老朽化が進み、現在は老朽管の更新、維持の方向へ経営の方針が変わってきているところでありますので、あと現在の水道の財政状況、そういったものも考えていきますと、どうしてもそちらのほうに重点を置くような流れになっておりますので、新たに水道管を布設するということは、今のところ考えておりません。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 水の問題は、安心して暮らし、住み続けることのできる町になるためにも、忘れてはいけない部分の一つではないかと思っております。先ほど水道事業につきましては、統合のほうも検討しているということでございましたけれども、その際には、こういった問題もあるということで、またその中で解決策なども検討していただけるような、柔軟な対応もしていただくことができればありがたいのではないかと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

以上で山田久子君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

なお、11時30分から再開いたします。

(午前11時21分)

○副議長（末吉昭男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 31 分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○副議長（末吉昭男君） 次に、6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 通告によりまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制について、我が町も今後の、この今問題になっておりますコロナに関してのことについて、一般質問させていただきます。

緊急事態宣言が延長され、国の新型コロナウイルス感染症対策も様々な施策が展開されており、各地方自治体にも非常に厳しい対応が求められております。特に、議会定例会2月会議の補正予算にも計上された新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、その実施に当たって、地方自治体の負担が生じないように、予防接種法に基づき、国が必要な財政処置を講ずるとされたところですが、最終的に全町民を対象とした前例のない大事業を町が実施することとなるため、次のことについてお伺いいたします。

全町民ということで、今後このワクチン、2月9日に、いすみ医療センターに冷凍庫ですか、保管するやつが来たということで、新聞紙上、ネットでも出ておりました。その後、大多喜町の今後の町民に対しての接種会場、そして医師会、そして従事者の協力、確保及び町職員の分担についてお伺いします。たまたま昨日付ですか、町が対策として募集をかけておりますけれども、その辺は、およそ大分日にちがずれたような感じになっています。その辺も含めて質問させていただきます。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、ワクチン管理から接種者の予約管理など、事務量の多さや、それに係るスタッフの多さからも、吉野議員の言われるとおり、大変大きな事業となります。本町においても、対象となる住民などがいち早く安全に接種を受けられるような体制を整備するため、1月から郡医師会、町医師会及びその他関係機関と協議を重ね、準備を進めてきたところでございます。

現在、先行接種が行われている医療従事者の接種後、次の順番となる高齢者の接種方法の

み具体的となっていますので、その部分を説明させていただきます。

まず、接種会場につきましては、医療機関での集団接種と町施設での集団接種で実施を検討してきたところでございますが、駐車場の確保や接種後の健康観察場所の有無等、総合的に判断して、B&G海洋センターの体育館での実施となります。

次に、従事者の確保についてですが、医師及び看護師の医療スタッフにつきましては、町内のほぼ全ての医療機関に、1週間に2回から3回割当てをさせていただき、接種開始後、約3か月間、毎週ご協力をいただいているところでございます。それ以外の従事者につきましては、健康福祉課職員をはじめ、他の課の職員に輪番で協力をお願いするほか、会場整理などは一部外部委託を予定しております。

あと、募集ということですが、それは看護師募集が出ていたということによろしいですか。

(発言する者あり)

○健康福祉課長(長野国裕君) そちらでございますけれども、やはり医療機関の看護師だけではとても看護師職は足りませんので、ほかからもできるだけというか、ある程度の募集をかけているところでございます。

以上です。

○副議長(末吉昭男君) 6番吉野僖一君。

○6番(吉野僖一君) 今、課長さんから説明があったんですけれども、確かに大変なことなんですよね。それで、大多喜の場合はB&Gの1か所でやるということで……

(「マイクをお願いします」の声あり)

○6番(吉野僖一君) マイク、ごめんなさい、すみません。

大多喜の場合は範囲が広くて、老川、西畑、大多喜、総元、上瀑とありますけれども、これは海洋センター1か所で全部やるという、やはり予約制でやるわけでしょうか。確認です。

○副議長(末吉昭男君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) そのとおりでございます。会場は現在のところ、ワクチンの管理と、あと万が一大きな副反応が出たときの対応のしやすさとかを考えて、どうしても1か所で、海洋センターでの実施ということになります。予約については、これはまだ現在高齢者だけの体制ですけれども、完全の予約制を予定しております。

以上です。

○副議長(末吉昭男君) 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） それで、これは確かに高齢者、寝たきりの人とか、そういう方もおるんですけれども、その辺の対応はどうなんですか。先生が出張してやるとか、寝たきりの高齢者の場合はどういうふうに。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 実際に接種会場まで来られない方、確かにいらっしゃると思いますので、そちらについては、かかりつけ医等に接種をお願いするようになろうかと思えます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

これは資料を見ますと、各地区の医療機関、いすみ医療センター、大多喜は大多喜病院さんと川崎病院さんということになっていますよね。それで、その医療従事者のやつはもう接種は終わったんでしょうか、その辺を伺います。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そちらの医療従事者の接種については、町が特に関与をしていないので、詳しいことは分からないんですけれども、例えば町職員の中でも医療従事者に該当する職員がいますけれども、そちらにもまだ接種の具体的な日程は出ておりませんし、ほかの医療機関さんにも伺ったところ、まだ接種がいつになるのかということも全く連絡が入っていないということでした。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 大分予定よりもずれているという感じですよ。今日の朝のニュースでも、大分いっぱい来たというけれども、やはり全部やるということになると相当、今のスケジュールでいきますと、当初、医療従事者は2月、3月で終わって、一般住民は4月1日から65歳以上はという、当初の予定はそうだったんですよ。それが今の段階では、まだはっきり課長さんのほうからは、いついつとは言えない状態ですか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そのとおりでございます。新聞報道等で皆さんご存じかと思えますけれども、町のほうに来ている通知等では、正確な日程というのはまだ示されておりません。ただし、県のほうに配分されるワクチン、具体的に連絡があったものについては、各都道府県で千葉県に来るのは、4月5日に2箱、要は約2,000人分、4月12日の週に10箱、

1万人分になりましょうか。4月19日の週にも10箱が千葉県に配分されるということですので、それをまた県のほうで調整して各市町に割り当てるということになっております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。今、説明をいただきました。確かにこの募集を早めても、相当時期がずれているので、相当遅れているという感じですよ。ただ、それまでやっぱり町民がすごく不安なんですよ。

新聞、テレビ、ラジオとかニュース、情報は皆さんもある程度知っていると思いますけれども、大多喜町が今後どういうふうに対応するかということで、せんだって国保委員会のごときに、このチラシを頂きましたよね。これは今後の流れが一応プリントしてあるんですけども、できるだけ予約して、はがきで予約時間とか、そういう日にちとかをやって、2回接種しなくちゃいけないという、関心のある人はそこまで調べるんだろうけれども、一般町民はなかなかそこまで分からないんですよ。不安なんですよ。だから、やはりこういうパンフレットを、お金はかかるかもしれないけれども、こういういろんなものが出ていますので、大体の予定が、ここ一、二週間で大体のめどはつくと思うんですけども、その辺、できるだけ町民に今後の流れというか、皆さんは不安になっているので。

ただ、この今までの流れで、大多喜町も対策本部を立ち上げましたよね。これはいつから稼働しているんですか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 対策本部というのは、新型コロナの対策本部ということですか、それとも接種の対策という……

（「コロナ対策。昨年か」の声あり）

○健康福祉課長（長野国裕君） 昨年の……、すみません、詳しいのは、ちょっと今こちらでは分からないです。すみません。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） そうしまして、ここのワクチンの保管体制とか接種記録とか、そういう、あとは流れを、カードでもって、2回やらなくちゃいけないとか、問診票とか、初めははがきで案内が来てという、ある程度は町民に今後の流れを、やはり広報とか何かで周知したほうが、皆さん不安なので、今後の流れをある程度、そういう町の広報とか何かでやはり、もう少したたないとはいっきり、薬が来なけりゃどうしようもないものね。じゃ、その辺の対

応はよろしくお願ひしたいと思ひます。

その保管のあれは、冷凍庫が国吉病院に來ているんだけれども、それから各町へ分けてやるという状態ですか、流れは。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） いすみ医療センターに配備されたディープフリーザーについては、これはあくまでも当初は医療従事者用、郡内の医療従事者用、あるいはその後のいすみ市の住民向けになるかと思ひます。大多喜町の住民に対しては、また別に配備される予定でございます。

（「じかに來るわけだ」の声あり）

○健康福祉課長（長野国裕君） はい、そうです。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） その辺の流れは、ちょっと国吉病院に全部來て、そこから各市町村に分けるのかなと思っていたから、じゃ、じかに來るんだ。そういう流れはちょっと、やはり不安というか、それと今のその対象者というのは、65歳以上とか、分かりますか。この高齢化社会で、相当……

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） その対象者の65歳以上の人数ということでよろしいですか。こちらは、今あくまでも基準日1月1日の65歳以上になりますけれども、3,678人。

（「3,678人。町民の対象となる……」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

（「マイクをお願いします」「ごめん、ごめん。町全体の人口は何人」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらも1月1日になりますけれども、8,746人となっております。

以上です。

（「男女別は分かるの。分からなければいい」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） すみません、接種は男女関係なく捉えておりましたので、特に男女別はすみません、申し訳ございません。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） この3番目の新型コロナウイルスワクチンの接種計画、るるやってきたんですけれども、この辺もやはり、もし薬のあれが分かれば、早めに町民にやっぱり連絡しないと、それぞれ田んぼが忙しい時期になるので。当初は、やはり2月17日から医療従事者とか、そういう関係者ということで、計画ではいたんですけども、接種回数も2回やるというのも、最近では1回でいいんじゃないかという国会議員の答弁もあったし、その辺はどうなんですか、やはり基本的には2回。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらについては、まず2回が1回になるとかということについては、まだ町のほうには情報としては特にございません。なおかつ、先日の国会での答弁でも、議員さんの中で、やはり2回で進めるという答弁をされておりましたので、今のところ2回で進めるものということで準備は進めております。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

それで、夷隅郡内で一番感染者が多いのはいすみ市ですか、42名かな、その次が勝浦、御宿と大多喜が同じ数字だと思うんですけども、たまたま昨日のニュースで、千葉県が147と言ったっけ、よく覚えていない、ちょっと。東京を抜いて千葉県がトップになっちゃったんだよね。だから、知事も、今日の新聞を見ても、7日までのあれを延期しなくちゃいけないんじゃないかと今日の新聞あたりにも出ているので、その辺は、町のほうとしてはどういう考えでおるんですか。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君に申し上げます。

通告どおりの質問でお願いします。

○6番（吉野僖一君） たまたま今日の新聞に出ていたからね。ちょっと千葉県はということだったので、127人か。一応そういうことで、今後もいろいろあると思いますけれども、通告外になっちゃって申し訳なかった。たまたま今朝の新聞を見て、いや、これは東京を上回って、森田知事も宣言解除は難しいというあれがありました。一応町民もすごく心配しているので、分かり次第、やはり情報提供をしてほしいというか、その流れをやはり町民に説明する広報等、今後の町の対応の流れをよろしく願いしまして、私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。よろしくをお願いします。

(午前11時50分)

○副議長（末吉昭男君） それでは皆さん、時間前ではございますけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時56分)

◇ 根本年生君

○副議長（末吉昭男君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

○5番（根本年生君） すみません。通告に基づきまして質問させていただきます。よろしくをお願いします。ちょっとマスク外させていただきます。

私は今回、高齢者の人と人とのつながりを大切にするコロナウイルス感染防止対策について、あと大多喜高校の関係について質問させていただきます。

まず初めに、高齢者の人と人とのつながりを大切にする新型コロナウイルス感染症防止対策について。

新型コロナウイルスの感染が止まりません。ますます拡大しています。減ってきたとはいえ、まだまだ危険な状態であると思います。高齢者や基礎疾患のある方は、感染すると重症化しやすい傾向にあります。高齢者や基礎疾患のある方々への心のケアというものも非常に重要であると。今後は、人と人とのつながりを大切にした町独自の感染防止対策も行う必要があるのではなかろうかと思っています。これは、今後ワクチンを打たれたりすると、ある程度落ち着いてくる可能性もあるんじゃないかなと。そうなってくると、年寄りの方々が、ずっと家に閉じ籠もりでいる年寄り方のケアもやっていかないといけないんじゃないかという思いで質問させていただきます。

高齢者や基礎疾患のある方は、感染を恐れて外出せず、自宅で過ごす時間が長くなっています。外出を控えることにより、不安やストレス、不眠等、心に様々な変化が起こりやすくなり、筋力や食欲の低下が懸念されます。高齢者にとって、人との交流はとても大切であると考えます。孤立を防ぎ心身の健康を保つための対策はどうなっているのか。人と人とのつながりを大切にする感染防止対策は、国や県ではできません。大多喜町に住む高齢者のこと

をよく知っている、大多喜町でしかできない施策だと考えます。

コロナが始まって1年半近くなります。高齢者の方は1年間、何をしていたかと申し上げますと、閉じ籠もることが多くて結構体力も落ちています。今後これが1年、2年と続くと、コロナにかかることも本当に大変心配されますけれども、高齢者の方々の健康の面も非常に心配されます。

この件について、心と心のつながりを持つ防止対策、どのように考えているでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

根本議員ご指摘のとおり、高齢者や基礎疾患のある方が感染すると重症化しやすく、30代の重症化率と比較した場合、70代では30代に対して47倍、80代では30代の71倍のリスクがあるとされています。コロナウイルス感染症拡大以前は、介護予防活動ボランティア、大多喜町はつらつ支援ボランティアの協力により、各地域において体操教室が開催されてきたところでございます。

今年度は、このはつらつ支援ボランティアと新たな活動方法を協議した結果、教室に参加していた高齢者に対し、電話による感染予防啓発が行われました。さらに、一部の地域では、地区広報紙を作成し戸別配布する健康づくり活動が展開されています。それらによって、健康づくりのみならず地域の絆を深める交流も図られたところでございます。

町も本活動に対し、体操教室で使用していたおもりを高齢者に貸与するとともに、教室で使用した音源CDを配布し、高齢者が自宅でも個人的に体操が続けられるよう手配したところでございます。町主催の高齢者向け体操教室や認知症予防教室は、感染症対策を講じて開催したところであり、次年度も同様の対策と、町内及び近隣市町の感染状況に留意し開催する予定です。

高齢者の孤立化対策としては、地域包括支援センターに配置されている看護師と生活支援コーディネーターが、75歳以上のおひとり暮らしの方と80歳以上の方のみで構成されている高齢世帯に電話をし、健康状態の確認や生活上の困り事、各種福祉サービスの紹介などを行っております。あわせて、感染症予防と体力低下予防に関する情報提供を目的としたお便りを、今年度3回郵送するなどの対策を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 様々なことを考えてくださっているようで大変ありがとうございます。

私がここで言ったのは、いきなり何かやろうと思っても、なかなかすぐできるものじゃないと思っていますので、感染症がこのようになったらとか、こうなったときにはこうするんだという、前もって先々を読んだ政策を打っていただけると、一概にあしたからこういったことやるよといってもとてもできないと思いますので、先々の計画を持ってやっていただければと思います。これはこれで大丈夫です。

続きまして、感染症対策を十分に行い、少人数の健康教室や趣味を楽しむ会合を行い、仲間と会えるきっかけをつくるのが必要になると思います。これは先ほどの答弁で、こういったことをやっているよということだったのかなと思いますけれども、そのためには高齢者が集まりやすい、出かけやすい状況、出かけていったけれども、多くの場合は区の集会所等でやられることが多いのかなと思っていますけれども、そこが高齢者にとってちょっと行きにくい場所だったりとか、そういったことであるとなかなか出かけようと思っても出かけにくい状況になるんじゃないかなろうかと。そういった面も含めて、一緒に対策を練るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 感染症対策を講じながら実施した町主催の体操教室なども、感染状況により開催を中断した時期がありました。ウイルスは見えない上に、無症状感染者もいると考えられることから、完全な感染症対策は難しく、状況を見誤ると高齢者の感染は重大な結果につながりかねません。オンライン体操という方法もありますが、高齢者がどこまで利用できるかが懸念されるところでございます。

現在休止しているボランティアによる体操教室再開のタイミングについては、ボランティアの意向やワクチン接種状況、あと、夷隅地域の感染状況を見極め、再開時期を考えたいと思います。再開時には、集会所ごとに保健師等を派遣し、ボランティアの皆さんと参加される高齢者の感染症対策等について情報提供をさせていただきます。

また、対策についてはマニュアル化をし、ルールにのっとって参加していただけるよう依頼する予定であります。非接触式の体温計や消毒液など、感染症対策物品も町から一部支給を考えております。

町としては、国・県、医師会などと協力し、高齢者のワクチン接種業務を滞りなく行うことが、お互いが顔を合わせて楽しい時間を過ごすための、現在一番重要なことと認識しております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 前向きの発言ありがとうございます。

では、今まで行っていた健康教室や趣味の会、これは今まで10人集まっていたところを、感染症のあれがあるので5人にするとか、パーティションの設置をするとか、そういった方面も含めて、要は高齢者の方が集まりやすい環境をつくって出かけてもらうということによるのでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そのとおり感染症については十分留意した上で、実施の方向をボランティアさんなどと協議しながら進めたいと考えます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） それで、調べているうちに、大多喜町で過去寝たきり老人ゼロを目指してというような、そういった政策を掲げて、何か当時の厚生省からも認定を受けて、それで今のような形が最初出始めたのかなと強く認識しますので、過去にそういった歴史とかがあると思いますので、それも踏まえてよろしく対応していただければと思います。

次に行きます。

次は、これも外出支援のことと関連するんですけども、外出できる体制をできるだけつくってやると、これが非常に大切ではないかと思います。ただ、うちの中ばかりいてはいけないからどこかに出るといっても、なかなか出られるものではございませんので、その中で、やはり外出できないことを想定すると、買物ができないことや交流の機会が減ることでメンタル不調が心配されます。買物は年齢を問わず非常に楽しいものです。私も非常に大好きですけれども。

それで、見回り活動を行いながら注文を受け配達している地域の商店や、青空の下で不特定多数の人たちに会うこともなく、外でありますから、不特定多数の人には会わないので、感染症のおそれも非常に少ないと思われまます。買物ができる移動スーパー業者等に、気軽に買物ができる環境を整える必要があるのではなかろうかと。

私も以前、買物弱者のスーパーの後を1週間ずっとついて歩いたことがあります。それで高齢者の方にもいろいろ聞きました。やはり、暑いとき寒いとき、あと雨が降ったときとか、やっぱり立っているのが不自由な方もたくさんいらっしゃいます。その方々は、地面に座りながら、自分の順番が来ると立って買物するような、あと、体の丈夫な方が不自由な方を支

えながら、要は一緒に買物をするという風景も見させていただきました。

そうすると、雨が降ったときに、特に、やっぱり買物ができないという苦情、何とかしてほしいという声も聞いたりしていますので、こういった買物がしやすい環境を整える必要があるのではなからうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

移動スーパーにおいて、気軽に買物ができる環境を整える必要があるのではないかというご質問ですが、移動スーパー事業者におかれましても、利用者の利便性等を考慮し、事業者でできる範囲での環境整備や環境の整った場所での販売等を行っていただければと考えております。また、それに合わせ、新型コロナウイルス感染症の感染が続いておりますので、事業者の事業の形態に合わせ感染防止対策を行い、利用者が安心・安全に利用できる環境を整えることも必要と考えております。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ぜひともその辺、できる限りの支援をしていただけると助かります。

私は議員をずっとやっていて、やっぱり人口減少、高齢化によって失われていくもの、なくなってしまうもの、これを助けるのが行政の一番の役割じゃないかと思っているんです。移動スーパーの業者の方とか、買物している方々に聞いても、今、大多喜町は高齢者も増えているんだけど、なかなか買物に行けないという人が多いということを聞いていますので、付近の商店もなかなかなくなる可能性も大いにありますので、こういった対策を取っていただけると助かります。

それで、いすみ市や御宿町では、買物弱者対策として新たな支援を行う予定があると聞いています。御宿町では、何か新規事業ということで、買物弱者だけじゃないんですけれども、こういったことをやることによって、年間最大100万円の補助をしていると。今も走り始めていると思います。

いすみ市のほうは、この間の新聞報道でありましたけれども、新規事業として、高齢者らの買物支援のため、移動販売事業者に助成する事業費300万円というのが新聞に大きく載っています。これはいすみ市に確認したらそのとおりだということです。

これはやはり今後、こういった事業がどうしても必要であると、今後増えていくと。それで移動スーパーも大変厳しい状況で運行しているという状況はご存じだと思います。

この大多喜の移動スーパーはNPO法人がやっています。なかなか厳しい状況なので、今後はNPO法人とは別に、要は配達する運転手さんとか、雇うんじゃないで、自分で商売するというんですかね、事業経営者として、そういった方に任せたいよと。それで運転手の方々が利益を上げるように、一生懸命やってもらって、それで利益が上がらないんだったら、そこはもう撤退せざるを得ないのかなというような声も聞いています。

すぐ来年からやめるとかということじゃないでしょうけれども、コロナの関係で、都市部のほうは2倍、3倍に人が増えているそうです。いすみ市さんも今のところ300万、これ6コースで、1コース当たり50万ということだそうです。それでやっぱりいすみ市さんのほうには、また要望があって、この6コースを7コース、8コース、9コースに広げてくれというような要望も出ているやに聞いています。

移動販売をやる方も、ずっとボランティアではできませんので、利益をある程度得ないことにはなくなってしまう可能性が大変強いので、何らかの形で、大多喜町としてもこういった買物弱者対策が必要であると、行政でやることはできないので、ある程度民間に任せなくちゃいけないということであれば、ある程度の支援が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 今、いすみ市さんと御宿町さんのほうで支援があるということですが、私のほうでもちょっと内容を調べさせてもらいまして、いすみ市のほうにつきましては、私が聞いたときには、まだ検討中だったということで、議員さんが最近新聞を見て300万円の支援があるということですので、またその辺はちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

また、御宿町につきましては、議員さんがおっしゃられましたとおり、まちづくり活動ファーストステップ支援金という支援制度がありまして、内容は、団体等が自主的に地域の活性化、住民の福祉向上に資する事業を行う場合に、その事業に資する経費の2分の1を支援金として連続3年間まで交付するというもので、本町のまちづくり提言事業補助金と内容が同じようなものだというふうに思っております。

まちづくり提言事業の補助金の活用について、ご検討はいただくことは可能なのかなと思いますが、それとは別に、今議員さんがおっしゃられた、移動スーパーの事業者に直接支援するということは、今のところ商工観光課としてはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これは本来は町の政策、そして買物弱者対策、これ真剣に取り組まなくてはならない事業だと思います。ただ、町ではできません。今の体制ではできないと思っています。

町で重要な政策だと思うんだけど、町ではできないとなると、やはり事業者任せにしかないですね。ですから、来年、再来年、もし万が一、いすみ市さんのほうで2コース、3コース増やすよ、都市部でも増やすよ、そっちに来てくれといったときに、もう事業者さんじゃなくて運転手さんは自分の商売としてやると、事業者として雇ってやってもらうんだとなると、やはりなかなか厳しい面が、当然会社ですから利益のいいほうに行くのは、これは当然のことですね。どこに行っても喜ばれるということであるから。

これは仮に、月にガソリン代を聞いたら、ガソリン代が2万円ぐらいだそうです。それを補助しろとは言いませんけれども、できる範囲で、月に2万円であれば年間24万円ぐらいですかね。町としても応援するよと、やはり熱意を持って応援するので、できるだけ頑張ってくださいよという姿勢を示して、ぜひとも買物弱者対策に熱を入れて、今も熱は入っているんでしょけれども、さらに前向きに考えてもらいたいですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 移動スーパーの事業者のほうの支援を、熱を入れてやっていただきたいということでございますけれども、そもそも買物弱者の支援ということでございまして、町のほうでは買物弱者、その方に対する支援ということで、外出支援ですとか、あと福祉タクシーですとか、軽度生活援助とか、そういういろいろ買物をする援助、支援というものは今現在でもしております。

それで、なおかつ移動支援事業者ということでございますけれども、町でも今そういうのをやっている中で、今後そういうものが本当に必要だということであれば、またそういうことを考える必要もあるかと思いますが、今町では外出支援とかある中で、移動スーパー事業者も事業としてやっていただいているということでもありますので、その辺を考慮しながら、また、地域で移動スーパー事業者と同じように、買物に困っている方に対して自宅まで届けている事業者等もございますので、その辺の均衡も見ながら、今後、買物弱者の対策というのはしていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これ、答弁はいいですけれども、いすみ市さんに聞いたところ、新規の事業なので、やはりどこの業者にやってもらうということは当然できないので、役場のほうで要綱をつくって一般公募するということだそうです。一般公募して、買物弱者対策を一生懸命やってくれる事業者に対してはある程度の補助を出すと。当然新規事業ですから、そうなると思います。そういった方法を経て、どこか業者を選定してやるということですので、今ある業者に応援しろって、そこにやらせるということではなくて、やはり町としてしっかりした政策をつくって、公募して、何とかこの事業が続くようにお願いしたいと思います。次に行きます。

感染症対策として行われる地域通貨券の現状について、高齢者のコロナ感染防止対策として行われる地域通貨券の現状はどのようになっているのか、予算の内訳も含めて伺いたい。

まず、大多喜町の事業者は幾つあるのか。そのうち幾つの事業者が参加しているのか。目標どおりに進んでいるのか伺いたい。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 根本議員の質問に財政課からお答えさせていただきます。

大多喜町には約500の事業所があり、このうち日常の買物等で使う事業者が全てではありませんけれども、約500の事業所がございます。令和3年2月末の現在で、65の事業者が電子地域通貨の取扱店となっております。町内でより多くの店舗などでの取扱いができるように進めていますが、利用開始から2か月ほどが経過しておりますが、まだまだこれからという状況となっているところでございます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 次に、1人当たり5,000円のクーポン券を配ったと思いますが、それは現在どのような執行状況になっていますか。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 1人当たり5,000ポイントで配付させていただいた電子地域通貨の現在の執行状況ということで、令和3年3月1日、昨日までの要は締めで、付与した総額としては8,768人に対し5,000円ですので、4,384万円発行してございます。そのうち利用済み額が約2,500万円、利用率としては約57パーセントとなっております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これ、全体の予算の内訳はどのようになっていますかね。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 全体の地域通貨に関する予算ですが、今現在予算の総額としては1億6,200万円あります。ただ、このうち2月の補正予算で新たにプレミアム分を付与する予算としての増額分1億1,000万円がありますので、これを除きますと、12月に当初、電子地域通貨の発行のときに予算化したものが約5,200万円でございます。その内訳としては、電子地域通貨として取扱店で町民の皆様が使った分に対する支払分が約4,500万、取扱店で必要な、要は機器の貸出分として約400万、あと導入のサポート費用として、サポートしてくれる会社に対する支払いが約100万、それと郵送料やその他の消耗品が約200万円となっております。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、この地域通貨券を使っているところ、使っていないところの業者に、私もちょっと聞いてみました。参加していない事業者はなぜ参加しないのか、今後少しでも多くの事業者に参加してもらわないとならないと思いますけれども、私が聞いたところ、その制度そのものに反対して、地域通貨券に入らないんだという方は本当にごく僅かです。ほとんどの方はこれに参加したいという意向は持っています。しかし高齢化とか、あと何年商売やるか分からないとか、そういった中で、こういったことをやっても私はうまくできないとか、だから、制度そのものに反対しているんじゃないかと、高齢化というか、そういった関係でできないからやらないんだと、トラブルがあると困るのでやらないんだという方がほとんどでした。

それで、参加した事業者に聞くと、これ3月でこれっきりで終わりじゃなくて、4月以降も順調にぜひやってもらいたいと、期待する声も大いにあるところです。それにはやはり、いかに一つでも事業所に参加してもらおうのかと、これが非常な鍵を握っているんじゃないかと思うかと思えます。

ある意見として、私は今までAというお店で買っていたけれども、Aさんがこの地域通貨券を入れないんだと、できないということなので、私はAさんのところから買うのをやめてBさんから買ったよとか、そういった話もよく聞きます。それと、商店街という中にいると、自分のところだけ入れて、自分のところだけそのお客さんを取っちゃっていいのかと、今まで仲間として共同で地域を盛り上げていたところで、入れたところだけ潤って、入れないところが潤わないという状況でいいのかなと。今まで仲間と協力してやっていた体制がどうな

んだということも聞きます。

ですから、これは何としても事業者を増やす、何としても増やす、これしかないと思うんですよ。一つの事業としては、いろんな不平不満たくさんあると思います。それを解決するのは、やっぱり事業者を増やすんです、この場合はですね。私は強く感じますけれども、来年度以降、これを増やす政策、来年度はこのくらいにするんだという目標、そういったものを教えてください。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 確かに根本議員さんおっしゃるように、今現在65の事業者の方が取扱店としてご協力をいただいているところであります。取扱店となれないというようなどころでの理由として、先ほど議員さんおっしゃるように、機械の扱いに不慣れであったり、高齢者で新しいことを入れても、この先いつまで続けられるか分からないというようなどころで、取扱いができないというふうにおっしゃる事業者の方もいらっしゃいます。

また、チェーン店など高度なレジを使っているところなどについては、そのレジの対応であったり、本社のほうとの調整に時間がかかっている、まだ取扱店となっていないようなどころもございます。

次年度以降というか、既に今年度始めて、これからずっと継続していくんですけども、とにかく、地域通貨導入の目的と効果と仕組みについては根気強く説明を続けて、今までの活用状況とか今後の活用予定などについて丁寧な説明をし、取り扱っていただけるように進めていきたいと思っております。目標の店舗数というのも、限りなく日常生活で電子地域通貨が取り扱えるような店舗については、限りなく取り扱っていただけるように進めたいというふうを考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） この地域通貨券は、コロナの影響で事業所の売上げが落ちたりしているので、そこに補助する目的というんですか、売上げ向上というんですか、事業の継続性とかを求めてやっているものだと思います。加入したところはそれなりの恩恵を受けられるんですけども、加入できない小さなお店、高齢者のお店は、この特典はまるっきり受けられないわけですね。普通であれば、隣のいすみ市さんとかほかのところでもやっている商品券とかであれば、小さなお店、高齢化でいつやめるか分からないお店であっても、そこで恩恵は受けられるわけです。この制度によると、入れたところと入れないところでは、今後大きな

差がつくというような状況が生まれてくる可能性があります。ですから、これは何としても避けなくてはいけないと思っています。

やはり事業所、大多喜町を一生懸命今まで支えてくれていた事業者に対して、ある程度公平な形で、コロナ対策の下支えというんですか、そういったものをしていかなければならないと思っていますので、今以上の事業者を何としても増やして、この政策をやっていくんだという強い決意をお聞かせください。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 強い決意をお聞かせくださいということですがけれども、先ほど申したとおり、いまだ取扱店としてなっていないような事業者に対して丁寧に説明をするとともに、今後の取扱いの予定であったり、今後の展開、また、従来紙で行っているプレミアム商品券について、昨年度は例年の倍の総額、プレミアム分400万で発行して、令和3年度についてもそのまま継続して、金額は例年に戻るんですけれども、いきなり紙のプレミアム商品券のやつをやめるというものではなく、並行して実施をしばらくはやっていこうというようなところでございます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほど言いました、入れているところと入れないところには、要は大きな差が出てくる可能性があります。入れないところ、導入できないところについては、新たな事業支援というんですかね、そういったものを考えているのかお聞かせください。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 現在、電子地域通貨を導入していないところ、入れられないところについての別の支援策というのは、特には考えていないところでございます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ですから、先ほど言いましたように、この事業に反対して加入しないわけじゃないんですね。この事業に反対して加入しないのは、それはそれで仕方ないというんですね。それはそれでいいと思うんですけれども、要はできない業者、加入、やりたくてもできない高齢化の業者がいるというんですが、そういった方々がいるということはご存じだと思っています。そういった人たちにも何とか温かい目を向けてもらうということは難しいですか。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ですので、その導入に踏み切れない理由、やれない理由というの

が、高齢者であって機械の操作に慣れていないとか、新しいものの導入というのにちょっとなじめないとか、すぐに行けないというようなところについては、先ほどからお答えさせていただいているように、丁寧に説明して、操作自体はそれほど難しいものではないので、何とか使っていただけるように進めたいと思っています。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 期待していますので、よろしくお願いします。

続きまして、大多喜高校の件について行きます。

大多喜高校、今年度大幅な定員割れ、約50名というか、最終的には47名の定員割れになりました。特に、令和3年度に向けては、コロナウイルス感染症の影響もあって、47名の定員割れが予想されるというか、今のところ47人ではなかろうかと思っています。少し前までは郡内に6校あった県立高校は、2015年には勝浦水産高校、岬高校が大原高校に統合され、現在は2校しかありません。近年の出生数を見ると大変厳しい状況です。

大多喜高校の存続は、大多喜町の将来に大きく影響すると考えています。大多喜高校がなくなることによって、いすみ鉄道も影響を受けるでしょう。路線バスも影響を受けるでしょう。いすみ鉄道がなくなれば観光客も激減するでしょう。いろんな面で影響が大きいと思います。これを何とか防がなければいけない。そういう強い思いでいます。

それで、私は2年ぐらい前に、島根県で非常に優秀なことをやっていて、そこは定員割れのところが定員足してくるような形になっているということだったので、1泊2日で行ってきました。その話が中心になります。

それで、まず大多喜高校の定員割れを増やすには、近隣市町村の志願者をいかに増やすかということ。これは大多喜中学校の生徒数のごく一部です。大部分は近隣の市町村から来ています。近隣の市町村からの生徒をいかに増やすのか。

それと、大多喜中、大多喜高校の生徒の学力向上も図らなければなりません。これは、偏差値を向上させて、大多喜高校に行けば、優秀な大学、国公立大学とか有名な私立の大学にも行けるような形を取っていかなければいけないと思っています。

それと、教員の皆さんが授業に専念できる環境の整備。大多喜町さんも協力して、今の魅力ある高校の取組に一生懸命になっていると思います。ただ、現在の先生方に、授業もしながら、部活もしながら、その中でこの魅力ある学校にするために尽力してくれといってもなかなか限度があるんじゃないかと。やはり魅力ある高校にするための環境の整備も必要であると。

大多喜町の人口が増えても、こんなことは極端に増えるわけではありません。やはり夷隅地域全体の人口が増えていかなければ、夷隅地域全体が活性していかなければ、大多喜高校の存続はないものと思っています。

その件で聞きます。早急に新たな対策を行い、結果を出さなければならないと思っています。今まで協議会とは何回となく、もう何年も開いていますけれども、定員割れを防ぐ具体的な方策はなかなか、やっていたって結果が出ていない。新たな取組が必要ではないか。

その中で1番として、今回過去最大の定員割れが予想される状況をどんなふうに捉えているのか。このままの状況が続くと、統合により大多喜高校の存続が難しい状況も考えられると思う。相当の危機意識を持って対応すべきと考えるが、どのような危機意識を持っているか。相当強い危機意識だと思います。何としても残すんだという強い決意を述べてください。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 根本議員からの一般質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。

千葉県教育委員会は2月20日に、2021年度県内公立高校一般入学者選抜等の確定数を発表しました。この志願確定状況によれば、公立高校、これは県立、市立含みます。普通科を開設している104校の志望状況は、都市部、郡部合わせて47校、これは約45パーセントになります。そちらで定員割れの状況となっております。

定員割れの要因につきましては、新聞紙上でも述べられていたとおり、私立志願者の増加、これは都市部も郡部もそうです。さらに、郡部におきましては、生徒数の減少が大きな要因ではないかと思えます。また、前期選考と後期選考とが一本化されたことに伴い、志願者の高校進学への目的意識がはっきりした結果ではないかと考えております。

また、根本議員が言われるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今年度、大多喜高校では、夏の学校説明会が従来の形式で行えなかったことや、出前授業もできなかったことなど、高校の魅力を十分に伝えることができなかったことも、志願者が増えなかったことの一つの要因となっていることから、来年度、その部分をしっかりとやっていきたいと、大多喜高校の校長からも伺っております。

昨年度は、保育園から高校まで連続した英語教育、総合的な探究での出前授業などの取組を伝えることにより、近隣では定員割れする高校が多い中で、定員160人のところ155人を入学させることができました。このことから、大多喜高校は町の支援による学校教育の充実が以前からも図ってきていて、英語教育の土台はもちろんのこと、大高探求という新しい活

動を計画に盛り込んだ、地域との協働による高等教育改革推進事業では、文部科学省からアソシエイト校として一定の評価を得るなど、確実に学校教育を発展させていることが分かります。

大多喜高校への町の支援については、これまでも高い意識を持って行ってまいりましたが、またこれからも高い意識を持ち、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 過去一生懸命やってくださっていることは本当に存じています。先ほどの160人のところ155人というのは去年の数字ですかね。今年は、ですからそれを大幅に、私も今回一般質問するつもりじゃなかったんですけども、本当に50人近い生徒が来なくなってしまっていると。私、これ茂原の私の知り合いの何人かの父兄の方に聞いたところ、やはりいすみ鉄道とか、バスで通うことになるとやっぱり密の関係なるので、果たしてそういったところに生徒を乗せていいのかとか不安があると。

それと、若い世代はコロナの影響で収入が減っています。かなり減っています。共働きのところは奥さんが、お母さんが働けない、そういった状況もかなりあると聞いています。そうすると、仮に茂原からバス1か月の定期代が2万円かかりますね。大原からだとも1万4,000円ぐらいですかね。やはりこれを負担していくのがなかなか厳しい状況であるということで、今後はそういった方面の生徒をいかにして集めるかなというのが非常に大切なことになるかと思っています。

それで、これは3番にまた、2番、3番行きますけれども、協議を重ねる時期はもう過ぎたと思います。具体的に、今度は机の中だけじゃなくて、部屋の中だけじゃなくて、具体的に行動を起こすべきであると。それで、令和2年10月に県立学校改革支援プランが発表され、その中で、おおむね再編計画は終わりに来ています。平成33年の上総高校と君津高校ですかね。その再編が終わるとほぼ終わりです。

そのアンケート調査というか結果調査をしたところ、おおむね魅力ある学校とか、勉強のこととか、父兄の関係とか、改編計画はおおむね順調に進んでいるという結果が出ているという報告が出ています。それで、次期高校改革推進プランの作成に向けて、一生懸命またやるんだということがうたわれています。ですからそのときに、大多喜高校は、ぜひこの再編の中から外れていただいて、独立した高校としてやっていかなければなりません。

それには、この4番に関係しますけれども、やはり大多喜中の生徒はごく僅かです。よそ

から人を集めなければいけません。その方々に聞いても、一番のネックは通学問題であると。何日か前にいすみ鉄道も保安関係の設備により交通がストップしました。そういった場合に、高校生はどうするんでしょう。今休みのときが多いからいいかも分からないけれども、ふだんだったら突然朝になっていすみ鉄道が動かない。今、父兄の人たちも共働きで一生懸命やっています。じゃ、生徒たちどうするんでしょうか。学校が休校になるんでしょうか。休校になることもあり得ると思いますけれども。やはり通学問題を何とかしないと、よそから集めにくくなるんじゃないかならうかと。

それでこれ、島根県のほうに行ったときも、向こうのほうは、町営バスとか通学定期の補助等をやっているそうです。やはり大多喜高校がなくなったときのことを考えると、あらゆるものをやっていけなくちゃいけない。特に通学問題は非常に重要であるということであり、ます。この通学問題を改善する具体的な方法は考えているんでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、まず根本議員からのご質問の定員割れを防ぐための具体的な施策ということで、そちらのほうからお答えさせていただきます。

県立大多喜高等学校に関わるご質問につきましては、今までに何度か根本議員からご質問がありまして、その都度お答えさせていただきましたが、千葉県立大多喜高等学校の設置者は千葉県であり、教職員の服務監督、教育課程の実施など、学校経営及び特色のある学校づくりも含めて、千葉県教育委員会が任命した学校長が行うこととなっております。

なお、大多喜高校の生徒募集数につきましては、千葉県教育委員会が決定することであり、募集に伴う諸課題については、あくまでも千葉県教育委員会が具体的な対策を講ずることになります。町としては、大多喜高校が志願者にとって魅力ある学校として受験していただけるよう、校長が進める学校経営の一部について町として積極的に支援に努めてまいりました。

県下全域で普通科の半数近くが定員割れを起こしていることは、すなわち公立高校の普通科の在り方が問われてきているのではないかと考えております。だからこそ、普通科を設置している高校においては、より魅力ある学校づくりを推進されることが何よりも大切になるものと考えていることから、今後も今までどおり積極的に支援に努めてまいりたいと考えています。

続きましての質問の学校改革支援プランにつきましては、これは、現在県教育委員会が実施している県立学校改革推進プラン・第3次実施プログラムにつきましては、目標年次は平成24年度から平成33年度、これは令和3年度の10年間でありまして、地域高校改革推進プラ

ンの策定計画については令和4年度以降になるものと、県の担当課である教育政策課高校改革推進室から伺っております。

続きまして、町営バス、通学定期の補助等につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

大多喜高校への通学費の負担軽減に対する支援については、これまでも議会等でご説明させていただきましたが、通学費を助成することによる保護者への経済的負担の減少が、志願者の増加に直接結びつくようなことではないと考えています。やはり、大多喜高校の教育内容や教育環境に魅力を感じ、多少の負担が生じても大多喜高校に行きたいと感じていただくことが大事だと思っています。

あわせて、町内在住のほかの高等学校に通う生徒が自己負担している通学費との公平性という問題もあり、通学定期の補助については現状では難しいと考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 大多喜高校が万一統合によりなくなった場合、私、いすみ市の議員とか、いすみ市の人たちにも聞きました。向こうは、仮に大原高校と、近くですから、再編があるとすると大原高校か大多喜高校かということになるかも分かりませんが、向こうは人口が大多喜の5倍、6倍いて、ここの子供の数の10倍ぐらいいるわけですね。JRも走っている。もし2つがどうこうなったときに、大原高校がなくなって大多喜高校になるなんということは考えられないと、そういったことは絶対ないという強い認識を持っています。

私も、やっぱりある意味言っていることは確かだなど。いい学校、伝統ある学校だけでは残れないんです。勝浦水産高校も100年以上続いて、地元で愛された非常に優秀な学校でした。岬高校にしても、以前は茂原農業高校の分校として100年以上続いた立派な高校です。今度、平成33年に統合になる上総高校も130年ぐらいい続いた農業高校、これも地元で非常に愛されて優秀な学校でした。ですが、こういったことだけではなかなかいかないんです。うまくいかないんです。具体的にやはり何か対策を打たないと。ですから、今、通学定期の問題とかいろいろ難しいと言ったけれども、大多喜町の活性化を図るために必要であるとすれば、これはやってもいいんじゃないかなと思うています。

それで、1つの政策だけですぐどうこうなるものではないと思っています。交通政策をやって、人を5人増やすんだ、あと、さきのときにまた言いますが、その政策によって5人、この政策によって3人、ありとあらゆる政策を取るべきだと思っています。島根県の

ほうに行ったときも、30ぐらいの支援をやっていますよ。そういったことを総合的にやって、この支援で1人、この支援で1人というふうにやっていくべきだと思います。

中学校のことはまたぜひやってもらいたいと思いますけれども、次に、大多喜中学校、大多喜高校の学力向上も行う必要があります。やっぱり偏差値を高めて、伝統でいい学校だということになれば、大多喜高校に来ればいい大学に入れるんだ、国公立大学にも入れるんだ、私立の有名な大学にも入れるんだという体質をつくる必要があると思います。それには、やはり町と町民が協力し合って、学習館、町営塾ですね。立ち上げるべきと考えます。そこには町内の中学校の生徒、大多喜高校の生徒を対象に、学力の向上を目指して、こういった取組も必要だと思いますけれども、こういった取組についてはどのようにお考えですか。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問につきまして、教育課からお答えさせていただきます。

町内の中学生の学力向上には賛成です。現在も、中学生はもとより、小学生についても、学校長が推進する学力の向上に対し、町として様々な支援をしているところです。また、県立である大多喜高校では、学校長を中心に教職員が一体となり、2つのクラスを学力別に3つに分け、3人の先生が教える取組を今年度は数学科で実施しております。来年度からは、国語科、数学科、英語科を実施するなど、高校生の学力向上に積極的に努めており、昨年度の実績や今年度の大学受験や就職状況等から、現にその成果が現れてきております。そのように大多喜高校の校長から伺っております。

なお、英語科の授業では、町から派遣しているALTの先生の授業の質の向上や、英語クラブへの積極的な関わりなど、大多喜高校の生徒の英語に向けた興味、関心が高まってきていることも伺っております。

根本議員が提案されております、町内中学生や大多喜高校の生徒を対象とした学習館の設置につきましては、町内には、団体及び個人が経営する学習塾や、自宅で行うオンライン学習塾などもあります。また、塾を利用する時間や進路の多様化により、利用者の選択肢が様々となってきていることから、設置は困難なものと考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） この学習塾、町営塾については、私も高校、中学校の先生のOBの方に何人か考えを聞きました。大多喜町のためなら、今どこにも行っていないけれども、やっ

ぱりOBの方たちが大多喜のために、中学生のために、高校生のためにボランティアでもいいと、一生懸命教えていいよという声も聞いています。学習塾は大多喜にもありますけれども、そういったところとも連携して、ぜひとも学力向上に努めてもらいたいと思います。

次、6番に行きます。地域コーディネーター及び業務支援員の配置について。

ここで魅力ある学校をつくるために一生懸命やっていると思います。今のままの体制で先生方にこれを任せるということはできないと思います。それでなくても教育など勤務時間体制とか、いろいろ問題になっていますので、これは、ぜひ多くは地域協力隊の方がここに入っている方もいます。地域協力隊が高校に入る場合には、多くの場合、大多喜だったら大多喜高校のOBの方、OBの方でも50、60の方じゃなくて、若い30代、40代の方が商社に勤めたり、公務員だったり、そういった方々が辞めて、何か地域コーディネーターとして高校に入って、高校のために一生懸命やってくれているということも聞いていますので、私も国に聞いたところ、地域協力隊もここに入れることができるよと、全国でもそういった例は数多くあるということですので、地域協力隊、今、大多喜町にも多数来ています。やはり、大多喜高校にも地域協力隊を入れて、魅力ある学校、先生の補助というんですか、いろんな面でやっていただければと思います。これは時間がないので答弁は結構です。

続きまして、大原高校の関係、先ほど言いました。大原高校が非常に定員割れが続いています。やはり一番のネックは、夷隅地域の人口が本当に都市部に比べて極端に減っているということです。大多喜町だけ人口を増やそうと思ってもなかなか増えません。やはり夷隅地域全体で増やさないといけない。

それには、今、大原高校とか大原のほうに行っても、どっちかがなくなってどっちが残るんだという議論があることは事実です。これは両方残すという形で、夷隅地域の発展のために、いすみ市と協力して夷隅地域を発展させて、夷隅地域の人口を増やしましょうよという取組をやっていくべきではないかと思います。特に手を取り合って、今のままだと両方なくなっちゃう可能性もありますので。そして将来的には、県南地域、県南の高校は特に定員割れが激しいと思っています。

これはやっぱり島根県の例ですけれども、1校だけでやるんじゃなくてタッグを組んで、10校とか、島根県の場合は10校が皆タッグを組んで、みんなで協力していろんなことをやっていこうよと。それで、何か、ここだと大房総地区となるか分かりませんが、学校支援協議会というのをつくって、それで県と教育委員会と話をすると、皆が協力してですね。そうなることによって、政治家の人たちも、ある特定の高校だけを応援するというのはなか

なか難しいか分からないけれども、県内地域全体のためにやるということならば、政治家の人たちも非常に協力してくれるというようなことを聞いています。

やはり夷隅地域全体の発展がなければ、大多喜高校は残らないと思います。これからは、今は縦割りの状況で逆三角形になっていますけれども、ここはやっぱり横のつながりが非常に大事だと考えていますので、これを機会に、夷隅地域と連携を取って、県立高校を残すということであれば、これは誰も反対しないでしょうから、ぜひ、こういった取組をやっていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問に教育課のほうからお答えさせていただきます。

県立大多喜高等学校と県立大原高等学を夷隅地域全体で協力し存続を図ることは大いに賛成しております。

高校への進学は、生徒自身が何を生かしたいかで進路を選択することが大切です。普通科としての大多喜高校、総合高校としての大原高校の設置意義は、夷隅地域全体にとって大きなものと考えております。

また、令和2年2月策定の次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プランにおいて、千葉県教育の目指す姿の課題として、南房総ゾーンをはじめ人口減少が進む県内各地域において、人口減少が教育の地盤沈下を引き起こさないよう、必要な措置を講ずることが求められますと記述されております。

このようなことから、今後とも、夷隅郡市の中学生にとってかけがえのない高校として存続するよう、2市2町が連携して県教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 最後になりますけれども、私、途中でも言いましたけれども、人口減少、高齢化によって失われていくものをいかに守っていくのかと。やはり大多喜高校の問題もそうです。いすみ鉄道にしても、どんどん人口減少でなかなか難しい状況、地方、行政区においても、高齢化において非常に厳しい状況になっています。新しいことをやるのも非常に重要でしょう。しかし、人口減少によって失われていくもの、それを守っていく、これも非常に大事ではないかと。高校を守って地域を守るということはありますけれども、やっぱり地域が元気でなければ、移住者も来ないし、会社も来ないし、人も集まりません。

私はやっぱり地域を元気にすることによって土台をつくって、土台の上に新しいものを積

み重ねていくと、そういったことが非常に大事じゃないかと思います。大多喜高校がなくなれば、いすみ鉄道もなくなる。先ほど言ったようにバス路線もなくなるでしょう。観光客もなくなるでしょう。大多喜城もどうなるか分からない状況の中で、これを本当に全力で支えなくてはならないものと思っています。

いま一度大多喜高校の永久存続に向けて、全力で取り組むという固い決意をお聞かせください。

○副議長（末吉昭男君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に教育課からお答えさせていただきます。

大多喜高校の設置者は県教育委員会であり、存続については回答する立場にございませんが、しかしながら、町教育委員会としては、大多喜高校がこれからも末永く、地域の子供たちのためにも魅力ある高校として、また、地域の自治体、高等教育機関、産業界、商工会、観光協会等と共同した地域関係の核としての高校として、その存在意義を生かした学校となるよう、学校長と連携し全力で支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今も再三出てきました。県立高校は千葉県の所管なのでなかなか立ち入ることが難しいような発言がありました。県は統合を進めているんです。再編計画を進めているんです。これは明らかな事実なんです。大多喜以南、南のほうですね。全部高校がなくなるとは考えられないでしょう。しかし全部残るということも考えられないです。残る高校と残らない高校があること、これは必然性が必ず出てきます。それにはやっぱり情熱を持って、誰かが一生懸命取り組まないことにはまずいんです。誰が一生懸命やるか、町以外にないんですよ。大多喜高校がなくなって一番困るのは町ですから、誰かが一生懸命やらなくちゃいけない。その先頭に立つのは町であると私は考えています。存続に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

以上で根本年生君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

なお、2時5分から再開いたします。

（午後 1時56分）

○副議長（末吉昭男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第3、同意第2号 大多喜町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、同意第2号 大多喜町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてご説明させていただきます。

議案つづり1ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

現農業委員会委員の任期が令和3年3月31日をもって満了を迎えることから、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、農業委員になろうとする者の募集を行ったところ、同法第8条第5項に規定する、町が認定した認定農業者等またはそれに準ずる者の数が農業委員会の委員の定数10名の過半数に達しなかったことに伴い、農業委員会等に関する法律施行規則第2条、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合、いわゆる農業委員の認定農業者過半要件の例外の2号の規定を適用し、委員の4分の1を認定農業者及び準ずるものとするについて、議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、大多喜町の農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求める。

提案理由。

大多喜町農業委員会の任命に当たり、その過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするのが著しく困難であるため、当該割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めるものである。

以上で、大多喜町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分

の1以上とすることについて、説明を終わります。ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） この件で質問させていただきたいと思います。

同意3号から同意13号まで、いろいろ委員の任命の固有名詞が出ておりますけれども、この選考日は何月何日に行ったか、あと選考委員はどんな人がやったか、説明できればお願いします。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この農業委員の募集につきましては、募集期間令和2年9月25日から令和2年10月26日まで公募させていただきました。しかしながら、定数に達しなかったため、追加募集といたしまして、令和2年10月27日から令和2年11月6日まで応募期間を追加させていただきました。

農業委員の候補者の評価会議を2年12月16日に実施しております。

この評価会議の委員でございますが、大多喜町農業委員会農業委員の選任に関する要綱にのっとりまして、副町長、農業委員会または農業委員、このいずれも委員候補者でない方で、浅野農業委員さんをお願いしております。続きまして、農林業振興協議会の代表者、末吉議員さんをお願いしております。そして、農林課長、私、秋山が実施しております。この4名で評価のほうを行っております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 4人で評価したということですが、これ読みますと、農業にいろいろ生産事情に詳しい人とか、いろいろ選考するんですけども、選考委員の中で実際農業をやっている人は1人しかいないと思います。農業に従事している人ね。そこら辺もちょっと我々の考えと違う。いろいろ項目を見ますと、熟知という言葉とか、精通しているとか、いろんなことが出てきます。

それと、私はこの件でなぜ質問したかという、末吉議員が出ているんですけども、末吉議員は町会議員としても優秀な議員ですから、決してけなすわけじゃないですけども、

この中に議員がいて、また、議会に諮って議員がまた審議するというのは、どうもグレーな気持ちになってしょうがないんですけれども、そこら辺もどういうつもりでいるのか、考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今回の農業委員会の委員の評価に当たりましては、確かに議員さんに評価委員に加わっていただいておりますが、それにつきまして適切でないのではないかとということのご指摘かと思いますが、確かに評価のほうはさせていただきましたが、最終的には町のほうでその評価を見て委任をさせていただくような形になると考えますので、その辺はご了承をお願いできればと思います。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 町長これね、私思うんですけれども、町営住宅の選択委員になって、議員が入っていてやりました。しかし議員は倫理的にはまずいだらうと、議員は全部撤回しました。

それで、先ほども言いましたけれども、やっぱり議員が入っちゃまずいんじゃないかと私は思うんですけれども、倫理的にもちょっとグレーだと思う。この後にまた町会議員選挙もありましたので、なおさらそういうことを思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野村議員さんのご指摘いただきました。選考にやはりいろいろ町会議員さんが入るということは、確かに町営住宅でもいつときそういう時期がありまして、それを抜いた経緯がございます。そういうことを考えますと、やっぱり今後そういうことも十分考えていかなければいけないのだと思っております。

○副議長（末吉昭男君） よろしいですか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 今後考えていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ございますか。

7番山田久子さん。

○7番（山田久子君） この割合の認定条件でございますけれども、3年前には、たしか2分の1以上ということで議会の同意の案件が出されたかと思ひます。

今回は認定農業者が4分の1ということで、また、今回議会の同意が出されましたけれども、この農業委員会さんの制度が変わりまして、農業認定委員さんをこの中に多く入っていただくことで、農業のいろんなものを見ていっていただく、また活性化を図っていただくということでこの制度になってきているのではないかと私は理解させていただいているんですけども、その中で、認定委員さんが年々というか回ごとに減っていくということに対して、そこはちょっと検討の必要があるのかなと思っております。

町としては、この農業委員さんをなぜ今回、2分の1から3分の1に減らさなければならなかったのか。それは農業委員さんが足りなかったのか、もし足りないのであれば、今後そこを育成していくというような、そういった考え方、取組も必要ではないのかと思うんですけども、この辺はどのように考えさせていただいたらよろしいでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に答えさせていただきます。

先ほど、一番最初の募集で定員に満たなくて、再募集をさせていただいたということでご案内させていただいたと思うんですが、1度目の農業委員の候補者には、認定農業者、それからそれに準ずる者の方、一人もおりませんでした。実際に、その後たまたま定員のほうが1人足りなかったということで、事務局のほうでいろいろ認定農業者あるいはそれに準ずる方のところをお願いをした経緯があります。

今、町のほうに認定農業者は22名いらっしゃいますが、実際にその中で4団体が法人となっております。その中で、何とか今回3名の方が引き受けていただけたということになっております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。3年後またあるかとは思いますが、これ以上人数が減るといふ形、それはないようにできれば対策をしていただく必要があるのではないかなと思っておりますけれども、この辺の取組というのはどのように考えておられますでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 4分の1以下になった場合ということでよろしいでしょうか。その場合は農林水産大臣の承認を得ることとなっておりますので、国の大臣の承認を得れば4

分の1以下でも認定もできるということになっております。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、私はもう一点聞きたくなってしまうんですけども、3年後、町は農林水産大臣の認定をいただければいいという方向性で考えていくのか、そうではなくて、4分の1あるいは2分の1以上の認定という形の中で、ここ3年間踏まえて取り組んでいく考えでいるのか、その辺はどのようにお考えでございましょうか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問ですが、これから認定農業者の方の、積極的にやっていただけるように、それから、認定農業者をさらに人数を増やしていくように努力したいと考えております。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎同意第3号～同意第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第4、同意第3号から日程第13、同意第12号までの大多喜町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜町農業委員会委員の任命につきまして、同意第3号から同意第12号までの大多喜町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

この同意10議案につきましては、現農業委員会委員の任期が令和3年3月31日をもって満了を迎えるに当たり、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、委員になろうとする者の募集を行い、候補者10名を選任したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をいただくものでございます。

同意をお願いする10名の方々につきましては、ご説明をさせていただきます。

それでは本文に入ります。議案書3ページをお願いします。

同意第3号 大多喜町農業委員会委員の任命について。

次の者を大多喜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8号第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、大多喜町大戸327番地、氏名、渡辺忠洋氏、生年月日、昭和23年3月9日生まれ。

以下、5ページ同意第4号から、21ページ同意第12号までは、提案理由は同じでございますので、住所、氏名、生年月日のみの説明とさせていただきます。

それでは5ページをお願いいたします。

同意第4号。住所、大多喜町中野230番地、渡邊さなえ氏、生年月日、昭和48年2月27日生まれ。

7ページをお願いします。

同意第5号。住所、大多喜町下大多喜3415番地、氏名、矢代とみ江氏、生年月日、昭和26年3月15日生まれ。

9ページをお願いします。

同意第6号。住所、大多喜町下大多喜3421番地、氏名、末吉章二氏、生年月日、昭和25年1月2日生まれ。

11ページをお願いします。

同意第7号。住所、大多喜町三又1050番地13、氏名、井口峰幸氏、生年月日、昭和31年1月25日生まれ。

13ページをお願いいたします。

同意第8号。住所、大多喜町泉水92番地、氏名、小高康熙氏、生年月日、昭和29年6月30日生まれ。

15ページをお願いします。

同意第9号。住所、大多喜町葛藤123番地、氏名、佐川順一郎氏、生年月日、昭和25年11月21日生まれ。

17ページをお願いします。

同意第10号。住所、大多喜町弓木547番地、氏名、森紀久嗣氏、生年月日、昭和20年3月8日生まれ。

19ページをお願いします。

同意第11号。住所、大多喜町栗又807番地、氏名、加曾利益弘氏、生年月日、昭和36年8月14日生まれ。

21ページをお願いします。

同意第12号。住所、大多喜町小内135番地、氏名、鈴木孝一氏、生年月日、昭和26年11月1日生まれ。

以上、同意10議案について議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから同意第3号から同意第12号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで同意第3号から同意第12号までの質疑を終わります。

同意第3号から同意第12号までについては討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

これから同意第4号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これから同意第5号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

これから同意第6号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

これから同意第7号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

これから同意第8号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

これから同意第9号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

これから同意第10号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

これから同意第11号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

これから同意第12号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(末吉昭男君) 日程第14、同意第13号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議案つづりの23ページをお開きいただきたいと思います。

同意第13号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

提案理由でございますが、教育委員会委員の唐鎌良枝氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、新たに教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

それでは本文に入ります。

同意第13号 大多喜町教育委員会委員の任命について。

次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、大多喜町森宮579番地、氏名、佐川桂子氏、生年月日、昭和35年3月15日でございます。

佐川氏でございますが、昭和57年4月に千葉県立市原養護学校教諭として勤務されて以来、県内の養護学校、豊学校や県教育庁特別支援教育課長、君津特別支援学校校長を歴任され、令和2年3月に定年退職されました。その後も学校法人植草学園特命教授、さらにこの4月から植草学園大学発達教育学部教授として就任が予定されております。

人格は高潔で、幼児、児童・生徒の特別支援教育に関して豊富な経験と識見を有しており、本町の特別支援教育及び障害のある人の生涯にわたる多様な学びの推進に向けた指導、助言が期待できるなど、教育委員として適任と考えますので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから同意第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、同意第13号については同意することに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(末吉昭男君) 日程第15、議案第3号 辺地に係る総合整備計画の策定について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(市原芳則君) 議案第3号の説明をさせていただきます。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、交通条件、自然的、社会的及び経済的条件に恵まれず、ほかの地域に比較して住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る必要がある地区について、総合的かつ計画的に整備を促進するために策定するもので、町道改良工事、飲用水供給施設整備、集会施設新築工事、防火水槽設置工事など、これまでも計画を策定し辺地対策事業を実施してまいりました。

今回は、会所及び弓木地区を辺地の指定要件により新たに計画区域として、令和3年度から令和7年度までの5か年で、町道会所弓木線の800メートル及び町道弓木西上線の100メートルの道路改良工事を予定する辺地総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

計画を策定して公共的施設の整備を実施する場合、計画された事業に地方債を財源とすることができます。また、この地方債の起債充当率は100パーセントで、元利償還金の80パーセントが基準財政需要額に算入され、交付税措置されることになっております。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

議案第3号 辺地に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

次のページをお開きください。

総合整備計画書。

千葉県夷隅郡大多喜町会所・弓木辺地、辺地の人口190人、面積5.0平方キロメートル。

第1項は辺地の概況で、第1号、辺地を構成する町または字の名称は、大多喜町会所、栗又、弓木の辺地に該当する小字で記載のとおりでございます。

第2号、地域の中心の位置、大多喜町弓木字角野528番1が中心でございます。

第3号、辺地度点数、この点数は100点以上が辺地の要件となっておりまして、会所・弓木辺地は190点でございます。

第2項は、公共的施設の整備を必要とする事情で、会所及び弓木辺地区にて構成される本地域は、町の最南部に位置し、町の辺地地域の中でも辺地の度合いが極めて高い地域であります。

町道会所弓木線は、県道勝浦上野大多喜線と、これに並行して走る県道小田代勝浦線を結ぶ1級町道でありながら、道幅の狭小箇所が多く、車両の擦れ違いが極めて困難であることや、集中豪雨や台風等の突発的な災害により、倒木や落石等の危険箇所が多数存在しているため、生活路線及び災害時における会所地区と弓木地区をつなぐ生活物資の補給路線として整備する必要があります。

また、町道弓木西上線は、県道勝浦上野大多喜線から弓木集落への唯一の生活道路であります。道幅の狭小な部分が多く、本路線に架かる橋梁については、昭和43年2月の橋架から52年が経過し、橋台部の決壊箇所も多々見られることから、災害時における弓木集落の孤立を防ぐ上で整備する必要があります。

次のページの第3項は、公共的施設の整備計画で、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。表内の施設名は、1、交通・通信体系の整備（道路改良）、町道会所弓木線、町道弓木西上線、事業主体は大多喜町、事業費は1億2,040万円を予定してございます。財源内訳は、全額一般財源で辺地対策事業債を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(末吉昭男君) 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は2時50分から再開します。

(午後 2時39分)

○副議長(末吉昭男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(末吉昭男君) 日程第16、議案第4号 大多喜町障がい者施策推進計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、着座にて説明することを許可します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

議案第4号 大多喜町障がい者施策推進計画の策定についてをご説明いたします。

27ページをお開きください。

大多喜町障がい者施策推進計画の策定について。

大多喜町障がい者施策推進計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊計画書をご覧ください。4ページをお開きください。

今回策定します推進計画は、障害者基本法に基づく第4次障がい者基本計画、障害者総合

支援法に基づく第6期障がい福祉計画、児童福祉法に基づく第2期障がい児福祉計画の3つの計画を一体的に策定するものでございます。計画の位置づけとしましては、下の図のように、大多喜町第3次総合計画を上位計画とし、関連する他の計画や国の障害者基本計画及び千葉県障害者計画と整合性を図っています。

次に5ページとなります。

計画期間は、第4次障がい者基本計画は令和3年度から8年度までの6年間、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から5年度までの3年間の計画期間といたします。

次に、6ページから12ページは、町内の障害者の現状について記載してあります。手帳の種類別、等級別や年齢区分ごとの人数の推移を掲載してございます。

次に13ページをお開きください。

計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査とヒアリング調査を実施し、障害者福祉に対する意見や要望などを伺いました。調査内容と結果については、14ページから26ページに記載のとおりでございます。

次に、27ページから30ページには、アンケート調査とヒアリング調査の結果及び現行計画の進捗状況を踏まえて、現行計画の評価や課題などについて記載してあります。

31ページから34ページが、今回の計画の基本的方向について記載してございます。基本理念は、「一人ひとりを大切に、ともに生きるまちづくり」と定めます。基本方針は、合理的配慮の拡充とその基礎となる環境整備と、療育、リハビリテーションの重視につきましては現計画を踏襲するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

6つの基本計画につきましても現計画と同じですが、評価、見直しを行った結果を反映させたものとなっております。

次に、35ページから60ページまでです。

これら6つの基本目標を推進するため、第2編、障がい者基本計画として、基本目標、施策と該当する事業等について記載しております。

続きまして61ページをお開きください。

第3編、障がい福祉計画と障がい児福祉計画になります。今回、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するに当たり、国の基本指針に基づくとともに、本町や圏域市町の実情を考慮し成果目標を設定しました。

まず、障がい福祉計画についてです。福祉施設から地域生活への移行促進について、町の目標としましては、令和元年度の実績を基に、同じページ中段の表に、目標値として設定しました。

続きまして62ページです。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、長期入院患者の地域生活への移行者数3人を目標といたします。

63ページ、地域生活支援拠点が有する機能の充実については、令和3年度までに圏域内の各市町と連携し、設置に向けて調整し、設置後は機能充実を図るための検証、検討を行ってまいります。

続きまして64ページ、福祉施設から一般就労への移行などの目標は、令和元年度の実績から、中段の表の数値欄に記載しました数値を目標値といたします。

続きまして66ページをお開きください。

相談支援体制の充実強化等についてでございますが、本町では、基幹相談支援センターを設置しておりませんので、圏域内の市町と協力し、令和5年度までの設置を目指します。

67ページの障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、圏域で設置している夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用し、関係自治体や事業所などと協議や情報共有する場を確保していきます。

次に、68ページから85ページまでとなります。

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込みについて記載しておりますが、計画値の設定につきましては、過去の実績の推移を基に設定しております。

次に、86ページをお開きください。

障がい児福祉計画についてとなります。児童発達支援センターの設置につきましては、本町及び圏域内にごさいませんので、圏域内に1か所の設置を目標に各市町と進めてまいります。保育園等訪問支援体制の構築につきましては、町内にありますこども発達支援センターそらいろが各保育所で実施しています。

続きまして87ページになります。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所につきましては、本町及び圏域内にありませんので、圏域内の市町と協力し、圏域内に1か所の設置を目指します。重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所につきましては、いすみ市にありますつどいが実施しているところでございます。下の表の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置につき

ましては未設置となっておりますので、圏域内の市町と協力し設置を目指します。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置につきましても、圏域内に1人配置を目指します。

続きまして、88ページから90ページに、障害児福祉サービスの見込みについて記載しておりますが、障害福祉サービスと同様に過去の実績の推移を基に計画値を設定しております。

最後になりますが、91ページをご覧ください。

計画の推進体制についてでございます。

まず実施体制ですが、障害者施策は広い分野にわたるため、障害者の代表や関係団体、関係機関、サービス提供事業所などと連携調整を図り、計画の円滑な推進を図ってまいります。また、広域的な調整が必要な施策については、夷隅地区自立支援協議会に問題提起し、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

推進体制についてですが、PDCAサイクルのプロセスをもって、計画に関する検証を行い、夷隅地区自立支援協議会とも連携を図り計画の着実な推進に努めてまいります。

以上で大多喜町障がい者施策推進計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第17、議案第5号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。なお、着座にて説明することを許可します。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

議案第5号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定についてご説明いたします。

29ページをお開きください。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回策定する計画は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画となります。高齢者保健福祉計画につきましては、老人福祉法に基づき、市町村が介護保険事業計画と一体的なものとして作成し、老人福祉事業の量の目標などを定めることとされています。介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき市町村が策定することとされており、計画の対象となる区域の設定、介護サービス及び地域支援事業の量の見込みなどを定めることとされています。

それでは、別冊計画書1ページをご覧ください。

第1部、計画の基本事項。

国は、介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めております。町においても、地域資源を生かし、独自の地域包括ケアシステムを進化させていくことが重要であると考えています。計画の位置づけについては2ページの図のとおりであり、ほかの計画との整合性を図っています。

次に3ページをお開きください。

計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間としております。

次に5ページをお開きください。

計画の策定に当たっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施

の上で素案を作成し、一般の住民から意見公募を実施しました。これらの意見等を踏まえ、介護保険運営協議会で計画全般にわたる検討を行い、計画案を作成したところでございます。

7ページをお開きください。

第2章は、高齢者を取り巻く状況について、町の人口及び被保険者数等について記載しております。

次に10ページ、下の表をご覧ください。

要介護認定者数の推移と見込みとなっております。第1号被保険者の数は微減、要支援・要介護認定者数は微増となっております。要介護認定率も、前期計画期間に対して増加となっている状況です。

11ページから19ページは、アンケート調査の結果分析であります。高齢者施策の課題を把握するため、調査結果を基に分析、整理したものとなっております。

次に20ページをお開きください。

第3節、第7期計画を自己評価したものとなります。

23ページから26ページは、介護保険事業の利用者数の実績と保険給付費の実績を掲載しております。

27ページをお開きください。

第5節、高齢者施策の課題。統計データ、アンケート結果及び現在の高齢者施策等から見えてきた本町の課題について整理をしてあります。

次に29ページをお開きください。

第2部、高齢者保健福祉計画となります。高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康や生きがいなどの活力ある長寿社会を築いていく、総合的な保健福祉施策のための様々な事業展開についての計画となります。

30ページをお開きください。

第1章、保健サービスの充実のために行う各種保健サービスを実施します。

39ページをお開きください。

第2章、生きがいづくり。社会参加の促進として高齢者の生活機能リスクを改善する視点を念頭に、家族、隣近所、地域の協力の下、高齢者の生きがいづくりや社会参加の一層の促進を通じて、介護を必要としない自立した日常生活を送る期間を延ばすための支援をします。

次に42ページをお開きください。

第3章、生活支援サービスの充実として、高齢者とその家族の暮らしを支えるために、介

介護保険事業のほか、高齢者の多岐にわたるニーズに対応する生活支援サービスを、地域や関係機関との連携の下できめ細かく実施します。

次に46ページをお開きください。

第4章、高齢者に住みよいまちづくりについてでございます。いずれ高齢者が4割を占める超高齢社会を迎えることから、隣近所、地域による共助を軸に、高齢者の視点をより重視した住環境の構築を推進します。

続きまして48ページをお開きください。

第3部、介護保険事業計画となります。

第1章、日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供する施設の整備状況などを考慮して、第7期計画と同様に町全域を1圏域と設定いたします。

50ページをお開きください。

第3章、介護保険事業の目標。国の基本指針に基づき、介護保険事業計画として、次の2つの目標を定めます。目標1、高齢者の自立した日常生活への支援、要介護度状態などになることの予防、軽減及び悪化防止に関する取組と評価のための数値目標を設定します。

51ページをお開きください。

目標の2、介護給付の費用の適正化に関する取組と評価のための数値目標を設定します。

52ページです。

第4章、地域支援事業の見込みではありますが、地域や関係機関の連携を進め、地域包括支援センターの機能強化、介護予防事業の充実、地域の高齢者を支える体制の充実を図ります。

続きまして59ページをお開きください。

第5章、介護サービスの見込みとして、今後、認定者数の増加を考慮し、第8期計画の介護予防サービス給付費、介護サービス給付費は増加すると見込まれます。

介護サービス、介護予防サービスについては、本計画期間の提供見込みについては、61から68ページに記載のとおりでございます。

70ページをお開きください。

介護サービス給付費の見込みとなります。

介護予防サービス給付費の見込みは71ページのとおりでございます。第7期では10億円程度あった総給付費が、第8期の計画中に11億円近くになる見込みとなっております。

73ページをお開きください。

介護保険料収納必要額に基づき、所得段階別被保険者数、国からの調整交付金見込額から、第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額を算出いたします。そして保険料を抑制するために基金の取崩しを行い、1人当たり介護保険料基準額月額5,400円と設定いたしました。74ページをお開きください。

基準額5,400円を基に、段階ごとに保険料は表のとおりとなります。

以上で大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第18、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり31ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条において、市町村は対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置、その他被害防止計画に基づく被害防止策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができるとされております。

また、令和元年度に見直しを行った大多喜町鳥獣被害防止計画において、取組方針として、住民主体、集落単位での対策の推進を位置づけております。その対策を推進するためには、地域住民に対する啓発、対策技術の指導、普及等が必要となりますが、被害地域の拡大により町職員のみでの対応が困難になっていることや、地域により対策の状況や成果に差が生じているため、集落が一体となって獣害被害に取り組む意識を持ち、耕作放棄地の管理や野生獣を引き寄せる原因になる誘因物の撤去など、生息環境管理を実施し、野生獣が近寄らない集落づくりを目指すために、鳥獣被害対策実施対応地域の中心として、鳥獣被害対策実施隊を大多喜町鳥獣被害防止計画において令和3年度に設置目標としているため、設置することを予定しております。

この条例の一部改正は、その中心となる隊員の報酬額を条例で定めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊員、日額、4,000円。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） これはすごく大変な問題だと思うんですが、現在この鳥獣被害の隊員さんというのは何名おいでになるんですか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 現在はまだおりません。これから設置をするものでございます。

○副議長（末吉昭男君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） すごく猟友会も人数が少なくなってきた、なかなか駆除する人がいないという町民からの声なんですけれども、この日額4,000円というのは、これ猟期の間しか活動できない感じですか。それとも平日、そういう期間でなくてもオーケーなんですか。そこら辺をちょっと確認です。ちょっと値段が安いんじゃないかと思って。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この日額の設定につきましては、平均して月に3日程度、1回当たり4時間程度の出役を見込んでおります。近隣の同様の活動を実施している団体がある市町村の報酬額や、最低賃金等を参考に設定させていただいております。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これは、農林水産省のホームページに……

○副議長（末吉昭男君） マイク入れていただいていいですか。

○5番（根本年生君） 活動の内容はこういったものだよということでダウンロードさせてもらって、それと同じと考えてよろしいですか。

この中に鳥獣被害対策実践的活動となる鳥獣被害対策実施隊を設置することができると。そうすると実施隊というのは既にあって、これをないというのは、要は隊自体はないということですね。実施隊そのものがなくて、実施隊に参加する人は隊員になるんですよね。実施隊というのは10人とか20人のグループですから、その一人一人がもう隊員になるわけですよ、普通で考えればね。その隊員の方が足りていないから、4,000円日額支払われるのか、それとも先ほど説明の中で、隊員というか隊の指導的監督をするみたいな人に対して4,000円払うんだと。

そうすると、活動的には多分同じことをやるんじゃないかと思うんですよ。隊員になると、やっぱり現場に出て、さっき言った隊員だとか指導的監督をするのに1人というわけじゃな

いでしょうから、隊において10人、20人の人たちを現地で指導するということですよ。先ほど説明あったのは。

そうすると、その指導する監督の方が4,000円もらえて、実際に捕獲する、防護柵を設置したり、追い払いしたり、緩衝帯の設置とか保管とか、そういった人たち、やる人が出ていってもお金が、別の形でお金が支払われているのか分からないけれども、だからその意味合いがよく、だから会員の中に、会ですから当然長とか一応なると思うんですけども、隊長とかですね。そうすると、隊長という人であれば、そこで4,000円払うのか。何か隊員というと実際に活動する人が隊員じゃないかと思うんだけど、そこには支払われないような、発言だと思ったんですけども。その辺の認識があれば。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 先ほどの説明の中でも出たと思うんですが、地域の住民が主体で集落単位で追い払いを行いましょという、これはそういう制度になっております。その地域の方に指導していただく方、この方に対して報酬を出すというものでございます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 指導するということは、特別な方と、一般によく隊長というか偉い人というか、偉い人は指導して4,000円もらって、一般に、申し訳ないけれども、捕獲したり、雑用やったり、実際に活動する人には一銭も支払わないということなんじゃないですか。

それでいいのかなという気がするんですけども、隊長として指導監督して、普通指導監督すると立っていて、ここやれよとかね、そういった人に4,000円払って、実際にわなを仕掛けたり、いろんな捕獲したり、追い払いやったり、そういった人にはお金は支払わないという感覚の4,000円ですか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 対策を推進するために、地域住民に対する啓発、それから、対策技術の指導普及をしていただく方ということになります。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） その隊長みたいなもんですよ。それは、日常皆さんと一緒に活動している人じゃないんですか。突然どこから来るわけですか。皆さんと日常的に地域で活動している人、よく信頼置ける人がそこで隊長という役割で来るのか、それとも、どこか特別なよく勉強したかもしれないけれども、どこかで優秀な学校を出たとか、どこかでやっていた人がここに来て指導監督して、その人をただ4,000円払うわけじゃないけれども、隊長と

いう人がふだん皆さんと一緒にやっている隊員の中で、1人隊長を選んで、その人がやることではないという意味ですね。それだと不公平じゃないかなと私は思っています。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 実施隊というのは、地域の集落単位の実施隊になるかと思います。そこに行って指導普及をしていただく方ということになります。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。ちょっと私もよく分からなくて、もう一度重複してしまうかもしれないんですけども、お伺いしたいと思うんですが、実施隊員さんの活動地域の範囲、それはどのように考えているのか。また、具体的な活動内容、今お話を聞いていますと、どちらかという猿対策なのかなと思ってしまったんですけども、ここは鳥獣被害対策員とうたわれておりますので、具体的な活動内容、それから、実施隊員の方には、今のお話と重複するかもしれませんが、どのような方が就くのか、また、何名ぐらいを町は今年度想定しておられるのか、この辺をお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 何名程度ということですが、大多喜町は5地区ございますので、その1地区に3名程度を予定したいと考えております。

活動内容でございますが、猿につきましては昼間出沒するものでございますので、追い払いについては猿が中心となるかと思いますが、それ以外のものにつきましては、夜行性のものが多くなっておりますので、追い払いという業務は適しないと考えております。

そのほかの有害鳥獣、例えば、鹿、イノシシ等につきましては追い払い等はできませんので、防護柵の設置や、防護柵の管理の確認、それですとか、すみかになる場所の解消等を地域の方にアドバイスをしていただくようなことを考えております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。それでは、今の中で、各地区で3名程度の方を予定していただいているということでもございましたけれども、ここに就くのは、どのような方が就く予定で考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） これにつきましては、実際に猿等になりますと、昼間ということになりますので、追い払いの業務は昼間になります。実際に仕事等をお持ちの方に関しまし

ては、出現してすぐに行くということはなかなか難しいかと思しますので、今実際に仕事等は行わないで、自宅にすることが多い方で、情報が入ったらすぐ赴いていただける方を想定したいと思っています。

その中でも、事前にある程度講習等に出していただきまして、有害獣の性質等について熟知していただいた方になっていただきたいと思いますと考えております。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、この方というのは、今後何か募集とか応募とか、そういう形でされていくようになるのかどうかということと、やはり本町におきましては、同じ猿が出現する、また、動物が出現するとしましても、特に猿の場合など地域性がすごく違うと思うんです。本当に山間部の山の中は、山へ追い払えば、もしかしたら猿は山へ逃げてもらうことができるかもしれないんですけども、平地ですと、申し訳ないんですけども、私の山を追い払って根本さんの山にやるような、何かちょっとそんなような感じになってしまうのかなというところがあると思うんですね。そうすると、この辺の追い払いという部分も非常に難しい対策になってくるのかと思うんです。

そういったところで、しっかりと実施隊の方の技術的なものというのか、知識とか講習とかというものが大変重要になってくると思うんですが、この辺はどこで誰が担って、この実施隊さんの方を指導してくれる予定になっているのでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今、来年度なっていただけの候補者の方、2名の方に実際にいろいろなところへ行って研修を受けていただいております。

そのほかに、なぜ追い払いをするのかということですが、追い払いは、ただその場所からいなくなる、ただ地域外に追い払うために追い払いを行うということではなくて、動物に、ここに来たら怖いんだよ、危ないんだよということを学習させるための追い払いを目指しております。

○副議長（末吉昭男君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） この件は議論を受けていますと、この議案の隊員の報酬のあれを今議論していて、猿の追い回し方とか、そんなほうまで話が飛躍しちゃっているんで、とにかく元の議案のこれに返って議論していただきたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第19、議案第7号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第7号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案つづり33ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例改正は、小学校の統廃合により使われなくなった旧総元小学校と旧上瀑小学校の今後の活用に関して、民間事業者の参入、有効活用を促進し、地域の活性化を図るため改正しようとするものでございます。

財産については、財産の交換、出資の目的、もしくは支払いの手段としての使用、または適正な対価なくして譲渡や貸付けをする場合には、条例で定める場合を除くほか、議決が必要とされています。

廃校の活用は、地域振興や地域の活性化に有効であることから、民間事業者による活用を検討しているところでございます。しかし、廃校を活用するには、改修などが必要となり、

費用負担も発生いたします。その上、建物部分の使用料の負担となると、事業者には負担が大きく、活用する上での大きな障壁となっていることが考えられます。そこで、建物部分を無償とすることで、事業者にとっての障壁を下げ、より多くの魅力的な地域活性化の提案を受けることが期待できるため、新たに条項を追加しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

第3号、廃校となった施設を地域振興に寄与すると認める事業の用に供するとき。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。この（3）の廃校となった施設を地域振興に寄与すると認める事業はどのように判断するのかというところで、せんだってお伺いしましたところ、総合計画などの町の計画にのっとっているかどうかということ判断していきたいというふうにお話ございましたけれども、それを実際に貸与するときの選考方法というのは、例えば大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例などが適用されて、その中で、実際に選考していくのかどうか。選考方法はどのような形になっていくのかお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 選考方法についてですが、まず、地域振興に寄与すると認める事業というところでの考え方としては、先ほど話があったように、町の総合計画、もしくは後期基本計画とか実施計画にのっとったような事業に供するというようなところになりますというふうに考えております。

また、広く公募を実施するような場合には、選定に関しては、この前、先日の全員協議会でもお話しさせていただいたように、選定に関しては議員、議会からも参加していただいて、

選定のほうを実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、広く公募しない場合というのがあるんでしょうか。その場合はどのような形になるのかお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 今現在、町に提案が出ているようなところについては、町のほうで提案を、要は執行部側のほうで審査をして、その上で決定をしていきたいというふうには考えています。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） その場合は、最終的に議会のほうに報告なり何かしらの議決なりというものがあるのか、それとも町執行部のほうで判断された状況の中で、お話を進めていかれるものなのか、その辺の考えをお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 決定して貸与となったときには、当然議会のほうにも説明はさせていただきます。

そこで、要は議決が必要かというのと、そこで要は議決なくできるような場合ということで、今回の条例改正をさせていただくものでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第20、議案第8号 高速バス運行基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議案第8号の説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。

初めに、提案理由を説明させていただきます。

本町と羽田空港及び品川間を結ぶ高速バスにつきましては、通学者、通勤者、地域住民、観光客等の利便性の向上及び交流人口の増加を図り、地域振興や人口の定住化を図ることを目的に、平成27年12月に運行を開始いたしました。

本基金は、この高速バスの運行経費に対し補助を行い、もって安定的な運行に資するため、ふるさと納税を財源に9,384万9,000円を積み立てることで設置されました。

大多喜品川間の高速バスについては、京浜急行株式会社が令和2年3月31日、小湊鐵道株式会社が令和2年9月30日で、運行経費補助金に関する協定の期間の満了による運行終了となり、また、平成27年12月から令和2年9月までの運行経費に対する補助金への財源とするため、基金の全額を処分したことから、令和3年4月1日をもって廃止しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

高速バス運行基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

高速バス運行基金条例を廃止する条例。

高速バス運行基金条例は、廃止する。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。バスが止まってしまっているということで、基金条例を廃止することに関しましては問題はなく思っておりますが、その中で、最終的に基金残高というのは幾らあったのか、なかったのか。また、このバスを運行する後半の部分におきましては、過疎債を用いて、その返済分をこの基金から何年かかけて返していくというふうに伺っております。その返済分はどのように対応をされたのか、またしようと思っておりますのか、まずこの辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 基金の残高でございますが、今年度、当初の基金の残高といたしましては1,308万9,000円でございます。ですが、今年度の補助金への財源とするために、既に全額処分しているところでございます。

次に、高速バス運行に係る補助金に関しまして、過疎対策事業債を活用したということでございます。その辺の経緯から説明させていただきます。

当初は、積み立てた基金を補填財源といたしまして、運行補助金を交付することで計画しておりました。しかし、乗車人員が計画と乖離している状況から、基金不足が見込まれ、平成30年度から運行補助金の補填財源として過疎対策事業債を活用しております。

品川線高速バスは、大多喜町の将来を見据えたときに、住民の交通の確保、若者の定住化、企業誘致や観光振興等、地域の活性化にはなくてはならない重要な交通手段であることから、過疎対策事業債の対象事業とすることで、財源を確保したものでございます。

過疎対策事業債は、元利償還金の70パーセントは普通交付税算入され、残り30パーセント相当額の元利償還金は町負担となることから、基金を繰り入れ、財源とすることで予定しておりましたが、運行経費に対する補助金が想定より高額になったこと、より多くの基金の繰り入れが必要になったことから、また、令和元年度から始まった償還についてですが、利子のみで少額であったことから、元利償還金に対する町負担分としては繰り入れをせずに、運行経費に対する補助金への財源分として繰り入れ、今年度の1,308万9,000円を繰り入れることによって、全てを処分するということになりました。

高速バス運行経費に対する補助金につきましてですが、ふるさと納税から1億5,000万円を財源として、さらに過疎対策事業債として、平成30年度から今年度までの借入予定額1億60万円を財源として交付したことになります。

過疎対策事業債は償還期間が10年でございます。合計3か年の借入れで、順次償還が終了

した場合には、令和12年度まで支払いが続くことになっております。

本事業に係る借入れのうち、普通交付税算入されない残りの30パーセント相当額といたしましては、約3,000万円となる見込みでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、私、今ちょっとなかなか理解できなかった部分もあるんですが、過疎債でお借りした分の返済の分として、残りが3,000万円ほどあるということだと思ってしまうんですけども、ちょっとその場合、これは基金がなくなっておりますので、今後どのような形で、財源は何で返済をしていく予定なのかどうか。

それと、今回、当初予算で1,380万9,000円のお金を全額使って補助金に充てたということなんですが、ちょっと考えますと、多分これで足りているのかなという気がいたしております。このほかに、この運行停止までにかかったお金で、ほかからこのバスの補助金に出したお金があるのかなのか、ある場合は何のお金を使って出されているのか、お伺いできればと思っております。

○副議長（末吉昭男君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今後の返済に関する財源の見通しでございますが、今の段階では特段の財源のほうは想定しておりません。

今年度のバスの運行補助金でございますが、金額としては3,673万1,000円でございます。先ほどの基金の繰入額が1,308万9,000円、残りの不足分に関しましては、今年度も過疎債を充当させていただくということで予定しております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、過疎債の返済分が今後残っていくということですよ。

想定はしていないけれどもということではありますが、一般的に言えば一般財源を使っていくような形で返済していくという、これで、今までの品川便の運行にかかったお金は全て、全部ゼロになるというか、支払分はゼロになるというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 品川線の高速バスの運行経費に係るもの、そちらについては、今年度9月までの運行分について、補助金として最後になりますので、これで終了するという形になります。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。今、いろんな金額の説明がありましたけれども、これは廃止してゼロになるということなんですけれども、当初、令和何年度で幾ら使ったとか、詳しい明細というんですか、毎年の。それで何月何日をもってゼロになっている決算書とか明細書というか、そういったものは当然作られていると思うんですけれども、だから今ゼロということなんだと思うんですけれども、そういったものは作って、議会のほうに報告というんですかね。

あと、ここにもう一つ、高速バスの運行に、補助金等この基金は運行に関し必要と認める経費を払うことができるよと書いてあるんですね。じゃ、これが実際払われたとしたら、何が基金になっているんですか。全然使われていないよということであればそれでいいですが、あくまでも運行補助なので、ここに運行に関し必要と認める経費が使われていると書いてあるものですから、そういったものも含めて、要は令和元年度は運行経費に幾ら、もしほかに使ったお金があるのであれば幾ら、最終的に何月何日をもって残高ゼロになったから廃止するよとかですね。そういった書類というのは、当然作られていると思うんですけれども、そういったものを議会に報告していただければ。

○副議長（末吉昭男君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今のお話ですが、基金のほう、積み立てた金額につきましては全額運行経費に係る補助金のほうに財源として充当しております。

金額でございますけれども、基金のほうで申しますと、当初積立いたしましたのは9,384万9,000円、これについては、1年目でございますけれども、まずは補助金に交付した残りを積み立ててございます。補助金につきましては5,613万円でございます。

29年度、次の年度につきましては、繰出金として基金のものを5,541万3,000円補助金を出しております。補助額といたしまして5,543万4,000円でございます。その段階でもう基金は3,843万6,000円になっています。

30年度は同じく1,511万4,000円の基金を使っておりまして、補助金といたしましては5,111万4,000円です。こちらの年から過疎債を財源として入れておりまして、過疎債が3,600万円。

令和元年度、昨年につきましては1,023万3,000円、基金のほうから繰入れしておりまして、補助金の金額が5,123万3,000円です。過疎債を使いましたのが4,100万円。

今年度に当たりまして、先ほど説明したとおりでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） もし差し支えなければ、今言ったのを表か何かにして……

（「収支報告書」の声あり）

○5番（根本年生君） 報告していただけると助かりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） それでしたら、決算のときに報告させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第21、議案第9号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第9号の説明をさせていただきます。

議案つづり37ページをお願いいたします。

初めに、提案理由をご説明いたします。

本案は、現在、窓口におきまして地番図の交付を行っておるところでございますが、納税者等から、土地の相続や売買等により、所有している土地の位置を把握するため、航空写真と地番図の合わせ図の発行希望が増加しておるところでございます。納税者の需要に沿って、航空写真と地番図の合わせ図を発行できるようにすることで、住民サービスの向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入ります。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中、税務等の項に、航空写真と地番図の合わせ図、A3判以下、白黒印刷1枚につき300円。A3判以下、カラー印刷1枚につき600円を加える。

附則につきましては、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○副議長（末吉昭男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月3日の会議は、議事の都合によって午前9時30分に繰り上げてやることとします。

本日はこれで散会します。

（午後 3時55分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和3年3月3日(水)

午前 9時30分 開議

出席議員(11名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君		

欠席議員(1名)

12番 麻生勇君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第10号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第11号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第12号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第13号 大多喜町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 5 議案第14号 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7 議案第16号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第 8 議案第17号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第18号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第19号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第20号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第21号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第22号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第15 議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第16 議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第17 議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第18 議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第19 議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）
- 日程第20 議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明）

◎開議の宣告

○副議長（末吉昭男君） おはようございます。

本日、麻生議長におかれましては、昨日に引き続き、体調不良のため欠席でございます。

したがいまして、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、末吉がその職務を行います。よろしくお願いいたします。

議員各位をはじめ、町執行部の皆様には、昨日の会議に続きまして、ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○副議長（末吉昭男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしくお願いいたします。

また、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第10号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第10号の説明をさせていただきます。

議案つづり39ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、現行の条例で、被保険者とならない者として規定している老人福祉法による老人ホームに収容されている者であって、町長が当該施設の長の意見に基づいて認定した者は被保険者とならないとする規定を削り、新たに児童福祉施設に入所している児童であって、扶養義

務者のないものを被保険者としなことを規定するものでございます。なお、いずれのケースにおいても、本町においては該当者はおりません。

また、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されまして、2月13日から施行されたことに伴い、附則における新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、大多喜町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(被保険者としな者) 第5条 児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としな。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改めます。

附則につきましては、条例の施行期日を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長(末吉昭男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(末吉昭男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(末吉昭男君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(末吉昭男君) 日程第2、議案第11号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(宮原幸男君) 議案第11号の説明をさせていただきます。

議案つづり41ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、提案理由をご説明いたします。

本案は、平成30年度税制改正において、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、令和3年1月1日から、個人所得課税における給与所得控除及び公的年金控除を10万円引き下げるとともに基礎控除が10万円引き上げられることから、負担水準において意図せざる影響や不利益が生じないように、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきますので、要点の説明とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

「第23条第1項中」以下につきましては、国民健康保険税の軽減判定基準額の改定といたしまして、国民健康保険税の均等割及び平等割を減額する措置に係る基準について、軽減判定所得の算定時における基礎控除額を現行の「33万円」から「43万円」に改めるとともに、当該世帯に一定の給与所得者等が2名以上いる場合には、当該基準に給与所得者数の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えたものに改めるものでございます。

また、42ページの7行目からでございますが、「附則第2項中」以下につきましては、公的年金に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例といたしまして、公的年金控除額の適

用を受けた65歳以上の者に係る所得について、国民健康保険税の減額の判定に用いる所得金額は、当該所得金額から15万円を控除した金額を基礎としておりますが、65歳以上の者の公的年金等控除額がこれまでの120万円から110万円に引き下げられたことに伴いまして、改正後の条例第23条の規定を読み替えるものでございます。

附則につきましては、条例の施行期日及び適用区分を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第3、議案第12号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第12号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、議案第5号で議決をいただきました、大多喜町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に際し、令和3年度から令和5年度における介護サービスに係る保険給付費及び地域支援事業に係る費用の見込み、高齢化率の増加、介護サービス受給率の増加などを見込んで保険料を算出したところ、保険料基準額が月額5,100円から5,400円になり、年額6万1,200円が6万4,800円になったことから、保険料率を改正することについて提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「30,600円」を「32,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「45,900円」を「48,600円」に改め、同項第4号中「55,080円」を「58,320円」に改め、同項第5号中「61,200円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「73,440円」を「77,760円」に改め、同項第7号中「79,560円」を「84,240円」に改め、同項第8号中「91,800円」を「97,200円」に改め、同項第9号中「104,040円」を「110,160円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「18,360円」を「19,440円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「18,360円」を「19,440円」に、「30,600円」を「32,400円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「18,360円」を「19,440円」に、「42,840円」を「45,360円」に改める。

第1項の改正は、第1号被保険者の第1段階から第9段階の保険料率を、令和3年度から令和5年度の保険料率に改正するものです。

また、第2項から第4項の改正は、第1段階から第3段階の低所得者の保険料軽減後の保険料率を定めるものです。

次に、附則でございます。44ページをお開きください。

施行期日につきましては、この条例の施行期日について規定するものです。経過措置につきましては、改正後の保険料の適用時期及び改正前の年度分の保険料の取扱いについて規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程4、議案第13号 大多喜町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、議案つづり45ページをお開きください。

議案第13号 大多喜町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

我が国の企業において、約99パーセントが中小企業者及び小規模企業者であると言われており、その中小企業者及び小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業者及び小規模企業者の振興を図るため、中小企業法や小規模企業振興基本法において、国や地方自治体の責務、また、中小企業者及び小規模企業者が行うべき努力等について規定されております。

本町におきましても、企業の大部分を占める中小企業者及び小規模企業者が地域経済の活性化や雇用を支える重要な役割を果たしており、今後もその役割は変わらないものと考えられます。

そのため、都道府県や市町村の商工行政において、中小企業者及び小規模企業者の振興を明確に位置づけ各種施策を推進するとともに、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する条例を制定することが極めて重要となります。

そのため、今後、本町における中小企業者及び小規模企業者の振興施策を実施するに当たり、町の責務や基本的施策、中小企業者及び小規模企業者等の役割等を明確にすることで、さらなる中小企業者及び小規模企業者の振興を図ることを目的に、本条例を制定しようとするものです。

それでは、本文に入らせていただきますが、条文の朗読は省略させていただき、条文の概要の説明とさせていただきますので、ご了承ください。

中小企業・小規模企業振興基本条例を次のように制定する。

大多喜町中小企業・小規模企業振興基本条例。

第1条は、条例の目的について定めるものでございます。内容は、中小企業者等の振興に関し基本理念を定め、町の責務並びに中小企業者等及び商工会等の役割を明らかにし、中小企業者等の振興に関する施策を推進することで、中小企業者等の振興を図ることを目的とし、併せて町民生活の向上に寄与することを目的としています。

第2条は、条例で使用されている中小企業者等と商工会等の用語の意義について定めるものでございます。

次のページをご覧ください。

第3条は、基本理念について定めるもので、本条例の目的である中小企業者等の振興を実現するための基本的な考え方を示したものです。中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識を持って推進することなどの4項目を規定しています。

第4条は、中小企業者等の振興を行うに当たっての町の責務について定めるもので、中小企業者等の振興施策を実施すること、中小企業者等が豊かな地域社会づくりに貢献していることなどについて、町民が理解することを深めるよう努めることを規定しています。

第5条は、中小企業者等の振興を行うに当たっての中小企業者等の役割について定めるもので、中小企業者等は、自ら経営基盤の強化、経営革新等に努めること、また、商工会等へ

の加入に努めることなどを規定しています。

第6条は、中小企業者等の振興を行うに当たっての商工会等の役割について定めるもので、中小企業者等の経営の改善等に積極的に取り組み、町が行う中小企業者等の振興に関する施策の実施の協力に努めることについて規定しています。

第7条は、町民の理解及び協力について定めるもので、町民に、中小企業者等の振興が地域経済の活性化、雇用環境の整備等、町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等の発展について協力を求めるものです。

第8条は、基本的施策について定めるもので、町が中小企業者等の振興に関する施策を実施する上で基本にする事項を規定しています。中小企業者等の経営の安定及び革新に関することなど、9項目を規定しています。

第9条は、財政上の措置について定めるものでございます。

第10条は、委任規定について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。質問させていただきます。私の勉強不足でちょっと申し訳ないところがあるんですけども、中小企業と小規模企業というのが2つあるやに書かれています。中小企業と小規模企業の具体的に何がどういう、要は範囲というのですか、どういった形で区分しているのかということをお教えしてほしいのと、あと町の責務のところ、新たに町の責務がこのような形で書かれてきたんですけども、この条例ができることによって、来年度以降、小規模事業者とか中小企業者に、さらなる支援を強化するという意味でつくられていると思うんですけども、来年度以降どのような新たな支援とかですね、そういったものを考えているのか、教えてください。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 初めに、中小企業者と小規模企業者の区分ということで、ご説明をさせていただきます。

中小企業者につきましては、4つの区分に分かれております。まず、資本金とか出資金の

総額で3億円以下で、常時使用する従業員の数が300人以下というのが、1つ区分があります。

次に、資本金等が1億円以下、常時使用する従業員数が100人以下、次に、資本金が5,000万円以下、常時使用する従業員数が100人以下、次に、資本金等が5,000万円以下で常時使用する人数が50人以下という4つの区分に分かれています。

小規模企業者については、資本金等の区分はございませんが、20人以下という区分と、5人以下という区分で分かれています。

それで、2つ目のこの条例を定めて町の責務を定めることによって、さらなる事業の振興というんですかね、そういうのがあるのかということですが、この条例を制定することで、これまでと大きく変わるということはないんですけれども、町としまして、これまで中小企業、また小規模企業の振興をする上で冠となる考え方というか、そういうものがなかったということで、ここで基本理念ですとか、町が行う基本事項というものを定めて、これを基に今後、町のほうは、中小企業・小規模企業者の振興をしていくということになります。

なお、第8条のほうで、細かく9項目の項目がございますけれども、これに沿った形で施策を展開していくようなことになりまして、この中でもう既にやっていることもありますし、ないものもございます。ないものについて、今後、商工会等と相談しながら、どのような施策をやっていくかということを検討、考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

それで、もう一つ、第3条の中小企業者等の成長発展及び持続的発展とあります。この成長的発展と持続的発展、この意味合いがよく分からないというか、同じようなことを書かれているような気がしてならないんですけれども、この成長発展と持続的発展という意味合いについて教えてください。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 成長的発展と持続的発展ということですが、成長的発展というのは、今まで10だったものが20、30といくように、持続的というのは、いい状態のものをそれをキープして持続的に発展していくというような考え方というふうに認識しています。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。それで、大多喜町の商工というか商店というか、小規模事業者の形式でいうと、要は、持続的発展、これが非常に大事じゃないかと思えます。要は、高齢化が進んで、申し訳ないけれども、なかなか持続的に先に行くのかという不安を抱えている事業者さんも多いと思えます。この持続的発展って、ここでずっと継続してやってもらうために、どのようなことをやっていくのかということ、この新しい条例の中で何か考えていることがあったら、教えてください。今、事業をいつやめるのかというような、そういった事業者も、高齢化に伴ってたくさんいると思うんです。成長というよりは、今のやつを持続するというのは非常に大事だと思うんですけども、それについてどのような施策を考えていますか。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 持続的発展ということで、どのような事業を考えているかということでございますが、条例案の第8条のほうに、9項目ございます。その中で、例えば、3つ目の人材育成と確保、あるいは4つ目の事業継承の促進に関する事等、この辺の事業を今後、今、第4番目の事業継承等の促進に関するというのは施策というのは、今、町のほうでございませぬので、そういうところを商工会等と協議しながら、考えていきたいなというふうに思っております。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第5、議案第14号 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 議案つづり49ページをお開きください。

議案第14号 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例は、製造業や運送・倉庫業等の事業者が町内に1,000万円以上の事業所等新設等を行った場合に、事業所設置奨励金として、固定資産税相当額を助成、また雇用促進奨励金として、一定の要件を満たした新規雇用者1人について、50万円を交付するものです。

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例は、平成22年4月1日に、平成28年3月31日までとする条例として施行されましたが、本町における企業誘致及び雇用の促進を図るため、平成28年3月に、さらに失効期限を5年間延長する条例改正を行い、失効期限が今年3月31日までとなっております。町では、第3次総合計画後期基本計画におきまして、企業誘致の推進を重要プロジェクトとして位置づけていることから、企業誘致及び雇用の促進を図るため、大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の失効期限をさらに延長しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今まで、こちら、行ってきていただいた事業、条例というところでございますけれども、実績というのとはどのような形になっているのか、分かる範囲で結構なんですけど、お伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 実績につきましては、平成26年に事業所設置奨励金を活用した事業所が1件ございます。今、問合せがある事業所が1件あるというところでございます。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 実績で1件、あと問合せで1件ということでございますけれども、その実績のあります企業さんというのは、その後、どのような状況、円滑に進んでいるのか、どうなのかというところで、お分かりになりましたら、お願いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 活用された事業所については、今も町内におきまして、事業のほうを運営されております。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） その事業者さんの雇用者数なんていうのは分かりますか。分からなければ結構なんですけれども、すみません、突然なので。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） そちらの人数まで分かりませんので、また調べて、報告のほうをさせてもらいたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(末吉昭男君) 日程第6、議案第15号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(吉野正展君) 議案第15号の説明をさせていただきます。

本文説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和元年10月の豪雨に伴う災害復旧工事において、隣接する所有者に与えた事故の損害賠償額を、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

道路災害復旧工事町道中野大多喜線の物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

1、相手方、大多喜町西部田173番地、市川 徳氏。

2、事故の概要、令和2年7月6日午前10時頃、大多喜町西部田地先において、道路災害復旧工事により被災したコンクリートブロック積み擁壁を撤去していたところ、撤去したブロック積み擁壁の背面が想定以上の軟弱であったため崩落し、のり面上部の私有地にあったマキ塀が崩落するとともに、住宅地の進入路であるコンクリート舗装に亀裂が入り、損害を与えたものでございます。

3、損害賠償額143万円。損害賠償額の143万円につきましては、マキ塀の代替施設としてのガードレールの設置23メートル及び亀裂の入ったコンクリート舗装の打ち替え48平米分を土木工事積算基準により算出したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長(末吉昭男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。この工事はもう完了したということでしょうか。それと、143万円の財源ですかね、よく事故なんかのとき、保険とかということもあるかと思うのですけれども、この財源はどのようになっていますか。

○副議長（末吉昭男君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず1点目でございます。1点目の工事についてですけれども、本体の災害復旧工事については、工事完了してございます。また、この賠償金の143万円については、現在のところ一般財源を予定しているところでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） これもまだマキ堀のところとかガードレールとか設置がされていないところもあるのかなと思っているんですが、こういった工事は、町のほうで実施をしてやってあげられる予定なのか。それとも、ご家庭というか、そちらのほうで、自分で直される予定なのか。その辺はどのようになっているんでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今回の件に関しましては、町のほうで補償工事でやるのが適当なのか、また賠償としてお支払いすることが適当なのか、法律の専門家の方にいろいろご相談をさせていただきまして、今回の件に関しては損害賠償としてお支払いをさせていただいてですね、所有者である方に工事をやっていただこうと、そういう考えでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） これ、災害復旧ということは、国・県からのそういうあれはないんですか。

○副議長（末吉昭男君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路区域内の工事、今回のところは、以前、深瀬橋を架け替えしたときに、道路の拡幅でやったブロック積みが被災したということで、その部分の工事については国庫補助をいただいて災害復旧をさせていただきましたけれども、今回の壊れたものについては、国費のほうは対象にならないということでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第7、議案第16号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、着座にて説明することを許可いたします。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第16号の説明をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

議案第16号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,492万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,100万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2条、繰越明許費から順次ご説明させていただきますので、58ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名企画事務費48万4,000円は、移住定住の新たな施策として、ワーケーションのプランニングについて、都市部の居住者を対象に町内の宿泊施設でモニタリング調査を実施するもので、緊急事態宣言により、外出や移動が自粛され、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款項同じく、事業名新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染拡大防止対策407万6,000円は、中央公民館・図書館・B&G海洋センターへの空気清浄機の購入と、学校教育活動継続支援として、町内の教育施設に対し、感染症拡大防止のため必要な消毒液や備品の購入で、新型コロナウイルス感染症の影響で納期が遅れ、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

その下、款項同じく、事業名新型コロナウイルス感染症緊急対策－経済対策275万4,000円は、観光関連事業を支援するため実施した「おたき巡りクーポン」について、緊急事態宣言により申込者が利用を控えたため、利用期限を延長するため繰り越すものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、事業名新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,262万3,000円は、2月の補正予算時に設定した繰越明許費に追加するもので、ワクチン接種の実施に必要な体制確保に対応するため、翌年度にかけて実施をするために繰り越すものでございます。

款項同じく、事業名新型コロナウイルスワクチン接種対策事業1,891万円は、実際の接種に必要な予算で、接種の完了が翌年度になるために繰り越すものでございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、事業名町道維持管理事業262万7,000円は、町道の排水の未登記処理で測量に係る境界確認や用地交渉などに時間を要し、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款8 消防費、項1 消防費、事業名防災無線維持管理費4,598万円は、防災無線の移動系機

器の更新で、新型コロナウイルス感染症の影響及び部品製造工場の火災により必要な部品の調達に遅れが生じたため、翌年度に繰り越すものでございます。

合計 4 億 4,488 万 4,000 円は、既に繰越明許費を設定させていただいた 3 億 5,743 万円に今回の追加額 8,745 万 4,000 円を加算した額でございます。

次の第 3 表は、地方債補正の追加及び変更でございます。

1、追加。起債の目的、減収補てん債、限度額 2,210 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度の各種譲与税交付金の減収見込額に対して補填するものでございます。借入れに対し後年度普通交付税で元利償還金の 70 パーセントが措置されるもので、起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりでございます。

隣の 59 ページをお願いします。

2、変更。起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債は、限度額 6,910 万円を 3,410 万円減額し、3,500 万円に補正するもので、過疎対策事業のソフト分として充当するもので、今年度は、基準額のみ配分となり、加算額がなかったために減額するものでございます。

次の観光施設整備事業債は、限度額 1,390 万円を 220 万円減額し、1,170 万円に補正するもので、施設整備事業の実績による減額でございます。

次の道路整備事業債は、限度額 1 億 3,220 万円を 470 万円減額し、1 億 2,750 万円に補正するもので、道路改良事業の実績による減額でございます。

次の消防施設整備事業債は、限度額 4,960 万円を 330 万円減額し、4,630 万円に補正するもので、事業の実績により減額するものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額 470 万円を 430 万円減額し、40 万円に補正するもので、災害復旧事業補助金の増額と事業実績により減額するものでございます。

次の公共土木災害復旧事業債は、限度額 2,950 万円を 180 万円減額し、2,770 万円に補正するもので、事業の実績により減額するものでございます。

次の農林業施設整備事業債は、限度額 940 万円を 230 万円減額し、710 万円に補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、変更前と同様でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出予算の説明をさせていただきますので、62、63 ページをお開きください。

2、歳入。

款 1 町税、項 2 固定資産税、目 1 固定資産税 2,917 万円の減額補正は、新型コロナウイルス

ス感染症による納税猶予による減額でございます。

項 3 軽自動車税、目 1 環境性能割105万円の増額補正と、目 2 種別割211万8,000円の減額補正は、実績見込みによる増減でございます。

項 4 たばこ税400万円の増額、次の項 7 入湯税240万円の減額は、実績見込みによる増減でございます。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税360万円の減額と、次の項 3 森林環境譲与税47万2,000円の増額補正、款 7 地方消費税交付金1,050万円の増額補正、款 8 ゴルフ場利用税交付金870万円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

款10地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、目 1 地方特例交付金127万4,000円の増額補正は、説明欄記載の特例交付金の実績によるものでございます。

次のページをお開きください。

款11地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税 1 億5,025万7,000円の増額補正は、実績による普通交付税の増額でございます。

款13分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金242万3,000円の減額補正は、実績見込みによる保育料・学童保育負担金の減額でございます。

目 2 衛生費負担金48万4,000円の減額補正は、いすみ市からの斎場無相苑運営費負担金の実績見込みによる減でございます。

目 3 農林水産業費負担金153万3,000円の減額補正は、寺の谷ため池拋出金と品の川用水改修工事の受益者負担金の実績による減額でございます。

目 5 給食費負担金231万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で、給食の実施回数の減によるものでございます。

目 6 災害復旧事業費負担金1,296万円の減額補正は、農地及び農業用施設の災害復旧事業の実績見込みによる負担金の減額でございます。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 商工使用料154万8,000円、目 5 土木使用料178万4,000円、目 6 教育使用料218万円の減額補正は、節欄記載のそれぞれの使用料の実績見込みによるものでございます。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金646万4,000円の減額補正は、実績見込みによる国民健康保険基盤安定負担金と児童手当給付費負担金の減でございます。

目 2 衛生費国庫負担金1,890万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

目3 公共土木施設災害復旧費国庫負担金58万円の減額補正は、昨年の台風などの被害の復旧工事の負担金で、事業実績による減額でございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金1,380万4,000円の増額補正は、マイナンバー制度の戸籍法改正に伴うシステム改修とマイナンバーカード交付に係る補助金と、次のページをお開きください、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

目2 民生費国庫補助金46万4,000円の増額補正は、節欄にある各種事業の実績及び実績見込みによる増減でございます。

目3 衛生費国庫補助金1,536万4,000円の増額補正は、実績による合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の減と、交付決定による新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。

目4 土木費国庫補助金336万7,000円の減額補正は、事業の実績見込みによる社会資本整備総合交付金の減額でございます。

目5 教育費国庫補助金128万3,000円の増額補正は、国の令和2年度第3次補正予算による追加の補助金でございます。

款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金400万1,000円の減額補正は、事業実績見込みによるものでございます。

目4 土木費県負担金4,748万3,000円の減額補正は、地籍調査費負担金の交付決定によるものでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金150万円の減額補正、目2 民生費県補助金276万3,000円の増額補正、目3 衛生費県補助金495万7,000円の減額補正、次のページをお願いします、目4 農林水産業費県補助金830万5,000円の減額補正、目8 教育費県補助金42万3,000円の減額補正は、いずれも実績見込みによる減でございます。

目9 農林水産施設災害復旧費補助金2,846万円の増額補正は、交付決定による増額で、令和元年の台風などによる農地及び農業施設災害復旧事業に対するもので、説明欄記載の過年度分となっているのは、令和元年度中に実施した分に対し今年度交付になったものでございます。

款19 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金と、目2 減債基金繰入金の減額補正は、当初予算において財源措置をしましたが、財政資金に不足が生じなかったために減額するものでございます。

目4 公共施設整備基金繰入金、目6 ふるさと創生基金繰入金、目7 高速バス運行基金繰入

金、目11道路整備推進基金繰入金は、実績見込みによる増減でございます。

款21諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事務事業収入127万9,000円の減額補正は、後期高齢者健康診査に対するもので、受診者の減少によるものでございます。

項5雑入、目2雑入1,544万8,000円の増額補正は、次のページにかけて、説明欄記載のとおり、それぞれの実績及び実績見込みによる増減でございます。

次のページをお開きください。

款22町債、項1町債、合計3,060万円の減額補正は、第3表の説明と重複しますので説明は割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

72、73ページをお開きください。

歳出予算につきましては、各事業の実績見込みによる補正等、一部割愛して説明をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費18万4,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり、実績見込みによる減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費352万2,000円の増額補正は、職員手当、共済費の補正のほか、修繕料は公用車の部品交換などの整備費用、備品購入費は事務用の机やロッカーなどの購入でございます。

目5財産管理費46万6,000円の増額補正は、第3庁舎のガス管の補修工事でございます。

目6企画費1,851万6,000円の減額補正は、右側のページ説明欄の企画事務費、定住化対策事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の見直し、縮小、中止などによる減額で、次のページをお願いします、地域おこし協力隊事業は、隊員の応募がなかったことによる報酬などの減、地域公共交通対策事業と公共交通政策事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の見直し・縮小による減額などでございます。

目8諸費1,162万1,000円の減額補正は、説明欄の防犯対策事業、外国人技能実習生受入事業は、事業実績による減額、次の新型コロナウイルス感染症緊急対策・感染拡大防止対策は、報償費、需用費、負担金補助及び交付金の増額は、町内の教育施設などで実施する感染症拡大防止のための保健衛生用品や換気対策用の備品及び学校法人三育学院中学校と大学への補助金で、減額は実績によるものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策・雇用対策は、実績による減額でございます。

次のページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症緊急対策・生活対策、その下経済対策と、その次の業務継続対策は、それぞれの事業の実績見込みによる減でございます。

その下の福祉事業還付費、子ども・子育て支援交付金還付費、妊娠出産包括支援事業還付費は、前年度実績の精算による国・県支出金の返還金でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費314万9,000円の増額補正は、個人番号カード等関連事務費の増でございます。

項4 選挙費、目3 大多喜町議会議員選挙費265万2,000円の減額補正は、実績による減でございます。

項5 統計調査費、目2 各種統計調査費82万6,000円の減額補正は、国勢調査の実績による減でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費176万5,000円の減額補正は、次のページにかけて、説明欄記載の各事業の実績見込みによる増減でございます。

78、79ページをお願いします。

目3 老人福祉費は、地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目5 介護保険事業費425万2,000円の減額補正は、実績見込みによる介護給付費繰出金及び事務費の減でございます。

目6 後期高齢者医療費223万2,000円の減額補正は、後期高齢者医療特別会計への基盤安定繰出金の決定による減でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費500万円の減額補正は、実績見込みによる子ども医療費の減でございます。

目2 児童手当費300万円の減額補正は、実績見込みによる減でございます。

目3 母子福祉費は、県支出金の増額による財源内訳の補正でございます。

目4 児童福祉施設費146万5,000円の増額補正は、みつば保育園の空調機と発電装置の修繕、つぐみの森保育園の給湯器の取替え工事、児童クラブ運営に必要な感染症対策の消耗品及び実績による各種講座等の講師謝礼の減でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、国・県補助金の増額に伴う財源内訳の補正でございます。

目2 予防費2,917万4,000円の増額補正は、実績によるがん検診委託料の減と、予防接種事

業は、令和3年4月から予防接種の予診票などの印刷製本費と、新たな感染症に対応するため、接種状況を管理するためのシステムの改修委託料、次のページをお開きください、健康増進事業は、事業の実績による減額、防疫対策事業は、ペットマナー啓発看板の購入でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種会場設置に必要な医師報酬と職員手当、会場設置や従事者確保の委託料が主なものでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、接種業務に従事する看護師への謝礼とワクチン接種委託料でございます。

目3 環境衛生費467万円の減額補正は、各事業の実績見込みによるものでございます。

目4 母子保健事業費10万円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

目5 火葬場費64万2,000円の減額補正は、実績による減でございます。

次のページをお願いします。

項2 清掃費、目2 塵芥処理費190万6,000円の増額補正は、実績見込みによるいすみクリーンセンターのごみ処理負担金の増でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費119万円の減額補正、目2 農業総務費18万円の増額補正、目3 農業振興費17万7,000円の減額補正、目5 農地費592万7,000円の減額補正、目6 農業施設費143万9,000円の減額補正は、実績及び実績見込みによる増減でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費376万6,000円の減額補正は、有害鳥獣駆除対策の実績見込みによるものでございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費27万2,000円の増額補正は、職員手当でございます。

目2 商工業振興費は、地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目3 観光費157万2,000円の減額補正は、観光施設管理事業の用地測量委託料は、中瀬遊歩道の復旧に係る用地測量が復旧工法の変更により不要となったための減額と、観光センター管理運営事業は、次のページをお願いします、観光センターの消耗品と電話回線工事、駐車場の区画線工事及び施設で使用するプリンターなどの購入、天然瓦斯記念館管理運営事業の手数料はガス設備の点検手数料でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費18万4,000円の増額補正は、実績見込みによる増減と、先ほど議決いただいた町道中野大多喜線の災害復旧工事の賠償金などござい

ます。

目2 登記費134万円の減額補正、目3 国土調査費5,980万7,000円の減額補正は、事業の実績見込みなどによるもので、国土調査費の減額は地籍調査費負担金交付額の減額に伴うものでございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費43万2,000円の減額補正は、実績見込みによる減と、原材料費は下大多喜の田代区と小谷松区などへの道路補修用の原材料費の増でございます。

次のページをお開きください。

目2 道路新設改良費738万円の減額補正は、実績による減でございます。

目4 橋梁維持費は、国庫補助金と地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費と目3 住宅助成費は、町営住宅使用料と地方債の減額による財源内訳の補正でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費246万8,000円の減額補正は、実績による広域常備消防負担金の減でございます。

目2 非常備消防費633万7,000円の減額補正は、実績及び実績見込みによる減で、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、消防の操法大会など各種事業が中止となったことによるものでございます。

目4 災害対策費351万5,000円の減額補正は、実績による減で、防災訓練の中止や、防災無線の移動系の更新に係る機器購入費の減でございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費125万円の減額補正は、校外学習時の車両借上料の減でございます。

次のページをお開きください。

項2 小学校費、目1 学校管理費41万円の減額補正は、小学校の消防設備の修繕の増と、実績による保守委託料の減でございます。

目2 教育振興費118万6,000円の減額補正は、実績見込みによる給食費補助金の減でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費40万3,000円の減額補正は、小学校に同じく実績による保守委託料の減でございます。

目2 教育振興費152万7,000円の減額補正は、実績見込みによる遠距離通学費補助金と、学校給食費補助金の減でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、目2 公民館費、目3 図書館費、計325万6,000円の

減額補正は、各事業の実績及び実績見込みによる減でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費100万9,000円の減額補正と、次のページをお願いします、目2 体育施設費123万4,000円の減額補正は、各事業の実績及び実績見込みによる減でございます。

目3 学校給食費は、学校給食費負担金の減による財源内訳の補正でございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農地災害復旧費と、目2 農業施設災害復旧費の減額補正は、令和元年度の台風等により被災した農地及び農業施設の災害復旧に係る工事費の実績による減でございます。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費と、目2 河川災害復旧費は、災害復旧国庫負担金の増と地方債の増減による財源内訳の補正でございます。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金は、減債基金の繰入金の減額による財源内訳の補正でございます。

次ページ以降の給与費明細書については説明を割愛させていただき、以上で、議案第16号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第12号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

次は、10時50分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午前10時40分）

○副議長（末吉昭男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

○副議長（末吉昭男君） これから質疑を行います。

なお、質疑については、議案書のページをお示しいただいて質疑をするようお願いいたします。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 81ページの空家等対策事業が10万円減額になっています。空家対策事業というのは、国のほうも重要政策の一つに挙げていただいている、町としても大きな課題

の一つというか、これから空き家が増えていく中で非常に重要な対策だと思っています。10万円減額になっています。会議をやることを何かの理由でやめて減額になったと思いますけれども、逆にもっと費用をこれだけかかったからくれというような形で、もっとこの対策を進めてもらいたかったんですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 81ページの空家対策事業の報酬の減でございますけれども、空家対策事業につきましては、今年度から始まったものでありまして、会議のほうは1回開催したんですけれども、その後、新型コロナの影響等ございまして開催することができなくなったものですから、今回減額させていただくということでご理解願いたいと思っています。以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、空家対策事業が後退したというわけではなくて、今後どんどん推進していくんですけども、今回は、コロナの関係か何かで会議が開かれなかったことで減額している。その対策が後退したというわけではないということによろしいですか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） そのとおりであります。後退したというわけではありません。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 同じページの中段の合併浄化槽設置事業で、マイナスの391万6,000円ですか、これはほとんどやっていなかったのかどうか、内訳をちょっと伺いたい。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 今回の小型合併浄化槽の補助金につきましては、6基ですね、交付のほうを行いました。あとは、今回も工期が3月31日までに終わらないというか、申込みがありませんでしたので、今回減額するものでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） そうすると、予定とすると、10基ぐらいは予定できるということだね、年間、予算として。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 実績については6基なんですけれども、当初予算は、今、手

元に資料がないので、後で調べてお答えします。すみません。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。81ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、また対策事業というところで、昨日、一般質問をされました議員さんの中でもご説明をいただいておりますけれども、今回予算で出されました委託料、会場設置の委託料、また人材派遣業務の委託料、それからシルバー人材センターの委託料、この辺の説明をいただきながら、少し具体的にこういう形に流れていきますというか、こういう形で進んでいきますというようご説明をもう少しいただけたらありがたいかと思えます。よろしくお願ひします。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらのワクチン接種体制確保事業の中の委託料ということなんですけれども、まず、会場設置委託料につきましては、海洋センターB&Gの体育館を使用するということは、昨日も申し上げたとおりなんですけれども、あそこは、実際には、上履きに履き替えていただくという施設になりますので、高齢者、特に最初に予定しております高齢者については、スリッパに履き替えて中を歩いていただくというのは、非常に危険を伴うものかなと思ひまして、そちらのほうですね、土足でもそのままご自身が履いてきたもので会場内に入っていくことができるように、感染防止ももちろん含めてなんですけれども、そのための設営費、床の養生プラス、あとはパーティションですとか、椅子とか、そちらのほうも含めての設置分になります。

あと、人材派遣業務委託料、こちらについては、会場のやはりスタッフ、誘導とか、何というんですかね、簡単に、簡単にというか、誘導人員についても職員だけでは、ほぼ週に3日も4日も出ていただくということになると通常業務にもかなり影響してしまいますので、こちらのほうも派遣のほうをお願いするという委託になります。

あと一番下のシルバー人材センターの委託料、こちらについても、会場内の誘導をお願いしようということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。いろいろ高齢者の皆さんへの配慮もしていただけるということで、ありがたく思うんですが、その下の人材派遣業務の委託で、誘導の方ということだったんですが、ここは、人材派遣会社のようなものを使うということなんで

しょうか。人材派遣業務ということで、一般的に普通にアルバイトの方とか、お手伝いいただく方を集めるということではなくて、人材派遣会社か何かからということの想定で、こういう文言になっているのか、その辺をお伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そのとおりでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、山田さんが質問しました、よその市町村は、リハーサルして、流れがどうのこうのって、よくニュース、新聞等出るんですけども、大多喜町は、そういうあれはやらないのですか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現在のところ、まず初めに、本当に健康福祉の職員だけで実施して、その後で会場の設営が終わった段階で、少し大きくやろうとは思っています。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 83ページ、有害鳥獣駆除対策事業のマイナスの376万6,000円、これはどういう理由でこう減ったか。

○副議長（末吉昭男君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、有害鳥獣対策事業の減額の内容でございますが、委託料、一斉駆除立会業務委託料になりますが、こちらが21万6,000円ですが、これに関しましては、当初、シルバー人材センターにお願いして、立会の業務をお願いしようと考えておりましたが、会計年度任用職員を雇用させていただいて、そちらのほうに振り替えを行ったことから、この21万6,000円の減額となっております。

続きまして、負担金補助及び交付金のイノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金になりますが、こちらに関しましては、県の交付対象の要件が変更になりまして、当初、県のほうで、1か所に対して3年間有効ですよということで、交付しますよということでありましたけれども、今年度に入りましてから、3年目の箇所は対象外になりますということで通知を受けまして、こちらの3年目の箇所につきましては、ほかの事業、鳥獣被害防止総合対策交付金へ振替を行わせていただきまして、そちらの事業で行っていただいたための減額となります。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 同じページの一番上の塵芥処理費、これが1億4,726万8,000円ですか。

例年、相当な費用がかかっているみたいなんですけど、内容をちょっとお伺いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） クリーンセンターの塵芥処理費負担金につきましては、いすみクリーンセンターへ大多喜町のほうから持ち込んでいるものになりまして、そちらについては、今年度末、2,267.5トンになる見込みでありまして、前年度比1.7パーセント持ち込む量が増えるということの見込みで、いすみクリーンセンターさんからの通知によりまして算定させていただきました。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 私の記憶違いかどうか分かりませんが、前年だと7,000万ぐらいで収まっていたような気がするんですが、記憶違いかどうか。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） では、財政課のほうからお答えさせていただきます。

ここの、先ほどの1億4,700万と言っているところは、塵芥処理費全体のものでありまして、ここには環境センターの職員の人件費なども入っているので、この額になっております。

いすみクリーンセンターの塵芥処理の負担金につきましては、昨年度、令和元年度では確かに7,600万ほどの決算額、今年度につきましては、今回の補正後の予算額として、総額で7,947万9,000円となるものでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 73ページの定住化対策事業、これも町にとっては非常に重要な課題であると考えています。それが362万減額になっています。これもやはり足りないから、100万、200万増えたよというふうに言っていたかかったところ、マイナスになっています。空き家バンク登録料、あとUIJターンによる起業・就業者の補助金等、定住化、非常に大切なものだと思います。この減額になったことについてはどのように考えているのか。定住化対策はもっとどんどん進めてもらいたいと思いますけれども、それと、これは来年度以降、定住化対策についてこの予算の処置ではなくて違う予算みたいなのを考えて、対策事業を進

めていくのか、お願いします。

○副議長（末吉昭男君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 定住化対策事業の説明でございますが、委託料としては、空き家バンクの登録促進業務の委託料、減額でございますけれども、こちらは、本人ができない場合、家財道具の撤去や、登記情報の確認や相続手続などを事業者さんのほうに委託した場合に交付するものでございますけれども、今年度、実績がございましたので、減額するものでございます。

あと、使用料・賃借料につきましては、今年度の移住相談会等、このウイルスの影響もございまして、参加のほうは、リモート等で実施したこともありますので、不参加ということがありまして実績がございません。

負担金補助及び交付金につきましても、今年度、例年、予算のほうは組んでいるところではございますけれども、実際の企業等のマッチング支援対象企業への就業というものが実際にご覧がございませんでしたので、実績がないということで、減額ということになっております。

次年度以降も、移住定住対策につきましては、同様な形で、補助金等も計上していく予定でございます。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 85ページ、国土調査事業、5,980万7,000円かな、減額になっているんですけども、これはどういう、桁がちょっと違うので、こんなに余っているなら、中野地区、早くやってほしい。

○副議長（末吉昭男君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この減額でございますけれども、当初予定していた予算、これに對しまして、国からの予算配分が少なくなったこと、これによりまして減額となったということでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 58ページの繰越明許費補正の追加で、考え方をちょっとお伺いできればと思っております。総務費の総務管理費で、先ほど「巡りクーポン」の期限の延長ということでお話をいただいたかと思うんですが、これはどの程度期限を延長して、いつ頃までと

というような感じで考えておられるのか、その辺がもし分かっていたら、お伺いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 「巡りクーポン券」なんですけれども、当初は、2月末までの予定だったんですけれども、昨年の12月頃から、新型コロナウイルスの関係で、皆さん出かけづらくなってきている。また1月に入って緊急事態宣言、また2月に入ってまた延長されたということで、非常に使いづらい状態になって、実績のほうも低い状態になっておりますので、繰越しをさせていただいて、5月か6月か、その程度まで使えるような形で今のところ考えておりますけれども、ただ、今後、緊急事態宣言がどうなるか分からないというところもありますので、そういうところを見ながら、使用期限のほうは設定していきたいなというふうに考えております。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今現在の実績が分かりましたら教えていただきたいのと、これは今、課長からお話がありましたけれども、コロナの状況がどうなるかというところが分からないとなかなか難しいところではあると思うんですが、予算的な、例えば来年度いっぱいまで延ばしても大丈夫ですとか、そういう部分というのはあるのでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 予算をいつまで使えるかというところではありますけれども、こちら、令和2年度の予算で措置して、コロナ対策で実施しているものを令和3年度に繰り越すものですので、原則的に予算上で言えば令和3年度いっぱい使うことが可能とはなっております。

○副議長（末吉昭男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） あと、「巡りクーポン券」の実績ということでございますけれども、今、執行率は28.5パーセントということで、30パーセントに満たないというところでございますので、繰越しのほうをさせていただいて、事業をやりたいということでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） すみません。68ページ、お願いいたします。

歳入の基金繰入金のところでありましてけれども、先ほど説明いただきましたけれども、基

金繰入金を財源を充てずに事業が執行できたこと、また、一部財源に充当した事業等があったように、説明をいただきました。

そこで、それぞれの基金残高につきましてお伺いしたいと思います。高速バスにつきましては、昨日、廃止条例の中で、基金残がないというご説明いただきましたけれども、重複になってしまいますけれども、併せてお願いしたいと思います。

○副議長（末吉昭男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 基金の残高ということで、お答えさせていただきます。

まず、目1の財政調整基金、こちらは繰入れを行わなかったことによって、2年度末の残高8億3,960万5,000円。

（「ゆっくり言ってよ」の声あり）

○財政課長（君塚恭夫君） 8億3,960万5,000円。その下減債基金2億5,660万6,000円、公共施設整備基金1億950万7,000円、ふるさと創生基金2,979万4,000円、道路整備推進基金3,763万円。いずれも令和2年度、今年度の決算見込額となります。

以上です。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

○副議長（末吉昭男君） よろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第8、議案第17号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） それでは、議案第17号の説明をさせていただきます。

令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15万1,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、事項別明細書により歳入予算の説明をさせていただきます。

110ページ、111ページをお開きください。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金1,000円の増額補正は、基金運用による基金利子の実績増額によるものでございます。

続きまして、歳出予算になります。次のページをお開きください。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費1,000円の増額補正は、基金運用による増収となった基金利子相当額を鉄道経営対策事業基金に積み立てるものです。

なお、基金積立及び処分による基金残高は4億1,917万4,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(末吉昭男君) 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(末吉昭男君) 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(末吉昭男君) 日程第9、議案第18号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(宮原幸男君) 議案第18号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明いたします。

議案つづり115ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算の主な内容でございますが、歳入では、被保険者数の減による国民健康保険税の減額、療養給付費等普通交付金の変更決定に伴います減額、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴う減額のほか、繰入金の確定、前年度特定健康診査精算による雑入の増額でございます。

また、歳出におきましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、120ページ、121ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額372万8,000円の減額補正は、本年度当初、現行の保険税率では国民健康保険税の税収が当初予算を下回ることが見込まれておりましたが、税率改正は行わず歳入不足が見込まれる国保税については前年度

繰越金を充当することとしたため、減額補正を行うものでございます。

款 5 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、補正額5,012万9,000円の減額補正でございますか。県からの変更交付決定による交付金の減額でございます。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額122万1,000円の減額補正でございますが、内訳につきましては、121ページをご覧いただきたいと思っております。

節 1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので106万6,000円の減額、節 2（保険者支援分）は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するもので61万円の減額、いずれも実績による減額補正でございます。

節 5 財政安定化支援事業繰越金、国保財政の健全化のための繰入金で、45万5,000円の増額でございます。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 2 その他繰越金、補正額8,987万8,000円の増額補正は、補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

款 8 諸収入、項 2 雑入、目 8 雑入、補正額51万6,000円の増額補正は、令和元年度の特別交付金で、特定健康診査負担金精算金でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、122、123ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、補正額3,346万7,000円の増額補正は、実績により増加を見込み計上したものでございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、補正額184万9,000円の増額補正も、実績により増加を見込み計上いたしました。

以上で令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第10、議案第19号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第19号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

議案つづり125ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、交付決定に伴います保険基盤安定繰入金の減額、歳出では、実績見込みによりまして、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、130、131ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金、補正額223万1,000円の減額補正は、繰入金額の交付決定により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。次のページ、132、133ページをお願いいたします。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額223万1,000円の減額は、被保険者から納付された保険料及び基盤安定繰入金等を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、基

盤安定繰入金の実績見込みによりまして、納付金を減額補正するものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第11、議案第20号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第20号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険料の特別徴収者の増に伴う保険料の増加、滞納繰越分普通徴収保険料収入の増加、あと、介護給付費実績の減に伴って、国・県及び支払基金の介護給付費負担金

交付金の減額、各負担金交付金の介護給付費繰入金の減額分について、介護給付費準備基金繰入金を増額する必要が生じたため補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,259万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,170万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。140ページ、141ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料287万6,000円の増額補正は、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減、滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,922万4,000円の減額補正は、介護給付費負担金変更交付申請に基づき補正するものであります。

項2国庫補助金、目1調整交付金1,377万2,000円の減額補正は、保険給付費実績減に伴うものであります。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）2,000円の増額補正は、前年度交付金精算に伴うものであります。

目4保険者機能強化推進交付金28万6,000円の増額補正は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金であります。

目5介護保険事業費補助金11万円の増額補正は、制度改正によるシステム改修費補助金に伴うものであります。

目6保険者努力支援交付金239万円の増額補正は、令和2年度からの制度で、市町村の取組に応じて支援される交付金であります。

款5項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,979万9,000円の減額補正、及び目2地域支援事業支援交付金55万1,000円の増額補正と、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金1,118万7,000円の減額補正につきましては、交付金の変更交付申請に基づき補正するものです。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,000円の増額補正につきましては、前年度交付金精算に伴うものであります。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金425万2,000円の減額は、保険給付費の減に伴う介護給付費繰入金の減額とシステム改修に伴う事務費繰入金を増額するものです。

款8 項1 目1 繰越金3,797万9,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴う補正でございます。

款9 諸収入、項2 目1 雑入144万8,000円は、損害賠償求償事務完了に伴う第三者行為損害賠償金の増額でございます。

歳入は以上となります。

次に、歳出についてご説明いたしますので、144ページ、145ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費11万円の増額補正は、制度改正に伴う介護保険システムの改修に係る委託料でございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費3,490万円の減額補正は、主に短期入所生活介護、通所リハビリ及び通所介護等の実績減に伴う補正でございます。

次の目2 地域密着型介護サービス給付費から、146ページ147ページをお開きください、中段の款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、目2 包括的支援事業まで、予算額に増減がないものについては、財源内訳の変更によるものでございます。

款4 諸支出金、項1 目1 償還金及び還付金3,000円の増額補正は、前年度交付金精算による返還金の増によるものであります。

一番下、款6 項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金1,208万6,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものであります。

以上で、令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。歳出の関係で、このいろいろな給付金とか、これ、訪問介護とかで、私の親の親が訪問介護を受けていたんだけど、訪問介護の費用なんかもこ

の中に入っているという考え方でいいのかな。それでちょっと聞きたかったのは、私の親の親が受けているときに、お医者さんもたまに来ていた。毎回でないけれども、お医者さんも一緒に来ることもあったりしたことがあったんです。それは、多分、看護師さんがちょっと具合が悪いなということで一緒に来たのかどうか分かりませんが、そのときに、インフルエンザの予防接種とか受けていたんですけれども、それは、分からないですけれども、インフルエンザとか何か、お医者さん、病院に行けないものだから、お医者さんが来たときに、インフルエンザの注射も一緒にやりましょうと打ってくれたことがあったんです。

訪問介護にもし入っているとしたら、聞きたかったのは、ワクチンとか、これからどうしてもいけないと人なんか出てきますよね。どうしても会場まで行けない人。そういう人が介護給付金の中というんですか、その中でワクチンとかの接種もやっていくことが可能なのか。この間、テレビなんかで河野大臣なんかは、臨機応変に、各市町村が決まったことじゃなくて、効率的にやるには、そういったのも一緒にすれば、そこにおじいさん、おばあさん、ほかにたくさん人が、何人かいるんだったら一緒にやってもいい。効率的なことを考えて各市町村の対応でやってもいいんじゃないかと言ったんですけれども、その辺も、費用の中で、やれるということが可能なのかどうか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） その大臣の発言がどうかというのは、ちょっとあれなんですけれども、原則、医療と介護、これを同時にやるというのは、点数上、医療費の点とかで、難しい点もあるということです。ですので、ただ今回の接種について、その辺を柔軟に認められるのかというのはちょっと私、今現在把握していないんですけれども、通常であれば、介護で行ったときに、医療的な行為というのは、本来はなかなか難しいのかなというふうに伺っています。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

根本君に申し上げますけれども、議案書に沿った質疑をお願いいたします。

○5番（根本年生君） すみません。ちょっと聞きたかったのは、行けない人、どうするのかということをしよと思ったんですけど、すみません。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。141ページ、国庫支出金の中の6番、保険者努力支援交付金、今年度から始まったということで、239万円が入っております。ここの内容をもう少

し具体的に教えていただけたらと思います。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらは、その2段上にある保険者機能強化推進交付金と非常に似ている部分が多くございます。要は、いずれも市町村の独自の取組に応じて、点数というかものをつけていって、その取組の点数がある程度いっているものに対して、支援されるものなんですけれども、その上の保険者努力支援交付金というのは、予防、健康づくりに関する項目のうち、重要な項目というのが、指標というか内容としてあります。それに対して、今回の保険者機能強化推進交付金、こちらは基本的な項目及び予防、健康づくりに関する項目ということで、非常に内容は似ているんですけれども、いずれも取組に対して、いろいろ細かい評価する項目がありまして、それをどの程度満たしているかに応じて支給されるものとなっております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。本町ではいろいろと取り組んでいただいていると思うんですが、この6番のところに該当する、実際の町で行っていただいた事業としては、どういったものがここに該当しているというふうに考えさせていただいたらいいのでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 一般的な介護予防事業ですかね、例えばサロン活動ですとか、支え合いサポーターですとか、コーディネーター等の事業が含まれていると思います。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 146ページの基金積立金のことについて伺いたと思いますけれども、この1つ前で可決された議案、それからこの補正予算を見ても、なかなか予算編成の中で読み切れない、結構高額な補正が提案、提出されてくるわけなんですけれども、そういった意味でいった場合に、基金積立という概念が必要なのかなというところも、ちょっと感じるところもあるんですけれども、その基金積立金の歳出する場合というか、計上するに当たっての何か決まりじゃないけれども、あるんですか。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 運用としては、前年度の繰越金、それを次年度の不足分等に

充てて、それでなおかつ残ったものを通常は、基金として積むようにはしております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 私は、わざわざ基金にしなくて、繰越金のままでそのままという形はできないんですかという、そういう意味なんですけど。

○副議長（末吉昭男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 繰越金として残しておくだけということも可能だとは思いますが、やはり基金にある程度残っているものについては積むような運用をしております。

○副議長（末吉昭男君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 分かりました。

○副議長（末吉昭男君） オーケーですか。

○1番（渡辺善男君） はい。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第12、議案第21号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算

(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) それでは、議案第21号 令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

議案つづり149ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算であります。収入では、水道料金収入の減、消費税還付金の減、支出では、汚泥処理委託料の減、資産減耗費の増額補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)。

第1条、令和2年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。款1水道事業収益、第1項営業収益ですが、1,094万6,000円を減額し、営業収益の総額を3億618万2,000円とするものです。

第2項営業外収益ですが、1,895万5,000円を減額し、営業外収益の総額を2億2,164万9,000円とするものです。

支出。款1営業事業費用、第1項営業費用ですが、925万6,000円を増額し、営業費用の総額を4億5,846万円とするものです。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明いたしますので、152ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益1,112万6,000円の減額は、水道料金実績見込みによる減額です。

目2その他営業収益18万円の増額は、指定給水工事店手数料・更新手数料の増額です。

項2営業外収益、目3県補助金128万5,000円の増額補正は、県からの補助金額確定による増額です。

目4長期前受金戻入86万8,000円は、除却に伴う工事負担金などの戻入です。

目6 消費税還付金は、2,110万8,000円の減額で、当初見込んでおりました消費税還付金が減額となるためのものです。

支出。款1 水道事業費用、項2 営業費用、目1 原水及び浄水費146万2,000円の減額補正は、面白浄水場の汚泥処理量減による委託料の減額です。

目3 総係費77万1,000円の減額補正は、当初見込んでいた貸倒れ引当金の減額補正となります。

目5 資産減耗費1,148万9,000円の増額補正は、布設替え、機械の交換等、施設の除却費の増額によるものです。

以上で、議案第21号 大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。152、153ページの資産減耗費ですが、今、布設替え、また機械の交換ということでございましたが、少しここを細かく教えていただければと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 資産減耗費の内訳につきましては、水道管を布設替えしたものの、そちらが新しいものに替わりますので、今現在の帳簿上で落としている減価償却費の残った額は、資産減耗費ということで、一括で帳簿上処理しまして、新しいものを登録するというようなことで、水道管と、あと機械類の交換、あと工具とか備品とか、そういったものもありますので、それを処分、処分というか、帳簿上処分するという形になっております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、新しくしました管の長さといいますか、もしくはこの除却した分のお金でもいいんですけれども、その辺はお分かりになりますでしょうか。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 新たに、質問の意味がちょっと取れなかったのですけれども、

施設の今後のことで、よろしいのですかね。

○7番（山田久子君） 管の分だけでも結構ですので、古い管を資産減耗したわけですよね。その分が、距離でも結構ですし、金額でも結構なんですけど、お分かりになりましたらお願いできればと思います。

○副議長（末吉昭男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 内容につきましては、まず構築物で1,031万4,000円、あと機械及び装置で112万7,000円、あと機械工具及び備品ということで4万8,000円となっております。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（末吉昭男君） 日程第13、議案第22号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 議案第22号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホ

ーム事業会計補正予算（第4号）について、ご説明をさせていただきます。

155ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この補正予算は、利用者が当初見込みより減少したこと等に伴う営業収益の減額、介護報酬の過誤調整に伴う返還・再請求による修正益・修正損の増額、介護用の備消耗品の故障等による備消耗品費の増額、及び執行実績に伴う実績減によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益ですが、4,349万8,000円を減額し、補正後の営業収益の合計額を1億6,637万2,000円とし、第2項営業外収益を1万5,000円減額し、補正後の営業外収益の合計額を2,192万9,000円とし、第3項特別利益として150万4,000円増額し、補正後の特別利益の合計額を150万4,000円とするものでございます。

次に、支出。第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用ですが、611万8,000円を減額し、補正後の営業費用の合計額を2億7,539万6,000円とし、第3項特別損失として921万7,000円を増額し、補正後の特別損失の合計額を921万7,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費2億1,016万3,000円を2億585万5,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明させていただきますので、168ページ、169ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、項1営業収益、目1介護報酬収益、補正予定額3,740万2,000円の減額補正及び目2介護負担金収益、補正予定額609万6,000円の減額補正は、長期入所利用者の方の減少及び新型コロナウイルス感染症対策のため、4月から短期入所利用者の受入れを控えたことによるものでございます。

項2営業外収益、目2寄附金及び目5他会計繰入金の増減につきましては、いずれも実績によるものでございます。

項3特別利益、目1過年度損益修正益、補正予定額150万4,000円の増額補正ですが、介護

報酬の再点検を行った際に増額請求できる事案が見つかりましたので、その再請求による増額を見込みました。

続きまして、収益的収入及び支出の支出でございますが、項1 営業費用、目2 施設管理費、補正予定額44万9,000円の増額補正は、介護用の洗濯機やお尻ふきの保温器の故障や尿取りパッド等の購入による備消耗品費の増でございます。

目3 居宅介護事業費、補正予定額105万1,000円の減額補正は、会計年度任用職員1名分の実績によるものでございます。

目4 施設介護事業費、補正予定額625万7,000円の減額補正は、会計年度任用職員20人分の勤務実績と利用実績による賄材料費の減でございます。

目5 減価償却費、補正予定額77万5,000円の増額補正は、固定資産の増によるものでございます。

目6 外国人技能実習生受入事業費、補正予定額3万4,000円の減額補正は、総合保険について、技能実習生の監理団体のほうで負担したため、支払い実績がなかったためのものでございます。

項3 特別損失、目1 過年度損益修正損、補正予定額921万7,000円の増額補正でございますが、先ほど歳入の過年度損益修正益でご説明させていただきましたが、増額での再請求を行う場合も手続上、サービスの提供月ごとに、既にもらった介護報酬を一度全額返還して、翌月に増額で再請求した介護報酬をいただくという手続を毎月行うこととなります。このため今回の補正は、特別損失として増額することとなります。なお、再請求を開始する今年度は、特別損失が多くなり、結果収支がマイナス計上となりますが、順次増額になる介護報酬が翌月から入ることとなりますので、来年度以降はプラスになり、合計で1,100万以上の収益を見込んでございます。

158ページから167ページまでの給与費明細書等は、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。168ページの外国人技能実習生受入事業費996万円、この内訳を教えてください。

○副議長（末吉昭男君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 当初予算ベースの内容でもよろしいですか。

（「はい、結構です」の声あり）

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 今年度の当初予算ベースの内容につきまして、内訳ですが、報酬が547万9,000円、法定福利費90万円、手当が143万2,000円、備消耗品費が2万円、手数料が2万円、委託料が10万5,000円、使用料が1万5,000円、負担金が141万8,000円、保険料が3万4,000円。

以上でございます。

○副議長（末吉昭男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ちょっとこれ、個人、実習生、実際現場にいる実習生に係る費用と、あと受入れに際して費用がかかっているのは570万ということで、それ以外は、実習生がいるためにかかっているよということなんですかね。保険とか何とかということで、実際受け入れるために、570万、これ3人分ですかね、が支払われている。これは人数が増えるごとにまた増えるという感覚でいいのですか。

○副議長（末吉昭男君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） さようでございます。

○副議長（末吉昭男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（末吉昭男君） 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（末吉昭男君） 挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時00分）

○副議長（末吉昭男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

◎議案第23号～議案第29号の一括上程、説明

○副議長（末吉昭男君） 日程第14、議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算から日程第20、議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算までの各特別会計予算及び各事業会計予算まで一括議題とします。

なお、各議案は、議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第23号から順次説明を求めます。なお、説明員の皆さんには、着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第14、議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算について説明願います。
財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、座ったまま説明をさせていただきます。

令和3年度大多喜町予算書に沿ってご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算。

令和3年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳入歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、7ページをお開きください。

第2表、地方債。

表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域自立促進特別事業債3,630万円。この起債は、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうちソフト事業に係るもので、内容としては、出産祝金、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、子ども医療費、不妊治療費に充当するものでございます。

観光施設整備事業債1,680万円は、中瀬遊歩道の復旧事業に充てるものでございます。

道路整備事業債9,610万円は、辺地対策事業として、町道会所弓木線及び弓木西上線に1,550万円、過疎対策事業として町道大中西線、新坂泉水線、船子東前線に6,050万円、堀切橋の橋梁長寿命化事業へ2,010万円を充当するものでございます。

消防施設整備事業債5,530万円は、電波法の改正に伴い更新が必要となる防災行政無線の固定系の機器等の更新事業、及び小型動力ポンプ付積載車の更新に充当するものでございます。

農林水産施設災害復旧事業債50万円は、令和元年の台風21号に伴う大雨で被害を受けた下大多喜地先のため池の復旧事業に充当するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債190万円は、令和元年の台風等により被災した町道3か所の復旧事業に充当するものでございます。

臨時財政対策債2億円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み計上いたしました。

起債の限度額の合計は4億690万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入を説明させていただきますので、12ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

2、歳入。

款1町税、項1町民税の計は3億4,996万9,000円で、目1個人は、景気の低迷、納税義務者の減少を見込み、目2法人は、税率の改正を含め実績を見込み計上いたしました。

次の項2固定資産税の計は6億335万6,000円で、目1固定資産税の現年課税分は、課税対象物件の変動や実績及び新型コロナウイルス感染症の影響による減額を見込み計上しました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み3,655万2,000円を計上いたしました。

次の項4たばこ税は、実績から見込み7,850万円を計上しました。

項5鉱産税200万円、項6特別土地保有税10万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

項7入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響による減額を見込み、420万円を見込みました。

款2地方譲与税の項1地方揮発油譲与税は、実績見込み、国の財政情報などから、前年度300万円減の1,400万円を見込みました。

次のページをお開きください。

項2自動車重量譲与税4,250万円は、実績や国の財政情報などから前年度同額を見込み計上しました。

項3森林環境譲与税は、平成31年度から新たに譲与されたもので、国の財政情報などから806万2,000円を見込み計上しました。

款3利子割交付金45万円から、款4配当割交付金300万円、款5株式等譲渡所得割交付金270万円は、実績見込み、財政情報などから見込み計上しました。

款6法人事業税交付金650万円は、令和2年度から新たに地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために交付がされるもので、実績見込み及び財政情報などから見込み計上しました。

款7地方消費税交付金2億3,000万円は、実績見込み、財政情報などから2,300万円増額を見込み計上しました。

款8ゴルフ場利用税交付金は、実績見込みなどから、前年度同額の9,800万円を見込みました。

款9環境性能割交付金460万円は、令和元年10月1日の消費税率改正による自動車取得税

の廃止に伴い自動車税に新たに課税され、税収の100分の95のうち100分の47が市町村に交付されるものでございます。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金580万円は、個人住民税の住宅借入金等特別控除による減収補填と、自動車税と軽自動車税として課税される環境性能割の税率が軽減されることによる減収補填でございます。

次のページをお開きください。

項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金1,080万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で減収に対する交付金でございます。

款11地方交付税は、15億3,927万9,000円、前年度4,083万円の減額で、算定の基礎となる国勢調査人口の減、及び単位費用の見直し状況、交付税措置される起債などから見込み計上いたしました。

款12交通安全対策特別交付金150万円は、前年度と同額を見込み計上しました。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、目2衛生費負担金、目3農林水産業費負担金、目4教育費負担金、目5給食費負担金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次の目6災害復旧事業費負担金は、令和元年度の台風などによる被害の農業施設災害復旧事業の負担金でございます。

次のページをお開きください。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料、目2農林水産業使用料、目3商工使用料、目4観光使用料、目5土木使用料、目6教育使用料までの項の合計は5,471万4,000円で、内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2手数料、目1総務手数料、目2民生手数料、目3衛生手数料、目4農林水産業手数料、目5土木手数料まで項の計は3,669万3,000円で、内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金と目2衛生費国庫負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次の目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金481万4,000円は、令和元年の台風等により被害を受けた町道などの災害復旧に係るもので、令和3年度に実施するものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金194万8,000円は、マイナンバーに係る補助金で、

大きく減額となっているのは、観光まちづくり推進事業に係る地方創生推進交付金の減によるものでございます。

目2 民生費国庫補助金、目3 衛生費国庫補助金は、節欄記載のとおりでございます。

目4 土木費国庫補助金3,214万7,000円は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助と、橋梁長寿命化事業で実施する橋梁補修工事等への補助でございます。

目5 教育費国庫補助金736万4,000円は、小中学生の遠距離通学補助が主なものでございます。

次の項3 国庫委託金、目1 総務費委託金と目2 民生費委託金、次のページをお開きください、の計251万6,000円は、それぞれ節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

款16 県支出金、項1 県負担金、目1 総務費県負担金、目2 民生費県負担金、目3 衛生費県負担金、目4 土木費県負担金、目5 教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。目4の土木費県負担金の大きな減額は、地籍調査費の減少によるものでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金218万円、目2 民生費県補助金2,445万3,000円は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

目3 衛生費県補助金、目4 農林水産業費県補助金は、節欄、説明欄記載のとおりとなっております。

次のページをお開きください。

目5 商工費県補助金、目6 土木費県補助金、目7 消防費県補助金、目8 教育費県補助金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目9 農林水産施設災害復旧費補助金は、令和元年の台風被害等に係る農業施設災害復旧事業補助金でございます。

項3 県委託金、目1 総務費委託金、目2 民生費委託金、目3 土木費委託金、目4 消防費委託金は、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

款17 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、次のページをお開きください、目2 利子及び配当金、項の合計4,046万2,000円は、節及び説明欄に記載のとおりでございます。

項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入2,821万1,000円は、城見ヶ丘団地2区画、大戸分譲地1区画の分譲を見込み計上しました。

款18 寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金1億2,000万円は、ふるさと納税の現状の推移

を見込み計上しました。

次の款19繰入金、項1基金繰入金の計は3億3,866万円で、対前年度3,498万4,000円の減額でございます。

目1財政調整基金繰入金1億8,696万7,000円は、財源不足を補うための繰入れでございます。

目2ふるさと基金繰入金は、面白峡遊歩道整備事業とふるさと納税返礼品などへの繰り出しが主なものでございます。

目3公共施設整備基金繰入金は、斎場無相苑の屋根改修の設計業務に充当するものでございます。

目4東日本大震災復興基金繰入金は、地域防災計画の見直しに係る経費に充当するものでございます。

目5ふるさと創生基金繰入金から目9観光施設等管理基金繰入れまでは、各基金の設置目的に応じた事業に充当するために繰り入れるものでございます。

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金111万1,000円、次のページをお開きください、目2後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円、合計111万2,000円は、各特別会計から節欄及び説明欄に該当する場合に繰り入れるものでございます。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上しました。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料50万円は、税金等の延滞金収入でございます。

次の項2町預金利子6,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

次の項3貸付金元利収入100万円は、高額療養費貸付償還金を計上しました。

次の項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入399万8,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次の項5雑入、目1滞納処分費2万1,000円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目2雑入4,970万6,000円は、説明欄記載のとおりでございます。対前年度799万9,000円の減額でございますが、減額の主なものは、説明欄に記載はございませんが、前年度は、海洋センターの修繕助成金の減が主な要因でございます。

次のページをお開きください。

款22町債、項1町債は、節の区分で第2表において説明をさせていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

目1の総務債から目6臨時財政対策債の計は4億690万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次のページをお開きください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費7,688万9,000円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金などが主なものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は3億4,352万5,000円で、この目は特別職及び総務企画関係職員の人件費、次のページをお開きください、財政会計関係職員の人件費、一般事務費として、共済費は追加費用の負担金、行政連絡員報酬、宿直業務委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、ほかに職員の研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目2文書広報費996万2,000円は、文書管理事業として需用費は法規集の追録代などの経費でございます。

次のページをお開きください。

広報おおたき発行事業は、「広報おおたき」の印刷製本費、ホームページ管理業務は、ホームページ管理システムの使用料でございます。

次の目3財政管理費734万9,000円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。

目4会計管理費159万4,000円は、会計関係の事務経費でございます。節11役務費の手数料は、指定金融機関派遣手数料でございます。

目5財産管理費2,665万7,000円のうち、公有財産管理事業は、町有車両、町有建物の保険料と、旧総元小学校に係る経費などでございます。

次のページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種委託料や使用料、借上料、町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料等でございます。

次の目6企画費は、3億9,315万2,000円、前年度比較4,908万円の増額でございます。

企画費の主なものとしては、次のページをお開きください、定住化対策事業では、会計年度任用職員として、新年度集落支援員を予定しております。地域おこし協力隊事業では、新規で有害鳥獣対策、移住相談や情報発信の隊員を増員する予定でございます。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するために実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やNTT柱へのケーブルの添架料などでございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金で、地域公共交通対策事業は、路線バス及び地域公共交通活性化協議会補助金とデマンド型地域交通の運行経費などでございます。

次のページをお開きください。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などでございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

地域通貨事業は、昨年12月から利用を開始している大多喜町電子地域通貨の運用に係るものでございます。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催等、結婚を支援するものでございます。

広域行政推進事業は、令和2年度まで企画事務費の郡市広域市町村圏事務組合負担金と、企画関係団体の負担金など、広域的な事業を分かりやすくするため、新たに別事業としたものでございます。

次のページをお願いします。

いすみ鉄道対策事業は、令和2年度まで地域公共交通対策事業から、いすみ鉄道関連を新たに別事業としたものでございます。

交流促進事業は、町との交流人口・関係人口の増加を推進するため、地域資源を生かした施策を実施するものでございます。

次の目7電子計算費6,599万8,000円は、印刷用消耗品、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料などでございます。

次のページをお開きください。

目8諸費は2,187万1,000円を計上しました。

総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、交通安全対策事務費は、交通安全協会補助金が主なもの、防犯対策事業は、防犯灯関連経費と特殊詐欺対応電話購入

補助金など、防犯関連経費でございます。

コミュニティ育成事業は、地域のコミュニティの活性化を推進するため、地区集会施設の新築・改築等を助成するもので、令和3年度は森宮区集会所の改修を予定しております。

外国人技能実習生受入事業は、現在受け入れている3人の外国人技能実習生経費についての繰出金を計上してございます。

税務事業の還付費は、新型コロナウイルス感染症の影響で、法人町民税の予定納税の還付の増額を見込み、前年度より100万円増額の400万円を計上してございます。

次の項2徴税费、目1税務総務費6,362万6,000円は、税務関係職員人件費と税務総務事務費では、関係団体への負担金などでございます。

次のページをお開きください。

目2賦課徴収費2,314万円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と、地図情報システム管理事業は、毎年実施している地図情報データの修正に、令和3年度は土砂災害警戒区域対象筆に対する委託料が追加となっております。

次のページをお開きください。

項3戸籍住民基本台帳費4,144万4,000円は、戸籍関係職員人件費と戸籍システムの保守委託料や借上料等で、次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料及び個人番号カード等関連経費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費62万円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

目2衆議院議員選挙費707万8,000円は、令和3年10月21日任期満了に伴う衆議院議員総選挙の執行経費でございます。

目3大多喜町長選挙費788万7,000円は、令和4年1月28日任期満了に伴う大多喜町長選挙経費でございます。

次のページをお開きください。

項5統計調査費、目1統計調査総務費602万6,000円は、統計関係職員の人件費と統計関係の事務費でございます。

目2各種統計調査費89万3,000円は、説明欄記載の各統計調査経費でございます。

次のページをお開きください。

項6監査委員費、目1監査委員費46万6,000円は、監査委員の報酬、研修に係る経費など

でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費 4億4,427万8,000円は、社会福祉関係職員の人件費と社会福祉事務費、次のページをお開きください、社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会補助金が主なもので、障害者福祉事業は、介護給付費と扶助費が主なものでございます。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なもので、次のページをお開きください、高額療養費貸付事業は、前年度と同額を計上しました。

戦没者追悼式関係事業は、戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計への法定繰出金、少子化対策事業は、出産祝金と令和3年度から新たに始める入学祝金でございます。

目2 国民年金費552万6,000円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

目3 老人福祉費2,182万円は、高齢者在宅生活支援事業では、緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主なものでございます。敬老祝事業費は、敬老祝品等の報償費が主なもので、次のページをお開きください、老人福祉団体助成事業は、老人クラブなどへの助成事業、老人日常生活用具給付事業、地域ボランティア事業補助金、介護予防事業に係る委託料、老人ホーム入所判定委員の報酬と老人保護措置費を計上してございます。

目4 青少年女性対策費87万5,000円は、青少年相談員への報酬や活動費の補助、目5 介護保険事業費 2億1,986万2,000円は、地域包括支援センター運営事業の予防ケアマネジメント業務委託料、社会福祉法人等利用者負担軽減事業と、次のページをお開きください、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費繰出金の増などにより、前年度より613万円の増となっております。低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険特別会計への繰り出し、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会への委員報酬でございます。

目6 後期高齢者医療費 1億8,530万8,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費3,005万4,000円は、子育て支援関係職員の人件費、子ども医療費の扶助費、子ども・子育て支援事業でございます。

次のページをお開きください。

目2 児童手当費8,337万2,000円は、児童手当の支給に係るもので、目3 母子福祉費106万7,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目4 児童福祉施設費 2億9,788万9,000円は、保育園関係職員の人件費と保育園2園の施設

管理費のほか、賄材料費、送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお願いします、次の児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費、需用費と車両借上料が主な経費でございます。地域子育て支援センター運営事業は、関係職員の人件費など、特徴のある教育の展開事業は、英語教室に加えサッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

次のページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億1,774万4,000円は、衛生関係職員人件費、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費用を助成する扶助費、医療体制整備事業は、国保国吉病院負担金が主なものでございます。

目2予防費4,245万5,000円は、がん検診事業では、がん検診の委託料、予防接種事業は、次のページをお開きください、予防接種の委託料と、風しん、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の助成金、健康増進事業は、健康診査委託料が主なものでございます。

感染症予防対策事業は、消毒液などの消耗品等、消毒作業用動力噴霧器の保守経費で、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金でございます。

次の目3環境衛生費5,342万2,000円は、環境関係職員人件費と、次のページをお開きください、環境衛生事務費は、夷隅環境衛生組合負担金が主なものでございます。

水道未普及地域対策事業は、上水道未普及地域等の家庭用飲用井戸等の整備に対する補助金でございます。

環境保全事業は、不法投棄監視員謝礼や住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、環境基金積立金が主なものでございます。

空家等対策事業は、対策協議会の開催経費などでございます。

次のページをお開きください。

次の目4母子保健事業費974万6,000円は、子育て世代包括支援センター運営事業では、乳幼児相談の医師報酬や報償費、各種健康診査委託料、妊娠・出産包括支援事業は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について包括的に支援する事業で、妊婦、乳児の健康診査委託料、新生児の聴覚検査や不妊治療費、子育て応援ヘルパーの派遣や子育てタクシーなどを計上いたしました。

次の目5火葬場費1,596万8,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費と、次のページ

をお開きください、火葬炉運転業務委託料と火葬炉改修工事、無相苑の屋根の防水改修工事の設計業務委託料が主なものでございます。

次の目6 地域し尿処理施設管理費166万9,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費4,011万3,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経費でございます。

目2 塵芥処理費1億3,987万8,000円は、環境センターの運営経費、次のページをお開きください、ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンターの負担金が主なものでございます。

次の項3 上水道費、目1 上水道運営費7,000万円は、上水道高料金対策事業として水道事業会計への繰出金でございます。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費1,560万1,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費などでございます。

次のページをお開きください。

目2 農業総務費4,270万3,000円は、農業関係職員の人件費と、農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主なものでございます。

目3 農業振興費1,551万2,000円は、養老溪谷観光センターの指定管理料や、農業再生協議会補助金、農業次世代人材投資資金、農業関連団体への補助金などが主なものでございます。

目4 畜産業費44万3,000円は、畜産関係団体への補助金などでございます。

目5 農地費3,835万円は、対前年度3,915万1,000円の減額で、減額の主な要因としては、基幹農道の3つのトンネルと橋梁の点検及び保全計画が完了したことと、ため池ハザードマップの作成の減によるものでございます。

鉍毒ダム対策事業は、平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、次のページをお開きください、基幹農道整備事業は、農道のトンネルの電気料と保険料、土地改良関係団体事業は、補修用原材料費、関係団体負担金などでございます。

多面的機能支払交付金は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理への交付金でございます。

中山間地域等直接交付金事業は、活動している4団体に対する交付金、環境保全型農業直接支払交付金事業は、実施している1団体、面積220アールに対する交付金でございます。

目6 農業施設費757万5,000円は、基幹集落センター、次のページをお開きください、味の

研修館及び農村コミュニティーセンターの運営経費などがございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費8,202万8,000円は、林業関係職員人件費と、次のページをお開きください、林業関係の事務費及び猪、猿、鹿、小動物の捕獲報償金や、有害鳥獣駆除委託料と有害獣被害防止実施団体補助金が主なものでございます。

目 2 林業振興費830万4,000円は、森林整備、林業振興及び森林環境譲与税事業でございます。

次のページをお開きください。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費5,205万4,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

目 2 商工業振興費2,219万1,000円は、大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館管理委託料、就職情報案内事業、空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

次のページをお開きください。

目 3 観光費 1 億720万円は、観光施設管理事業として、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理などの経費、施設改修事業は、国道297号大多喜バイパス沿線にある観光の看板 3 か所の改修工事でございます。

観光センター管理運営事業は、観光本陣の維持管理、観光振興事業は、次のページをお開きください、お城まつり実行委員会や町観光協会大河ドラマ誘致実行委員会補助及び新規のもみじプロジェクト補助金など、関係団体への補助金が主なもので、天然瓦斯記念館管理運営事業は、施設の管理運営経費、観光推進広域連携事業は、市原市、君津市と連携し、渓谷や里山の豊かな自然環境といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございます。

面白峡遊歩道整備事業は、令和 2 年度から 4 年度までの 3 か年で実施する遊歩道の整備で、観光施設整備事業は、次のページをお開きください、中瀬遊歩道の復旧工事の設計と、小沢又駐車場予定地の進入路の整備工事でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費5,315万4,000円は、土木関係職員人件費と事務経費のほか、道路台帳の更新業務の委託料、関係団体負担金、国県道維持補助金などがございます。

次のページをお開きください。

目 2 登記費1,684万7,000円は、登記関係職員の人件費、登記の推進に係る用地測量や嘱託

登記委託料などでございます。

目3 国土調査費2,457万4,000円は、地籍調査関連経費で、前年度に比べ大きく減少しているのは、調査区域の減によるものでございます。

目4 道の駅管理費348万9,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

次のページをお開きください。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費4,028万円は、町道の維持管理に係るもので、町道の除雪作業委託、排水整備工事、舗装打換工事、道路補修用材料などが主なものでございます。

目2 道路新設改良費1億2,922万8,000円は、職員の人件費と、辺地対策に係る町道会所弓木線と弓木西上線の測量調査委託料、工事請負費は、町道大中西線、新坂泉水線、船子東前線の改良工事でございます。

目3 交通安全対策費240万2,000円は、次のページをお開きください、道路区画線工事、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などでございます。

目4 橋梁維持費5,700万円は、町道に架かる橋梁の長寿命化計画の見直しと堀切橋の補修工事でございます。

項3 都市計画費、目1 街路事業費309万2,000円は、街なみ整備助成事業補助金が主なものでございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費2,217万8,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建て住宅耐震診断費用補助金、横山住宅の管理費などに係るものでございます。

次のページをお開きください。

目2 宅地造成費1,133万6,000円は、城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料、城見ヶ丘団地定住化補助金などでございます。

次の目3 住宅助成費1,300万円は、定住化対策として実施する住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費2億1,723万7,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目2 非常備消防費3,141万5,000円は、消防団員の報酬と消防団員の費用弁償、健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などでございます。

次のページをお開きください。

目3 消防施設費1,498万9,000円は、消防車両等の修繕料や燃料費、備品購入費は小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。

目4 災害対策費6,934万円は、地域防災対策事業は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員手当、地域防災計画の見直しなど、排水機場管理事業は、次のページをお開きください、久保の排水機場などの管理委託料、防災行政無線維持管理費は、防災行政無線の維持管理に係る経費で、備品購入費は電波法の改正により更新が必要な防災行政無線固定系の機器の購入でございます。

次の款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費101万1,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会に係る経費でございます。

目2 事務局費8,053万3,000円は、教育長や職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員や学校用務員の報酬、次のページをお開きください、小中学校の校外学習等の移動用車両借上料、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費4,222万5,000円は、小学校管理事務事業は小学校医・薬剤師の報酬、次のページをお開きください、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業は、小学校2校の電気・水道料などと、パソコン使用料などが主なもので、学校管理事業（西小・大小）は、小学校の学校管理事務経費や施設管理経費などでございます。

次のページをお開きください。

目2 教育振興費2,743万5,000円は、小学校2校の教育活動で使用する教材費や、クラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料、学校給食費の無料化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品等補助金などでございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費2,210万4,000円は、中学校の学校医・薬剤師等の報酬、次のページをお開きください、通学用の送迎バスの委託料、パソコン借上料や学校管理事務経費、校舎等の施設管理経費などでございます。

目2 教育振興費3,015万8,000円は、次のページをお開きください、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無償化に係る補助金などでございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費4,287万円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費、関係団体への補助金などが主なものでございます。

次のページをお開きください。

目2 公民館費1,212万8,000円は、中央公民館の光熱水費や施設警備委託や清掃管理業務委託などの施設管理費などでございます。

次の目3 図書館費885万2,000円は、光熱水費や、次のページをお開きください、施設警備などの施設管理費と、冊子等作成業務委託料は、「あてら」の発行、図書管理のためのパソコン借上料や図書情報データ使用料、図書の購入費などでございます。

次の目4 文化財保護費51万2,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財に係る補助金・負担金でございます。

次の目5 視聴覚教育費28万1,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚センターの負担金でございます。

次の項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,227万6,000円は、保健体育関係職員人件費やスポーツ推進委員報酬、次のページをお開きください、町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などでございます。

次の目2 体育施設費2,410万1,000円は、海洋センター管理運営事業では、プール、体育館、武道場に係る維持管理、運営経費などでございます。

次のページをお開きください。

海洋センター屋外施設管理運営事業は、海洋センター屋外施設の多目的広場・野球場・テニスコートなどの光熱水費や施設管理経費でございます。

目3 学校給食費9,448万円は、学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や光熱水費、給食の材料費、給食配送委託料などが主なものでございます。

次のページをお開きください。

次の款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費と、項2 公共土木施設災害復旧費は、令和元年の台風等に伴う豪雨により被害を受けた農業施設、町道及び河川の災害復旧工事などでございます。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金は4億2,256万8,000円、目2 利子は2,062万4,000円で、町債を償還する元金及び利子でございます。

款12 予備費、項1 予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の136ページから147ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただき、148、149ページをお開きください。

この調書は、継続費に関する調書で、表内の款6 商工費、項1 商工費、事業名面白峽遊歩道整備事業、全体計画の年割額は、令和2年度が6,230万、令和3年度4,480万、令和4年度5,100万で、合計1億5,810万円、前年度末までの支出見込額が4,698万7,000円で、当該年度、翌年度は年割額どおりの支出予定額で、進捗率は記載のとおりでございます。

次の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名農業施設災害復旧事業、全体計画の年割額は、令和2年度4,288万円、令和3年度5,361万2,000円、合計9,649万2,000円で、財源は、合計で農林水産施設災害復旧費補助金が5,591万1,000円、地方債が1,090万円、その他は受益者負担金等で2,840万4,000円、一般財源が127万7,000円でございます。

前年度末までの支出見込額が3,753万2,000円で、当該年度が5,896万円の支出予定で、進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載してあるものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、令和3年度末の現在高は、表の右端の欄の合計、一番下になります、43億4,693万8,000円の見込みでございます。

以上で、令和3年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

なお、2時5分から再開いたします。

（午後 1時55分）

○副議長（末吉昭男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

○副議長（末吉昭男君） 次に、日程第15、議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、説明願います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議長のお許しをいただきましたので、座ったまま説明させていただきます。

議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせて

いただきます。

予算書の155ページをお開きください。

この会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を適正に管理するための会計で、必要に応じてすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

令和3年度予算では、基金から生ずる利息分相当額についての歳入の受入れと、基金への積立金を予定しております。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容について、事項別明細書によりご説明させていただきます。

162ページ、163ページをお開きください。

2、歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金13万5,000円を基金利子として計上いたしました。

次のページをお開きください。

歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費13万5,000円を計上いたしました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第16、議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせて

いただきます。

議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書167ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算総額は14億3,607万6,000円となり、前年度と比較し1億7,593万9,000円の増でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,607万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、174、175ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税2億1,339万7,000円、目2退職被保険者等国民健康保険税7,000円、合計で2億1,340万4,000円でございます。被保険者の減及び令和2年度収納見込みにより、前年度と比較し717万5,000円の減額でございます。内訳につきましては、175ページに記載のとおりでございます。

款2項1目1一部負担金につきましては、前年度と同額の1,000円でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度と同額の5万5,000円を計上してございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金10億7,324万6,000円、内訳につきましては、175ページ、説明欄記載のとおりですが、普通交付金10億5,501万4,000円、これは、出産育児一時金及び葬祭費以外の医療費について、県から全額交付されるものでございます。また、特別交付金1,823万2,000円につきましては、特定健康診査や保険者努力支援の交付金となります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金9,378万3,000円で、内訳といたしまして、175ページ、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）3,762万8,000円は、県及び町からの繰入りで、負担率は県4分の3、町が4分の1でございます。

節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）2,030万5,000円は、国・県及び町からの繰入金

で、国2分の1、県、町がそれぞれ4分の1となっております。

節3 職員給与費等繰入金2,727万1,000円は、人件費及び事務費に対する繰入れ、節4 助産費等繰入金196万円は、出産育児一時金の3分の2相当の繰入れでございます。

176、177ページをお願いいたします。

節5 財政安定化支援事業繰入金438万2,000円は、国保財政の健全化及び国保税の負担の平準化に対する繰入金でございます。

節6 特定健康診査等事業費繰入金223万7,000円は、特定健康診査の追加健診項目に対する法定外の繰入金でございます。

款6 項1 繰越金、目1 療養給付費交付金繰越金1,000円、目2 その他繰越金5,508万4,000円は、前年度からの繰越金を見込んでおります。

款7 諸収入、項1 延滞金及び過料、目1 一般被保険者延滞金1万円、目2 退職被保険者等延滞金1,000円につきましても、それぞれ前年度と同額でございます。

項2 雑入、目1 延滞処分費から目5 退職被保険者等返納金につきましても、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

目6 療養給付費等負担金、目7 療養給付費等交付金1,000円については、前年度分の精算によるものでございます。

目8 雑入37万6,000円は、特定健康診査時徴収金を見込むものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ178、179ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費2,802万9,000円の主な内容につきましては、179ページ説明欄記載のとおりでございますが、職員3名分の人件費及び主な事務費として、基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、レセプト点検業務委託料、また、関係団体助成事業は、県国保連合会負担金でございます。

項2 目1 運営協議会費6万3,000円は、国民健康保険運営協議会委員9名分の報酬でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費8億8,525万3,000円は、前年度と比較し1億1,304万9,000円の増でございます。

目2 退職被保険者等療養給付費10万円は、前年度と同額でございます。

目3 一般被保険者療養費677万6,000円は、前年度と比較して6万7,000円の減でございます。

次のページ180、181ページをお願いいたします。

目4退職被保険者等療養費2万5,000円は、前年度と同額でございます。

療養給付費等につきましては、過去3か年の医療費実績等を基に算出し、計上してございます。

目5審査及び支払手数料174万9,000円は、レセプト審査手数料となり、手数料単価は前年度と同額でございます。

療養諸費の合計は8億9,390万3,000円となり、前年度と比較し1億1,298万2,000円の増でございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、1億6,091万1,000円で、前年度と比較して3,768万1,000円の増となっております。

目2退職被保険者等高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費、及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額の5万円を計上しております。

高額療養費の合計は1億6,106万1,000円で、前年度と比較して3,768万1,000円の増でございます。高額療養費につきましても、過去3か年の医療費実績等を基に算出し、計上いたしました。

次に、項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費ともに、前年度と同額の5万円を計上しております。

項4出産育児一時金、目1出産育児一時金294万円は、1件当たり42万円、目2審査支払手数料2,000円、これはそれぞれ7件分を見込み計上してございます。

次に、項5葬祭費、目1葬祭費125万円は、1件当たり5万円の25件分でございます。

次のページ182、183ページをお願いいたします。

項6目1傷病手当金59万5,000円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の被保険者に支給するための傷病手当金でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分2億1,900万5,000円、目2退職被保険者医療給付費分18万3,000円で、合計2億1,918万8,000円。

項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分7,097万3,000円、目2退職被保険者後期高齢者支援金等分1,000円で、合計7,097万4,000円でございます。

項3目1介護給付金分3,186万3,000円で、これら事業納付金については、県から示され県へ納付する納付金となります。

款4項1目1共同事業拠出金2,000円は、国保連合会へ支払うもので、退職者医療制度対

象者把握のための事務処理拠出金でございます。

款5項1目1保健事業費458万1,000円は、183ページ及び185ページ説明欄に記載のとおりでございますが、報償費は、重複頻回受診者訪問指導の謝礼を今年度から計上したところでございます。需用費は、ジェネリック医療品啓発用消耗品、国保制度のパンフレット等で、役務費は、ジェネリック差額通知代、次のページをお願いいたします、負担金補助及び交付金は、人間ドック経費補助金88件分、平均としては4万5,000円で396万円が主なものとなります。

款5保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費1,727万3,000円は、185ページ説明欄に記載のとおり、特定健康診査委託料及び特定保健指導委託料の経費が主なものでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金でございますが、目1一般被保険者保険税還付金120万円、目2退職被保険者等保険税還付金5万円、目3療養給付費等負担金償還金1,000円、目4療養給付費等交付金償還金1,000円、合計125万2,000円は、前年度と同額でございます。

款7項1目1予備費300万円も、前年度と同額でございます。

以上で、令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第17、議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の199ページをお願いいたします。

本文に入る前に、令和3年度の予算編成状況につきましてご説明いたします。

本予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値を基に予算編成をさせていただいております。歳入歳出の総額は1億4,747万9,000円となり、前年度と比較いたしまして、314万円の増でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,747万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、206、207ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料7,663万2,000円は、年金からの特別徴収による現年度分保険料でございます。目2 普通徴収保険料3,180万5,000円は、現年度分及び滞納繰越分保険料でございます。合計で1億843万7,000円となり、前年度と比較して148万8,000円の増額でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料2万円は、前年度と同額でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金93万2,000円は、事務費に係る一般会計からの繰入金でございます。目2 保険基盤安定繰入金3,751万5,000円は、保険料の軽減状況に応じて県が4分の3、町が4分の1を負担する繰入金で、合計で3,844万7,000円でございます。

款4 項1 目1 繰越金10万円でございますが、前年度からの繰越金でございます。

款5 諸収入、項1 償還金及び還付加算金は、目1 保険料還付金47万4,000円、目2 還付加算金1,000円、合計で、前年度と同額の47万5,000円を計上してございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、208ページ、209ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費63万2,000円は、209ページ説明欄記載の事務的経費で、主なものは、基幹系システム大量一括処理委託料43万4,000円でございます。

項2 目1 徴収費32万1,000円は、説明欄記載のとおり、徴収事務に係る需用費及び役務費でございます。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億4,605万円は、被保険者から納付いただきました保険料と基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金47万5,000円は、前年度と

同額で、転出や所得更正等により保険料が減額となった方に対する還付金でございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金1,000円は、前年度と同額でございます。

以上で、令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第18、議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議長のお許しをいただきましたので、着座のまま説明させていただきます。

議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算案につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書211ページをお開き願います。

令和3年度予算案につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき算出した介護保険料、介護保険サービスに係る保険給付費及び地域支援事業費等により予算編成を行い、前年度比9,700万4,000円、8パーセント増の13億238万3,000円の予算額を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億238万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、218、219ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきましては、基準月額 5,400円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた 9 段階の保険料率及び推計した第 1 号被保険者 3,791人を基に 2 億 1,040 万 2,000 円、前年度比 0.2 パーセント減で計上させていただきました。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金は、介護予防教室事業参加者負担金として、12 万円でございます。

款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料には、事務手数料 5 万 4,000 円、督促手数料 4 万円をそれぞれ前年度同額計上させていただきました。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金には、介護給付費負担金として 2 億 1,082 万円を計上いたしました。

項 2 国庫補助金につきましては、調整交付金として 9,641 万 4,000 円、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分として 891 万 9,000 円、地域支援事業交付金（介護予防・日常生支援総合事業）分として 393 万 2,000 円を、保険者機能強化推進交付金は 198 万 3,000 円を、令和 2 年度からの事業であります保険者努力支援交付金については 239 万円を計上いたしました。

款 5 項 1 支払基金交付金には、介護給付費交付金として 3 億 2,951 万 7,000 円、地域支援事業支援交付金として 427 万 7,000 円を計上いたしました。

款 6 県支出金、項 1 県負担金には、介護給付費県負担金として 1 億 8,581 万 9,000 円を計上いたしました。

次に、220 ページ、221 ページをお開きください。

項 2 県補助金には、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分として 445 万 9,000 円を、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分として 196 万 6,000 円を計上いたしました。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金は、一般会計繰入金として 2 億 1,453 万 3,000 円であります。内訳は、介護給付費繰入金が 1 億 5,255 万 5,000 円、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分が 445 万 9,000 円で、こちらは町法定負担分となります。職員給与費等繰入金が 2,318 万 9,000 円、事務費繰入金が 1,294 万 3,000 円、低所得者保険料軽減繰入金が 1,354 万 1,000 円、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）分が 784 万 6,000 円、こちらも町法定負担分となっております。

項 2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として 2,644 万 4,000 円を計上

いたしました。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料には、延滞金1,000円、項 2 雑入には32万3,000円を計上させていただきました。内訳につきましては、生活保護者の介護認定調査等手数料、介護給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金として32万1,000円、第三者納付金が1,000円、介護給付費返還金が1,000円となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

222ページ、223ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、介護保険関係職員分の人件費2,086万8,000円、介護保険業務に係る事務費314万7,000円を計上いたしました。

目 2 連合会負担金には、第三者行為求償事務負担金 2 万2,000円を計上いたしました。

項 2 徴収費でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として111万4,000円。

項 3 介護認定審査会費でございますが、目 1 介護認定調査等費に介護認定調査に係る調査員の報酬及び主治医意見書作成手数料などで573万6,000円。

224、225ページをお願いいたします。

目 2 介護認定審査会共同設置負担金に、夷隅郡市 2 市 2 町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として、287万4,000円でございます。

項 4 運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会の開催に係る委員12名分の報酬として4万2,000円を計上いたしました。前年度比8万4,000円の減となっておりますが、前年度は第 8 期介護保険事業計画策定年のため、協議会が 3 回開催されたことによるものです。

項 5 選定委員会費でございます。介護老人福祉施設等の募集に係る審査を行う公的介護施設等整備事業者選定委員会委員 4 名分の報酬として1万4,000円を計上いたしました。

款 2 保険給付費でございますが、第 8 期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づいた予算計上をさせていただきました。

項 1 介護サービス等諸費でございます。要介護 1 から 5 の認定を受けた方の居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画などに係る給付費として、合計計11億1,712万9,000円を計上いたしました。

項 2 介護予防サービス等諸費でございますが、要支援 1、2 の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、226、227ページをお願いいたします、2,567万8,000円を計上いたしました。

項3 その他諸費につきましては、介護報酬の審査支払いに係る手数料として69万2,000円を、項4 高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費を合わせて2,366万1,000円を計上いたしました。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費を合わせて350万円を計上いたしました。

項6 特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるもので、特定入所者介護サービス費と特定入所者介護予防サービス費を合わせて4,977万4,000円を計上いたしました。

続きまして、228、229ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に、第8期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上いたしました。

項1 包括的支援事業・任意事業費、目1 任意事業費でございますが、介護給付費等費用の適正化に係る経費、寝たきりの高齢者等へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費として290万2,000円を計上させていただきました。

目2 包括的支援事業でございますが、地域包括支援センター職員3名分の人件費や事務費等で2,110万9,000円を、目3 包括的支援事業、社会保障充実分につきましては178万8,000円を計上いたしました。内訳につきましては、生活支援体制整備事業に地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る報酬及び手当、認知症初期集中支援推進事業では、認知症初期集中支援チームの医師に係る相談業務委託料として2万2,000円を計上いたしました。

項2 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては1,846万9,000円、内訳としまして、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費として1,680万円、ケアプラン作成経費として146万9,000円、総合事業高額介護予防サービス費として20万円を計上しております。

項3 その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援サービスの報酬審査支払いに係る手数料として5万1,000円を計上いたしました。

230ページ、231ページをお開きください。

項4 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費につきましては321万円、内訳としまして、介護予防普及啓発事業に脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発に係る経費と

して95万3,000円を、地域介護予防活動支援事業には、住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う経費として195万7,000円を、地域リハビリテーション活動支援事業には、地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の介護予防活動へのリハビリテーション専門職を派遣するための経費として30万円を計上いたしました。

款4 諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に係る国・県支出金等の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

款5 予備費につきましては、前年度同額10万円を計上させていただきました。

以上で、令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

なお、2時55分から再開いたします。

（午後 2時45分）

○副議長（末吉昭男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時55分）

○副議長（末吉昭男君） 次に、日程第19、議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算につきまして、ご説明いたします。

別冊の水道事業会計予算書、1ページをお開きください。

第1条、令和3年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量としまして、給水戸数3,820戸、年間総給水量99万2,310立方メートル、1日平均給水量2,719立方メートルを予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、第1款水道事業収益で、

第1項営業収益、第2項営業外収益と合わせまして5億1,153万8,000円を予定しております。

続きまして、支出ですが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費を合わせまして、総額4億7,663万2,000円を見込んでおります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、第1款資本的収入、第1項負担金、第2項企業債、次のページ、第3項固定資産売却代を合わせまして、合計で2億7,485万9,000円を見込んでおります。

2ページになります。

支出ですけれども、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、合わせまして4億8,933万2,000円を予定しております。

第5条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、それぞれ3つの事業の総額2億7,300万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第6条、一時借入金、一時借入金の額を5,000万円に決めました。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で7,208万7,000円とするものです。

第8条、一般会計からの補助金ですが、金額を7,000万円と決めました。

第9条、たな卸資産購入限度額ですが、273万8,000円と決めました。

続きまして、9ページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書になりますが、令和3年度中の業務活動、投資活動、財務活動の現金預金の流れを記載したもので、資金の期末残高は2億1,327万7,000円となる見込みでございます。

10ページから19ページにつきましては、職員給与費明細書でございますので、記載のとおりでありますので説明は割愛させていただきます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

継続費に関する調書で、面白浄水場更新工事に係る経費で、年割額総額を9億4,332万7,000円と定めたものです。

次のページをお願いします。

債務負担行為に関する調書で、水道料金システム賃借料の限度額を1,092万3,000円、当該年度以降の支払い義務発生予定額の期間を令和3年度から令和4年度まで、会計システム賃借料の限度額を591万1,000円、当該年度以降の支払い義務発生予定の期間を令和3年度から

令和6年度まで定めたものです。

次に、25ページをお願いします。

令和2年度水道事業予定損益計算書となり、令和2年度の水道事業諸活動の経営成績の見込みを表したもので、経常利益411万1,000円を見込み、当年度未処分利益剰余金が4,446万4,000円となる見込みです。

次に、26、27ページの令和2年度大多喜町水道事業貸借対照表（前年度分）、それから、28、29ページの令和3年度大多喜町水道事業貸借対照表（本年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財政状況を表したものです。

次に、30、31ページは、注記として、重要な会計方針についての記載となります。

次に、32ページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料について、ご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、第1款水道事業収益、第1項営業収益の予定額3億540万9,000円は、前年度比1,168万3,000円の減で、目1給水収益の水道料金収入が主な内容です。

項2営業外収益の予定額2億612万9,000円は、前年度比3,447万5,000円の減で、目2他会計補助金の一般会計補助金、目3県補助金の水道総合対策補助金、目6の消費税還付金が主な内容です。

次のページをお開きください。

続きまして、支出になりますけれども、款1水道事業費用、項1営業費用の予定額4億4,935万8,000円は、前年度比49万2,000円の増で、目1原水及び浄水費の職員給料、パートタイム雇用の会計年度任用職員報酬、水質検査等委託料、浄水場に係る動力費、南房総広域水道企業団受水料、目2配水及び給水費の職員給与、フルタイム雇用の会計年度任用職員給料、次のページになりますが、浄水場に係る修繕費、舗装本復旧に係る路面復旧費、各加圧所動力費になります。

目3総係費の職員給料、各システム等の委託料及び各賃借料、次のページになりますけれども、目4減価償却費の建物等の有形固定資産減価償却費、目5資産減耗費の構築物等の固定資産除却費が主な内容となります。

項2営業外費用の予定額2,687万4,000円は、前年度比108万8,000円の減で、目1支払利息の地方公共団体金融機関等の企業債利息が主な内容です。

項3予備費の予定額40万円は、前年度と同額になります。

次ページ、40ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入ですが、款1 資本的収入、項1 負担金の予定額184万8,000円は、前年度比26万4,000円の減で、目1 加入負担金の水道加入者負担金が主な内容です。

項2 企業債の予定額は2億7,300万円で、配水管布設替事業、面白浄水場更新事業の財源として充当するもので、前年度比5億7,700万円の減となります。

次のページをお願いします。

続きまして、支出ですけれども、款1 資本的支出、項1 建設改良費の予定額3億9,090万円は、前年度比4億9,913万8,000円の減となり、目2 浄水施設費の横山浄水場ろ過機塗装工事、目3 配水施設費の職員給料、布設替工事材料費、舗装本復旧工事などの工事請負費、あと面白浄水場更新工事に係る工事請負費が主な内容となります。

項2 企業債償還金の予定額9,843万2,000円は、前年度比322万5,000円の増となり、目1 企業債償還金で、財務省17件、地方公共団体金融機構41件分の企業債償還金となります。

以上で、令和3年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

次に、日程第20、議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、着座のままご説明をさせていただきます。

議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について、ご説明をさせていただきます。

別冊の予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

総則。

第1条、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条の業務の予定量は、利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人、年

間利用予定者数、施設介護サービス 2 万75人、居宅介護サービス612人です。

収益的収入及び支出。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入は、営業収益と営業外収益と特別利益の合計した特別養護老人ホーム事業収益 2 億3, 421万6, 000円で、支出、特別養護老人ホーム事業費用は 2 億8, 751万4, 000円を見込みました。

資本的収入及び支出。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額145万8, 000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

次に、資本的収入及び支出予定額の資本的収入については見込んでございません。資本的支出は、建設改良費の145万8, 000円となります。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。

一時借入金。

第 5 条の一時借入金の限度額は、1, 200万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第 6 条の予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第 1 項営業費用と、第 2 項営業外費用との相互とします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第 7 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 2 億1, 487万9, 000円でございます。

5 ページから 7 ページは、令和 3 年度予算実施計画で、目別の昨年度との比較になります。

続きまして、9 ページをお開きいただきたいと存じます。

9 ページは、令和 3 年度予定キャッシュ・フロー計算書で、業務、投資活動による 1 年間の現金、預金の流れを表しており、資金増加額は5, 120万5, 000円の減、資金期首残高 1 億 886万9, 000円、資金期末残高5, 766万4, 000円となる見込みでございます。

続きまして、10ページから19ページは、給与費明細等となります。

続きまして、21ページをご覧いただきたいと存じます。

21ページは、令和 2 年度予定損益計算書で、業務、投資活動による 1 年間の資金の流れを

表してございまして、経常損失は8,709万7,000円となり、当年度未処理欠損金は2億7,293万7,000円となる見込みでございます。

22、23ページは、令和2年度予定貸借対照表、続きまして、24ページは、令和3年度予定の貸借対照表になりますが、これらにつきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、予算の明細につきましては、予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

26ページ、27ページをご覧くださいと存じます。

初めに、収入でございますが、特別養護老人ホーム事業収益のうち、営業収益は、施設利用者の介護報酬となり、前年度比97.8パーセントの2億530万7,000円を見込みました。

次に、営業外収益の予定額は、前年度比104.8パーセントの2,187万7,000円で、前年との相違点としまして、外国人技能実習生受入れに伴う経費について、現年度の実績を踏まえまして、一般会計からの繰入金を前年度比111パーセントで計上したものでございます。

次に、特別利益の予定額は703万2,000円で、介護報酬の増額再請求を行いますので、その再請求による増額を見込みました。

次のページをご覧くださいと思います。28ページ、29ページになります。

支出。

項1 営業費用、目1 総務管理費の予定額1億7,048万8,000円は、職員24名分の給与、各種手当、法定福利費、健康診断等の委託料、各種システム類の使用料となり、前年度比99パーセントとなります。

次のページをご覧ください。30ページ、31ページになります。

目2 施設管理費の予定額2,040万1,000円は、前年度比100.2パーセントとなり、内容は、介護用消耗品や医薬材料費、給湯・暖房用ボイラーの燃料費、エレベーターや浄化槽等の点検委託料、電気、水道、ガス料金の光熱水費等でございます。

目3 居宅介護事業費の予定額298万2,000円は、前年度比110パーセントで、会計年度任用職員1名分の報酬・手当、法定福利費で、期末勤勉手当、法定福利費の増に伴う増額となっております。

次に、目4 施設介護事業費の予定額6,432万9,000円は、前年度比105パーセントで、主なものとして、会計年度任用職員19名分の報酬及び給料と法定福利費、嘱託医の報酬、協力医委託料等の委託料、給食の賄材料費等となります。会計年度任用職員の期末勤勉手当の増な

どによる増額となっております。

次のページをご覧いただきたいと思います。32ページ、33ページになります。

目5減価償却費の予定額1,793万円は、前年度比107パーセントで、令和2年度に取得した資産の増による増額となります。

目7外国人技能実習生受入事業費1,048万1,000円につきましては、外国人技能実習生の賃金、法定福利費や受入れに関連する経費でございます。昨年度比111パーセントで、技能実習生の報酬、期末勤勉手当及び法定福利費の増による増額となります。

項2営業外費用の予定額は、前年度と同額でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損39万2,000円につきましては、介護報酬再請求に係る返還金となります。

項4予備費の予定額は、前年度と同額でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。34ページ、35ページになります。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、令和3年度は見込んでございません。

続いて、支出でございますが、施設整備費145万8,000円ですが、工事請負費93万8,000円は、施設のボイラー用の地下重油タンク、キュービクルのコンデンサーの修理等に係る工事請負費となります。備品購入費52万円は、居室のエアコン等の備品の更新費となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（末吉昭男君） ご苦労さまでした。

これで、議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第23号から議案第29号までの令和3年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算の概要説明を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（末吉昭男君） 以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週3月9日及び10日の午前9時から、合同での常任委員会協議会がこの場所で開催されますので、よろしく願いいたします。

3月9日は、総務文教常任委員会が所管する事務について、また3月10日は、福祉経済常

任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月16日は、午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時18分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和3年3月16日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	古茶義明君	企画課長	市原芳則君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	宮原幸男君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	吉野正展君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	西川栄一君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君
会計室長	多賀由紀夫君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	米本敏克君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 8 発議第 1号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 追加日程第 1 議案第30号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 2 議案第31号 観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 3 議案第32号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様、また、滝口代表監査員におかれましては、ご出席いただきまして誠にご苦労さまでございます。本日は審議期間の最終日となります。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

よろしくお願い申し上げます。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

令和3年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議長をはじめ議員の皆様には、年度末の大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと存じます。

さて、本日の会議は、令和3年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針を説明させていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明をさせていただいたところでございます。

令和3年度一般会計予算は、第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の計画初年度であり、計画に位置づけた定住・移住対策事業等の各事業を着実に推進するための予算とさせていただきます。

また、介護保険特別会計予算は、第8期介護保険事業計画初年度であり、計画に基づいた予算とするなど、特別会計及び企業会計におきましても目的に沿った予算とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、行政

報告に代えさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。3月2日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、3月8日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、6番吉野僖一君から報告願います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ご指名によりましてご報告させていただきます。

去る3月8日、10時から夷隅環境衛生組合の議会の定例会がございまして、今年度、令和3年度第1回夷隅環境衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。

会議事件は4件でありました。

まず初めに、選挙第1号 夷隅環境衛生組合議会副議長の選挙が行われ、いすみ市議会議長であります横山正樹様が当選されました。

次に、議案第1号 夷隅環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求める件について、本町議会議長であります麻生勇様が全員一致で選出されました。

そのほか、議案第2号 令和2年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第2号）と議案第3号 令和3年度夷隅環境衛生組合会計予算が審議され、全て可決されました。

令和3年度の本組合会計の予算総額は3億8,051万2,000円となります。

なお、この議案の詳細についてはお手元に配付の議案書のとおりでありますので、ご確認をいただければと思います。

以上で簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第3号）により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第1、議案第23号から日程第7、議案第29号までの令和3年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として、提案理由の説明が終わっております。

3月3日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和3年度の各歳入歳出予算書から質疑され、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願います。

また、質疑については、過日の新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で詳細な質疑、説明はされておりますので、会議規則どおり、各会計の議題について1人3回までとし、あわせて1回の質問で複雑に及ぶようなことがないように簡明に質疑されるようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとし、また、歳出については款ごとに行います。

初めに、款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、ページ45ページの地域おこし協力隊事業の件でお聞きします。これ、せんだって常任委員会で細部にわたり詳しい説明がありましたけれども、その中ですみません、ちょっとまた聞きたいことが出てきたので質問させていただきます。

現在、6名の隊員がいて、新規に6名募集するということですが、最近募集したけれども、予定どおり募集できなかったケースもあると聞いています。また、途中で辞める隊員もいるとのこと。職員と隊員との信頼関係を構築して、地域協力隊を誰がどうサポートするかを考えて、大多喜町の活性化のためには地域協力隊の協力が必要であると考えておりますので、必ず集まらなければならないと思っています。

来年度、採用するためには様々な施策を行わないといけないと思いますけれども、採用できる見通し。万が一集まらなかったときには、来年度の事業に影響があるものと考えます。

どのように考えて採用者を増やし、万が一集まらなかったときの影響についてはどのように考えますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊事業ですが、今お話のあったとおり、来年度12名の予算を取っております。現在6名の地域おこし協力隊員が活動しているところでございますけれども、次年度6名を新規に採用するようなことで計画をさせていただいております。

実務といたしまして、もう地域おこし協力隊員の募集のほうは1回済ませております。その中で4名の地域おこし協力隊員については既に内定しておりまして、4月1日からの活動に入る予定でございます。残り2名につきましては、募集のほうは一旦行ったんですが、応募のほうがなかったような状況でございます。

有害獣の関係で1名、あと移住の関係で1名を、これから再度採用に向けて応募のほうを行っていきたいというふうに考えております。

地域おこし協力隊員は各担当部署が大多喜町にとって課題であるものに対して地域おこし協力隊として協力していただける方を募集しておりますが、活動内容につきましては地域おこし協力隊が自主的な活動として自分で活動内容を検討したり、そういった活動を主にされているところでございます。

地域おこし協力隊員等のケアにつきましては、担当部署のほうで話を聞きながら連携を取ってやっていくような方向性で考えておりますのでご承知いただきたいと思います。

もし集まらなかった場合ということでございますけれども、影響は全くないことはないと思いますが、いる方で活動していただく、また、足りない部分は職員を、いろいろまた新しい内容も考えながら対応していくようにして考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

6名のうち既に4名集まっているということで、本当に大変だったと思っております。残りの2名についても集まっていたらいいなと思っております。

それと、この予算を執行して、協力隊の方が集まっていたら、それで、集めるより、その後どのように活動していただく、この予算をいかに有効に使うかというほうがもっと大事ではないかと思っております。

私の聞いたところによると、全部じゃないでしょうけれども、なかなか隊員と職員の間何かサポート体制が、ちょっといまいちかなというところを聞いたりします。それと、協力隊の方は夢と希望を持って来るんですけども、なかなかやはり何か月かたつと、自分の夢と現実のはざまにあって大変悩んでいる方もいるのではなかろうかと。そういった相談体制とか、あといろいろな地域住民とのネットワークの構成も非常に悩んでいるように聞きます。

集めるだけではなくて、その後、地域協力隊員の方が十分能力を発揮して、この予算が有効に使われるような手だてが必要ではないかと思えますけれども、その辺はどのように考えますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 先ほども申しましたが、やはり地域おこし協力隊員の方、来る前は実態の分からないところで応募して活動していきたいという気持ちでいらっしやっています。その実際に活動していく中で地域に入って、やはり最初に思っていたものとは違うという部分も当然出てくると思います。その際はやはり職員と連携を図って、町のほうでもケアするような、バックアップするような形で対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

歳入及び款 1 議会費、款 2 総務費の質疑を終わります。

次に、款 3 民生費、款 4 衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

款 3 民生費、款 4 衛生費の質疑を終わります。

次に、款 5 農林水産業費、款 6 商工費、款 7 土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） ページ19ページの中ほどの住宅使用料、これは町営住宅の使用料であると思います。それで、町営住宅が最近空き室、数年前までは空き室があまりなかったと思っていますけれども、現在空き室が非常に多くなっていると感じています。現在の戸数は何

室で何室ぐらい空き家なのか、また、横山住宅との関係性はどうなっているのか。

町営住宅には多くの子供たちが居住しており、少子化を防ぐには町営住宅の空き室を減らすことが重要であると考えます。また、管理コストの削減についても考えるべきだと思います。来年度の予算の中に入居者を増やす施策が入っているのか。また、退室する際の若年層が再び大多喜町に居住してもらうための施策も何らかの形で入っているのでしょうか。お願いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまの質問に建設課からお答えをさせていただきます。

まず初めに、現在の空き室の状況ですけれども、一般の町営住宅103戸のうち、2月の26日現在で10戸の空きがございます。

次に、2つ目のご質問で、横山宮原住宅との関係性はどうなっているのかということですが、横山宮原住宅につきましては、町内企業の就業者を入居の対象としておることから、一般の町営住宅とは特段の関係性はないかなというふうに考えております。

続きまして、3点目のご質問ですけれども、来年度の予定の中に入居者を増やす施策は入っているのかというご質問ですけれども、一般の町営住宅につきましては、公営住宅法の適用を受けることで収入の再検討がございます。

入居の募集につきましては、現在、町の広報紙を通じて行っているところでございます。この広報紙等の記事等につきましては、特に予算を必要としないことから、現在予算の計上についてはございません。

最後のご質問で、退室した若年層が再び大多喜町に居住してもらうための施策はどのようなものがあるかというご質問ですけれども、町営住宅を退去する理由としましては、町営住宅、先ほど申しましたように、公営住宅法に伴う設置基準がありまして、収入が多くなるとそれに伴って家賃が上がる。こういうことが想定されて、一般のアパートを借りるよりも町営住宅が安いというふうに思われがちですけれども、これ逆転するような可能性があります。

そういうことから退去されるということで、そういう方につきましては、例えば町内の民間のアパートに入居されたり、新しく町内の分譲地等に家を建てられたり、そういうようなことが現在考えられております。

こういうことから建設課としましては、予算の111ページにありますけれども、町営、住宅取得奨励金、今回1,000万円ほど予算計上させていただいておりますので、そういうものを活用して、町内に新しく住宅を建てられて、引き続き町内に住んでいただけるような、そ

ういう施策を講じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 1点お願いいたします。

113ページであります。

地域防災対策事業であります。令和3年度地域防災計画の修正業務の委託料として736万4,000円ほど予算計上されております。私が申し上げるまでもなく、この地域防災計画というのは防災対策上、市町村が定めなければならない重要な計画であります。

最近、新聞報道を見ますと、災害対策基本法の改正がなされるようでありまして、避難勧告というものが廃止され、避難指示に一本化されるということであります。

いろいろ災害対策につきましては、災害発生するたびにいろいろ検討がなされておりました。基本法の改正をせねばならないというようなことでいろいろ政府のほうで考えているようではありますが、今回町で地域防災計画の修正をするということでもありますけれども、新しいそういう国の情報についてはまだ法律が、改正法が通っているわけではありませんけれども、そういうことを見越して改正すべきではないかと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、やはり住民の災害行動、こちらにつきましても災害、地域防災計画の中でいろいろ取組があると思うんですけれども、この必要な部分、地域住民がすべき必要な部分について地域住民に配布し、各世帯で防災ファイルのようなものとじ込んで有事に備えると、そういうことで各世帯に必要な部分を配布するお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） まず初めに、地域防災計画の修正でございますが、やはり先ほど

の法改正に沿った修正も加える必要があると思います。平成27年に見直して以来、修正のほうを加えておりませんので、今までの法改正、また自主、避難所であったり、そういう町の実情に合ったそういう改正をしてみたいというふうに考えております。

また、その紙版の配布でございますが、この中にはちょっと入っておりませんが、そういうことも含めて今後考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで令和3年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生 勇君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 私は、令和3年度大多喜町一般会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

すみません、花粉症で申し訳ないです。

本年度の予算につきましては、コロナ禍の不透明な状況が続く中にあり、税収や交付金等の歳入減を見据えつつ、限られた財源の中で令和3年度から始まる後期基本計画をはじめ、それぞれの計画に基づき予算化し、各事業のバランスにも配慮された内容となっているものと思われまます。

総務文教面におきましては、近年多発している自然災害への対策も含め、固定系防災行政無線の更新、地域防災計画の修正、防災マップの作成、空き家、空き地を有効活用するための集落支援員の設置、地域おこし協力隊員の増員などの新規事業も盛り込まれているところでございます。また、継続費事業も含め、子育て、教育にも重点を置いた予算となっておりますことから、私はこの予算に賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 私も令和3年度一般会計予算に対して賛成の立場から討論させていただきます。

本町の重要課題であり、人口減少については早急に取り組まなければならないものであります。何より子育て世代への支援は大変重要なことであり、既に取り組んでいる出産祝金事業、子ども医療費の助成、学校給食費の無償化等に加え、妊娠・出産包括支援事業では、子育て支援ヘルパー派遣や子育てタクシー支援を展開する内容です。

限られた財政の中で子育て世代へ手厚い事業が展開される本予算は非常に評価され、今後、人口減少の歯止めをかけることにつながるよう期待するところであります。

そのほかにも、本年度の予算については総合計画をはじめ、それぞれの計画に基づき予算化したもので、有害鳥獣対策、観光施策などに重点を置いた予算であり、私はこの予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私も賛成の立場から討論させていただきます。

本当に過去に例を見ないコロナの影響がある中、例年にも増して様々な政策を打っていただき、大変感謝しております。特に今年は例年に比べて非常に新しい施策が多いなということ強く感じています。特に有害獣対策の隊員の募集、それで大きく期待するところが集落支援員の活用でございます。

地域の活性化、これは何が何でもやらなくてはいけない事業であると考えております。そこに第一歩を踏み出していただいて、地域の活性化が大多喜町の活性化につながるんだという強い思いで、集落支援員の制度を設けたものと思っています。

職員の皆様には今までも大変様々な事業があり、いろいろなたくさんの方の力をやらなければいけない中で、新たにこういった新しい事業を行っていただけることには感謝に堪えません。私どもも一生懸命協力する所存でございますので、ぜひとも大多喜町の活性化に向けて頑張ってくださいと思います。

そのような予算が反映された今回の予算については賛成するものでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算についての採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって議案第23号 令和3年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第2、議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって議案第24号 令和3年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって議案第25号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって議案第26号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 次に、日程第5、議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(麻生 勇君) 次に、賛成者の発言を許します。

2番渡邊泰宣君。

○2番(渡邊泰宣君) それでは、令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

我が国は少子高齢化の進展とともに、要介護高齢者が増加する一方で、それらを支える現

役世代が減少傾向にあり、介護サービスの質、量の充実が求められることは本町も例外ではありません。

令和3年度の介護保険事業は第8期介護保険事業計画の初年度を迎えることになり、予算総額は13億円を超え、前年度と比較しますと8パーセントの伸びとなっております。歳入を見ますと、保険給付及び地域支援事業に要する費用に対して支払われる国、県などの負担金、交付金等、第2号被保険者の保険料は増加しているものの、第1号被保険者の保険料はほぼ横ばいとなっております。

このような厳しい財政状況にある中、滞納者への臨戸徴収を充実するなど、収納率の向上に向け引き続き適切な賦課徴収業務を遂行されるよう強く願います。

また、歳出につきましては、介護保険サービスの利用者の増加に加え、近隣市町村での介護保険施設の開設や町内の小規模多機能型居宅介護施設が開設されることにより、ますます介護給付費等の増加が見込まれます。

よって、今後もさらに介護給付費等の抑制につながるような介護予防施策を十分検討するようお願いし、令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算について賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって議案第27号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 次に、日程第6、議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算

についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって議案第28号 令和3年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 次に、日程第7、議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

反対ですか、どちらですか。

(「賛成」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 賛成ですか。

次に、賛成者の発言を許します。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、令和3年度大多喜町特別養護老人ホームの事業会計予算について賛成の討論をさせていただきます。

それで、特別養護老人ホームの予算につきましては、介護報酬の引下げや施設の老朽化に加え、夜勤のできる介護士の不足などの条件が重なり、赤字決算が続く大変厳しい状態であり、運営費に充当できる資金も減少傾向にある中で、今後の経営が大変危惧される状況であります。

そのような状況であります。大多喜町特別養護老人ホームは大多喜町に存在する唯一の特別養護老人ホームであり、町営ということでもあり、町内の困っている方々を数多く受け入れており、大多喜町の高齢者福祉に大きく貢献しています。

近年では、公的機関では先進的とも言える外国人技能実習生の受入れを行い、介護士不足の解消に努め、新たな加算の不足による介護報酬の向上、夜勤手当や労務環境の整備等による職員の処遇改善を図ることで職員の定着化を図り、支出については、食事提供形態の見直しによる経費削減や、契約内容の見直しや省エネの徹底による光熱水費の削減などの経営改善努力もうかがえます。

このような施設の必要性と経営改善努力がうかがえることから、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については賛成をしたいと思います。

ただし、施設関係者におかれましては、少しでも収益を増やせるように、より一層の経営改善に努力されるよう要望いたします。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私も賛成の立場から述べさせていただきます。

本当に大変厳しい経営状況の中、様々な工夫を行って、今回は介護保険料の見直し等をして新たに収入を得たことなど、様々な工夫をして収入増につなげていることに非常に感謝しています。特に数名の職員の方に聞いたところ、職場が大変明るくなったということをお聞きしております。

特に介護の仕事というのは非常に厳しい仕事です。厳しい仕事をやりながら、職場が明る

く楽しい雰囲気になってくれることは非常にうれしいことです。特に外国人研修生が夜勤も行えるようになったと。みんなが一致団結して、協力して介護施設を盛り立てていこうという機運が非常に見受けられるところでございます。

これからも大変厳しい状況は続くと思えますけれども、大変難しい仕事だと思えますけれども、職員の方々全員でできるだけ職員の方々の心のケアとともに、心がけて楽しい職場を築いていただければ大変助かります。それが見受けられることは非常にうれしい限りです。

今後とも頑張ってください。よろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって議案第29号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、11時から再開いたします。よろしく申し上げます。

（午前10時47分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第8、発議第1号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） それでは、発議第 1 号を説明させていただきます。

発議第 1 号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

それでは、大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の提案につきましては、標準町村議会会議規則の改正に伴い、成り手不足が深刻な議会議員の間口を広げるため、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、議員の出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものでございます。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会の請願手続について、押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものでございます。

この提案につきましては、議会運営委員会で審議を行い、必要と判断し、提案するに至りました。

なお、本町議会会議規則は、全国市町村議会議長会の標準会議規則を基に本町の議会運営等に合わせて採用しており、第 2 条の「欠席の届出」及び第 89 条の「請願書の記載事項等」においても、この準則を基に定めております。

このことから、今回の改正においても、将来を見据えた標準的な規則である全国市町村議会議長会の標準会議規則を採用して、本町議会会議規則の一部を改正することを提案します。

それでは、本文の説明に入ります。

発議第 1 号。

令和 3 年 3 月 2 日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、同、渡邊泰宣議員、賛成者、同、末吉昭男議員、賛成者、同、根本年生議員、賛成者、同、山田久子議員。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

それでは、提案理由については、先ほどの説明のとおりですので、省略させていただきます。

また、説明に当たり本文の朗読を割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

第2条第1項中の事故の事由を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由とする。

同条第2項中の議員の出産に係る産前産後の欠席期間を出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間前の日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内と明記する。

第89条第1項中、請願者の押印を署名に変えることができることとする。

以上で、発議第1号の説明を終わります。

よろしくご審議をいただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

議案第30号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第30号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案は既に配付してあります。

議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第1、議案第30号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) それでは、議案第30号についてご説明いたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

現行条例には、埋立て等に関係するものの責務としての規定はありますが、具体的な行為に対する防止措置及び指導が規定されていないことから、土砂等の埋立て等による崩落の防止措置等を規定し、防止のための措置、崩落等のおそれのある場合には、必要な措置を講ずるよう町として指導することができる規定を加え、災害等の発生を未然に防止しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、本文の朗読は一部割愛させていただきます、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

5条の次に、次の1条を加える。

土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等。

第5条の2、土砂等の埋立て等を行う事業者等は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

第2項、町長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った事業者等に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

これは現行条例で規定していない土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置を条文に追加するものです。

6条第3項は、字句の修正を行うものです。

第8条第2項は、改正前の条例では、3,000平方メートル未満の埋立てをする場合、地域の近隣住民の承諾は必要としていませんでしたが、町外から持ち込まれる土砂等により埋立てを行う場合、3,000平方メートル未満の埋立てであっても、事業区域の近隣住民から承諾を得ることに改正するものです。

附則、施行期日、公布の日から施行することを定めたものです。

経過措置、施行期日以前になされる許可の申請は、旧条例の適用とするものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） この条例改正は必要なことであると考えており賛成するものですが、少し聞きたいことがありますので、述べさせていただきます。

まず、飛散し、流出しないよう必要な措置を講じなければならないとは、具体的にどのような処置、方法はいろいろあると思います。芝を張ったりとか擁壁やったりとか、のり勾配を変えるとか、これはある程度町のほうで最低こういった基準でやってくださいよ、工法については事業者のほうで定めていいものではないと思っています。町のほうで最低ここはやってください。もっと厳しく言うと、もっと上の条項もやってくださいとか、やはりある程度町のほうでこういった基準を設けるべきだと思いますけれども、その辺の基準はどのよう

になっているのか。

あと、これは指導するものとするがあります。指導ということは、指導したけれども、改善しないということも考えられるんじゃないかなろうかと思えますけれども、そういった場合には今度どのような形をもって行うのか。お願いします。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 具体的にどのような行為を、飛散しとか、流出し、これらのおそれのあるということで、どういう指導といいますか、そういうものをするかということなんですけれども、まず、やり方としまして、具体的に言いますと締め固めですね。そういうのをちゃんとやっていただきたいということで、飛ばないように、あるいは崩れないようにということになります。

それから、あと2点目ですけれども、指導するものとするというところで、それでも応じない場合というのがあると思うんですけれども、そういった場合については、規則のほうが条例の、この条例の第28条なんですけれども、措置命令という項目がありますので、そちらで指導は、でも言うこと聞かないということで、今度は勧告という形になってくると思えますので、それで順を追ってやっていくというような形です。

あともう1点なんですけれども、基準なんですけれども、基準につきましては、規則のほうでうたっていくような形になりますので、その辺は規則のほうを直すような形になると思っています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） じゃ具体的な工法については、そのほかの規定で定めているというんでそれ、埋立てするとか、必ず崩落とか飛散とか、必ず100あれば100出てきますよね、必ず。ですから、それを最初から具体的に町のほうで、こういった工法でやりなさいということを確認になっているということでもいいんでしょうか。

あと、もう一つ崩落の場合は一番やはり水の問題が、のり面に水が流れ出ることが、非常に崩落の危険性を高めると思っています。その部分を含めて明確な基準があるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 規則のほうも見直しをしつつ考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、先ほどの300平米未満のところでも、今後近隣住民の方の承諾を得るようにするというお話を、ご説明がありました。過日の説明の中で、この部分におきまして、区長さんの承諾を検討しているというお話があったんですけども、そこをどのような形でお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 以前、先日、条例改正のほうを説明させていただいたんですけども、今回の条例改正につきましては、そのほうは改正せずに現行どおりということでやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ちょっと心配なので質問させていただきます。

今町内で西畑3か所、大多喜、上原ですか、4か所になるんですか、大きな埋立ては。それでこの問題をチェックするのは水質検査しかないと思うんですが、それは定期的に今までやっておりましたか、今後やる予定ですか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 規則のほうで水質検査、土質の検査をやるようになっていまして、現在やっているところ、うちのほうで許可したものについては、そちらのほうはやっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第31号 観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これによって、議案第31号 観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議案は既に配付してあります。

議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 追加日程第2、議案第31号 観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、議案のほうをご覧ください。

議案第31号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、商工観光課とともに、本町の主要産業である観光の振興推進を行っていただいている大多喜町観光協会と観光地域づくり法人DMOとの連携を深め、各種観光施策やイベント等の円滑な推進、実施、また、観光における課題等の認識を共有することなどにより、観光客や観光関連団体等の利便性の向上等を図るため、商工観光課の執務場所を来年度から大多喜町観光センターの会議室に移す予定であります。そのため、大多喜町観光センターの会議室が使用できなくなることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「、会議室」を削る。

第8条第1項中「会議室、町民ギャラリー」を「町民ギャラリー」に改める。

別表第1、会議室の項を削る。

別表第2、会議室の項を削る。

これらの改正は、条例中、会議室や町民ギャラリー等の利用方法、利用時間と使用料を定めている部分から、会議室の利用方法、利用時間や利用料等を削除する改正になります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上で提案説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、今ご説明いただいたんですけれども、3つほどご質問させていただきたいと思っております。

今の説明とともに、せんだっての全員協議会での説明の部分も含めまして、質疑をさせていただきたいと思います。

現在の今ご説明では、商工観光課の強化ということでお話がございました。それと同時に、せんだってのお話では農林課さんとの兼ね合いも兼ねて、農林課さんのほうの強化も含めて

ということでお話がありました。その中で今回、商工観光課さんが観光センターさんのほうへ移動されるということで伺いましたけれども、農林課さんを移動するという部分も含めての検討というのはされたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいま商工観光課長が申し上げましたとおり、農林課においても林務行政の強化を図るために林務係を設置するということで考えております。それだけではなくて、やはり商工観光課を観光本陣に移転することで観光協会等と連携を今まで以上に図って、観光政策と移住・定住施策を併せて行って、その相乗効果による推進を図るために実施するものでございまして、農林課の移転については考えていないところでございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

次にお伺いしたいのは、当然のことながらでございますけれども、商工観光課さんが観光センターに行きますと、駐車場の問題があるのではないかと考えております。今でも観光センターさんのところにはお客様がお見えのときはいっぱい、駐車場が塞がっている状況があると思います。その場合、商工観光課さんに用がある方がそこにはとめられない。また、商工観光課さんに用がある方がとめている場合には、観光客の皆様がとめられないということになるのかなと考えております。

この4月1日から移動となりますと、もうついそこにこの問題は出てくるのではないかなと考えているんですが、駐車場の問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 確かに山田議員さんがおっしゃるとおり、駐車場が今現在の5台ございますけれども、不足するのではないかとございまして、現在、観光センターのすぐ隣の駐車場のほうに10台ほど使えるというふうなところがございまして、現在そちらのほうを借りる方向で検討しておりますので、駐車場のほうはそちらでしばらくの間対応させていただいて、もしまた何かあるようでしたら、少し検討しなければいけないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。分かりました。

私、観光行政というのは先ほど観光客の強化という、観光行政の強化ということで、決し

て反対するものではありません。本当に一生懸命やっただけを分かっていますので、そこは承知はしているんですけども、やはり町の観光課という立場で考えさせていただきますと、それは当然のことながら、観光客の利便性はもちろんなんですけれども、観光を通して町に活気が出たり、観光関係者の人たちが潤ったり、町や町民の皆様に様々な面でよい結果が出てくるということが大切なことなのではないかなと思っています。

そういう中で担当課さんが移動されるということは、このような効果をより多く示してもらえるものとなるというように期待をさせていただいていいものなのかどうか。また、今まで以上に町民に対してオープンな観光商工課という立場で行政事務を努めていただくことができるというふうに解釈をさせていただいていいものなのかどうか、その辺を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、山田議員のおっしゃられたように、そういうふうに私どもはできるようにまず進めているところでございますが、先ほども説明しましたけれども、まず農林課の強化ということで耕地林務係を一つ増やすということ。

また、もう一つ商工観光課もやはりそこに移るだけではなくて、今私どもが考えておりますのはJTBの社員さん、それを今任期付職員で採用する。大体今予定でも決まりましたので、そういったことで観光面の強化も含めまして、またそれと同時に移住・定住というものを一緒に含めて進めていきたいと思っています。

それで、全てそこに移すかどうかというのは別ですけども、それはまだこれからの検討課題なんですけども、いずれにいたしましても、そういう観光面でもJTBの職員さんをこちらに1人任期つきで入れますんで、そういった面でも強化していくと。

だから両面を強化するということが、どうしても役場の中は手狭の中でやはりなかなか難しいということ、やはり移動するとなると、関係のあるものとするならば、やはり商工観光課を向こうへ移したほうが、農林課を移すというのはなかなか現実的ではないのかなと。いろいろ検討もさせていただいたんですが、両面の強化ということで進めてきているところがございますので、その期待に応えられるように努力したいと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ご説明の中で、今後林務行政を充実させるためにやむなく移動するんだという説明がありました。それはそれで大変うれしいことなんですけれども、ただ少しち

よっと疑問の点もありますので質問させてください。

まず前回説明があったと思います。その前回の説明の内容と今回違う点があれば、それを説明してください。

それと、今まで前も言ったんですけれども、会議室を使用していた団体との兼ね合いですね。私、過去いろいろ見てみると、今まで町が造っていた施設を町民に開放して、町民のために使ってくださいよという施策は何回かあったと思います。前からあそこに商工観光課、あそこにいたときは町民に開放してくれたわけですね。それで、町民の多くが利用している施設を町のほうで、今まで使う権利があった町民の方々が使えなくなると。その辺の兼ね合いについてはどのように考えているのか。

それと観光協会もコロナの影響で、非常に厳しい経営状態になっているということはお存じだと思います。ですから会議室を利用して、観光客とかが来て、あそこで休憩したりお昼を食べたりということが、現在コロナの影響ではあまりないかも分からないけれども、以前はあそこでお弁当を食べて、お弁当を食べれば観光協会の売上げにもつながっていたと思います。ですから、今までそこを利用していた方々との兼ね合いというんですかね、その辺の影響はかなりあるものだと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 初めに、前回説明したこととちょっと違う点ということでございますけれども、大きな違いではないんですけれども、前回4月1日から全部というふうなお話をしたかと思うんですが、その辺はちょっと状況を見ながら、最初一部だけ行ってとかになる可能性もありますので、それがちょっと違うかもしれません。

あと、今会議室を使っている団体が使えなくなるということで、その辺の兼ね合いをどうするんだということでございますが、今、文化団体とか、あと各種会社の会議、あとギャラリーを使ったりとかということもございます。あと、先ほど議員さんがおっしゃられたお弁当を食べているとかというようなこともございますが、文化団体等については公民館のほうの施設をご利用いただければということで考えております。ほかの会議等についてはやはり公民館ですとかほかの施設もございますので、そちらのほうを使っただけならばというふうに考えております。

あと、お弁当を食べたりとかということでございますが、そちらについては町内の事業者等で使えるところがあれば、そちらのほうをなるべく使っていただいて、直接そちらのほうにお金が落ちるような形になっていけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 様々な配慮をしていただけるということでありがたいんですけれども、本来であればというんですかね、やはりあそこが使えなくなるようになったときに当然ちょっと不便さを感じるというか、今まで利用していたものが使えなくなるということは、その方の権利というまで言うかどうか分かりませんが、権利を侵害するようなところもある。権利を消滅させるんですから、そちらの方々との調整が十分整って、今まで使っている方々もある程度の話をして了解してもらったよとか、その上でやるべきではないかと思えますけれども、その辺の関連団体との話というんですかね、その辺はある程度進んで皆さんに届いているのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 今ご利用されている団体との協議が済んでいるのかということですが、直接私どものほうで協議はしていないんですけれども、観光本陣のほうでもう既に予約のお話が出ていますので、その際に4月以降はちょっと使えないということで、その場合公民館ですとか、そういうところをご利用いただきたいということでお話をさせていただくようお願いしているところでございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほど申したように、使っている団体のほうには十分配慮していただいて、町のやり方、林務行政を充実させるのにどうしてもやむなく要るんだということなどを重々説明してご理解を得るようにしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(麻生 勇君) お諮りします。

ただいま町長から、議案第32号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)の議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第32号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されています。

議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第3、議案第32号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第32号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算(第13号)の説明をさせていただきます。

この補正予算は、3月の補正予算(第12号)で予算措置をした業務について、年度内の完了が困難となったために、繰越明許費を追加させていただくものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正。

第1条、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

その下の第1表をご覧ください。

繰越明許費の補正、追加。表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、保育園管理運営事業49万5,000円。こちらは3月の補正予算（第12号）で予算措置をしたみつば保育園の消防用設備の非常用発電装置の燃料タンクの修繕で、専用の燃料タンクを受注生産するため、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言延長の影響により、年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

合計4億4,537万9,000円は既に設定済みの4億4,488万4,000円に、今回の追加枠49万5,000円を加算した額でございます。

以上で議案第32号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、この事業は今コロナということで遅れるということなんですけれども、出来上がりの予定というか、作成していただける予定のようなものというの見通しはついているんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問、教育課のほうからお答えさせていただきます。

一応目安としましては1か月ほど、実際現在注文が入っているものもまだ製造できていない状況ということで聞いております。1か月ほどかかるとは聞いております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により明日17日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、あした17日から本年6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午前11時43分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

副 議 長 末 吉 昭 男

署 名 議 員 野 村 賢 一

署 名 議 員 根 本 年 生